

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成21年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成21年7月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成21年7月3日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後6時51分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 参考人からの説明聴取（陳情平成20年第100号、同第117号、陳情第12号及び陳情第71号について）
- 2 参考人からの説明聴取（陳情第33号について）
- 3 参考人からの説明聴取（陳情平成20年第201号の2について）
- 4 陳情平成20年第64号、同第72号、同第100号、同第117号、同第136号、同第137号、同第141号、同第149号、同第162号、同第175号の2、同第187号、同第192号、同第201号の2、陳情第5号、第6号、第12号、第33号、第34号、第63号、第64号、第71号、第74号の3、第107号及び第131号

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君

委員 仲村未央さん
委員 渡嘉敷喜代子さん
委員 上原章君
委員 比嘉京子さん
委員 奥平一夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

(参考人) (陳情平成20年第100号、陳情第12号及び第71号について)

沖縄市登川自治会会長 小谷良博君

(参考人) (陳情平成20年第117号について)

倉敷ダム流域振興促進協議会会長 池原秀明君

(参考人) (陳情第33号について)

管理型産業廃棄物最終処分場建設反対実行委員会委員長 阿波根直則君

(参考人) (陳情平成20年第201号の2について)

沖縄電力株式会社取締役副社長 佐久眞章君

(補助者) (陳情平成20年第100号、陳情第12号及び第71号について)

与那嶺増文君

田島清信君

与那嶺正雄君

(補助者) (陳情平成20年第197号について)

内間秀太郎君

仲宗根寛則君

(補助者) (陳情第33号について)

川崎則明君

伊佐眞政君

國吉雅和君

(補助者) (陳情平成20年第201号の2について)

	高木直久君
	池原朗君
	島袋直一君
	屋宜誠君
文化環境部長	知念建次君
環境整備課長	下地岳芳君
観光商工部産業政策課長	上原俊次君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

陳情平成20年第64号外23件及び参考人からの説明聴取についてを一括議題といたします。

本日の説明員として、文化環境部長の出席を求めています。

また、参考人として、沖縄市登川自治会会長小谷良博氏、倉敷ダム流域振興促進協議会会長池原秀明氏、管理型産業廃棄物処分場建設反対実行委員会委員長阿波根直則氏及び沖縄電力株式会社取締役副社長佐久眞章氏の出席をお願いしております。

まず初めに、参考人からの説明聴取について審査を行います。

参考人からの説明聴取については、去る7月1日の本委員会での決定に基づき陳情平成20年第100号、同117号、同第201号の2、陳情第12号、第33号及び第71号の陳情審査の参考とするため、陳情者等からそれぞれ説明を求めるものであります。

初めに、小谷良博氏及び池原秀明氏からの説明を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後参考人から申し出のあった補助者の出席等について協議した結果、補助者の出席等について意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に御協議したとおり、取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対して質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときはあらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うことになっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので御承知おきください。

それでは、まず初めに小谷良博参考人から陳情平成20年第100号沖縄市登川・池原地区への産業廃棄物処理施設の集中抑止に関する陳情、陳情第12号産業廃棄物処理施設新炉建設阻止に関する陳情及び第71号株式会社環境ソリューションによる産業廃棄物処理施設建設の反対に関する陳情の提出に至る背景及び目的について、簡潔に御説明をお願いいたします。

それでは、小谷良博参考人、御説明よろしくをお願いいたします。

○小谷良博参考人 おはようございます。登川自治会長小谷といたします。どうぞよろしくお願いいたします。本日は参考人招致ということでまいりました。何分ふなれでありますので、お聞き苦しいところがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは説明を行いたいと思います。

まず、参考資料の2ページのほうをお願いいたします。平成20年8月4日に我々3自治会は、沖縄市登川池原地区への産業廃棄物処理施設の集中抑止について要請を出しました。その中身をちょっと読み上げていきたいと思っております。

「登川、池原、知花3自治会では、株式会社環境ソリューション、株式会社倉

敷環境の新炉建設については全会一致で反対決議いたしました。理由は、登川の福砂原地域と池原の勢頭原地域には沖縄県医療廃棄物組合、株式会社環境ソリューション、アスファルト工場2カ所、生コン工場、株式会社拓南リサイクルセンター、養豚団地、養鶏団地、酪農団地、株式会社倉敷環境、倉浜衛生施設組合等たくさんの迷惑施設が集中しております。

つきましては、3自治会といたしましては、これ以上の施設は絶対に反対であります。

また、その周辺には沖縄県管理の倉敷ダム、県観光地の東南植物楽園、知花洋ラン生産組合等があります。現在、株式会社倉敷環境が1日当たり200トンの新炉建設を計画しているとのことですが、株式会社環境ソリューションの46.8トンと合計しますと246.8トンとなり、沖縄県全体の90%の焼却量となります。その点から考えますと、このような施設は3自治会が負担するのではなく、沖縄県全体で負担していただきたいと思えます。過去に、北谷町で出土した成分不明の土も登川自治会と締結している公害防止協定に違反して持ち込まれました。このようなことから、我々地元3自治会の住民感情に配慮いただいて、これ以上の新炉建設は許可しないように強く要請をいたします。」、これが平成20年8月4日に出した要請文であります。

次に、3ページをお願いします。これは大会宣言決議であります。平成20年12月21日に総決起大会をやりまして、また再度お願いにまいりました次第であります。これをちょっと読み上げてみたいと思えます。「我々は、人間性豊かな環境づくりを目標に先人たちが築いてきた快適な生活環境、豊かなところをはぐくむ自然を守り、時代を担う子供たちのために次の理由により産業廃棄物、医療廃棄物の新炉の建設に断固反対する。

1、観光施設、農業施設、公共施設等に隣接する場所にこれ以上の産業廃棄物処理施設は必要ない。

1、環境破壊につながる環境ホルモンの発生、ばいじん等による大気汚染、地下浸透による水質汚染、これらの原因による健康被害。

1、現在の産業廃棄物処理施設からの悪臭発生や粉じん被害、野犬による家畜の被害等を経験した経緯から、これ以上生活環境が著しく阻害される不快な日常生活に対する不安。

以上、3つの観点から私たち池原自治会、登川自治会、知花自治会、近隣の農業団体は時代を担う子供たちのために株式会社倉敷環境（旧南商会）、株式会社環境ソリューション（旧中部油ヒ）よりの新炉建設中止まで総力を挙げて戦い抜くことを宣言する。」、これが12月21日に出されました大会宣言であります。

次に、4ページお願いします。これは平成21年3月19日に出しました要請であります。「株式会社環境ソリューションによる産業廃棄物処理施設建設の反対について。平成20年8月4日に沖縄市登川、池原地区への産業廃棄物処理施設の集中抑止についての要請。平成20年12月21日の産業廃棄物処理施設反対総決起大会宣言決議の陳情。また、地域の同意も得てないにもかかわらず、株式会社環境ソリューションは産業廃棄物処理施設の設置許可申請書を沖縄市役所において縦覧に共し、建設を強行しようとしております。我々登川、池原、知花3自治会は大気汚染、水質汚染等による健康被害、周辺土地の価格下落、野犬による家畜への被害、粉じん、ばいじん、悪臭被害等生活環境が著しく阻害されております。

つきましては、本地区に産業廃棄物処理施設、医療廃棄物処理施設の新炉建設を許可しないようにここに強く要請いたします。

1、沖縄市登川、池原地域への過度の集中を避け県内に分散、平準化となるような方策を行うこと。

2、沖縄県は違法状態にある貯留産業廃棄物を是正するよう、事業者及び関連事業者に対して指導、監督を徹底すること。」、これが今までの要請書であります。

以上であります。

○赤嶺昇委員長 次に、池原秀明参考人から陳情平成20年第117号株式会社環境ソリューションの産業廃棄物処理焼却施設建設に反対する陳情の提出に至る背景及び目的等について簡潔に御説明をお願いいたします。

○池原秀明参考人 おはようございます。今回、私たち陳情いたしましたところですね、参考人招致をしていただきまして、意見と説明をする機会を与えていただきまして心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、私のほうは倉敷ダム流域振興促進協会の会長をしております池原秀明と申します。よろしくをお願いいたします。本協議会は、沖縄市の北部地区にあります倉敷ダムの再開発時に発足いたしました。きっかけは沖縄市のいわゆる本土復帰前、この地域が軍用地となっておりまして、その地域は黙認耕作地として多くの方々が農業をしているところでありました。復帰後、農業振興地域に指定をされまして、沖縄市の先導によって復帰後沖縄市の各種農業団地、いわゆる野菜団地、花卉団地、果樹団地等ですね、それから、畜産団地、酪農団地、養鶏団地、肉用牛団地、養豚団地等が先導的に誘致をこの地域にされまして、一大農業団地と言われているところでもあります。そのほか、北見土地改

良区、登川土地改良区、そして内喜納土地改良区ということで、各土地改良区もこの地域に集中しているところでもあります。そういう面では、沖縄市の北部地区を沖縄市としては農業振興地域として位置づけて、第一次総合計画から現在まで農業振興地域として営まれている地域であります。そういう中で今回です、こういった場所でおのずと農業や畜産を営む上では、農業用水が非常に重要だということで位置づけてまいりまして、私たちはその地域から流れている河川から実は農業用水として使っていた。ところが、これが瑞慶山ダム再開発事業によって、いわゆる復帰前は水が奪われました。ところが当時は軍用地であったために黙認耕作地という程度で水が利用されていたわけですが、復帰後は今度は倉敷ダムということで名前が変わって、そして再開発がされた。その時点で私たちは黙認耕作地から先ほど申しあげました土地改良区を含めた農業団地として位置づけられているなかのですね、水、水利権が改めて奪われるということで、交渉団体として組織されたのが私たちの各団体、いわゆる畜産団地あるいは農産物の生産団地を含めた、土地改良区を含めたですね、地域の組織として協議会を立ち上げました。同時に個人の農家もその協会の中に参加をして、100名余りの協議会として今組織されているところでもあります。今回の陳情についてでありますけれども、まず、株式会社環境ソリューションから平成21年2月6日付で産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等が縦覧に供されました。そのために、利害関係者を有する者は意見書を提出することができるとなっておりまして、このことから私たちも意見書を提出いたしました。今回、許可者である県ということもあって、県当局とそれから県議会へ当該地域にもうこれ以上産業廃棄物処理場の建設を許さないという立場で私たちは協議会の総会をもって決議をしてですね、そのことで今回の陳情要請になったわけです。そういう面でぜひ皆さん方ですね、きょうの御審査をよろしくお願いしたいと思います。それでは中身について御説明を申し上げます。

まず、株式会社環境ソリューションが、県に対しての産業廃棄物処理施設許可申請に基づいて計画している産業廃棄物処理施設建設は、周辺地域住民への十分な事業説明もなく合意形成の努力も全く見られませんでした。当地区は農業振興地域でありますけれども、都市計画決定がなされていなくて農業振興地域と知らずに位置づけられていることでもあります。そういう面で産業廃棄物の処理場が、そこの合間を縫ってですね、どんどんその白地地域に進出してきたとなります。周辺地域の農畜産業を営んでいる農家グループの本協議会とはですね、この建設は到底容認できるものではありませんということで、本協会の趣旨をですね、やはり御理解の上で県議会でも下記のとおり決議をしていただくようお願いを申し上げます。

まず1つは、この地域が農業振興地域であるという位置づけであります。当該地区は、本来農業振興地域でありますけれども、軍用地の跡地でもあったためにですね、行政計画のおくれによって産業廃棄物処理施設等が進出してきたものであります。よって、今後は早急に農業振興用地として指定促進を図るのが本質であるだろうと我々は考えておるわけです。さらなる新焼却施設の建設はやはり阻止されなければならないと考えているわけでありまして。

2点目に、環境破壊の問題であります。かかる焼却施設から廃棄されるばい煙、機械運搬車両等の激増によって、生産環境の破壊だけではなく生産農家の健康にも被害が出るおそれが起こっております。

3点目に、企業の説明責任です。いわゆる株式会社環境ソリューションと株式会社倉敷環境はですね、役員のいわゆる配置については大体同じ方々が構成をしているということで、そういう面では私たちは同系列会社だと見ているわけでありまして。そういう面で株式会社倉敷環境が計画の中の新焼却炉建設についても、平成19年6月30日付で文書に基づいて本協会が株式会社倉敷環境にも抗議いたしましたし、さらに株式会社環境ソリューションに対しても同様に抗議をしてきたわけでありまして。しかし、両者からは何らその回答も示されておりません。しかし、地下水の汚染が十分考えられるということで、この件については申し入れたところですね、やはりモニタリングをしてもらうということで7カ所の地下ボウリングの新設は株式会社倉敷環境についてはやっていたいただきました。しかしそれ以外については、何ら対策がとられておりません。現況は、そういう面では誠意のない対応で大きな問題であると認識をして、私たちは到底容認できないと思っております。新施設の建設概要を地域関係者に対して早急に、やはり説明してほしいと。企業の説明責任を果たしてほしいと。そのことによって地域の皆さん方が理解の上で、やはりそういった産業廃棄物を処理する方々はですね、当然やるべきだろうと私たちは思っているわけでありまして。そういう面では、ぜひ説明責任を果たしてほしいということを当局並びに県議会からも要請をしていただきたいと思います。

それから4点目についてですけれども、被害の実態であります。以前から、今の株式会社環境ソリューションは、以前は中部汚泥処理会社とっておりましたけれども、この時代から現在に至るまでですね、現焼却施設より発生するばい煙や悪臭あるいは異臭等で本協議会のメンバーである農家の生産物等に被害を出しております。県の環境整備課からも施設改善命令等が出されております。現稼働施設も、そういう面では対応策が不十分であると考えております。その上にさらなる新施設の建設は企業の利益優先と言わざるを得ない。そういう面では私たちは納得できないと思っております。

5番目に、風評被害の問題であります。施設から公害が発生するおそれがあるために、近隣農地で生産された商品が風評被害に遭うことが予想されます。将来においてですね、やはり農業生産に損害を与える可能性が非常に大きいと。埼玉県の所沢市で起こりました、いわゆるダイオキシンの問題では地域の農産物が風評被害に遭って生産物が売れないという被害を受けました。今回も沖縄市は、この株式会社環境ソリューションから平成18年にやっぱりダイオキシンが基準値の2倍という異常値が出たと報告を受けております。そういう面では、こういったダイオキシンという、いわゆる猛毒と言われているものですね、やはり地域の農産物に降り注ぐようなことになればですね、これがマスコミ報道されるとやっぱり風評被害がまた広がっていくだろうという懸念を強く持っております。

そういう5つの観点から、やっぱり私たちはぜひこの新炉の建設を食いとめていきたいという思いでいっぱいあります。そういう面ではぜひ県議会の絶大な御協力を賜りまして、私たちの要請の趣旨に沿うように御議決、採択いただければ幸いに思います。ありがとうございました。

○赤嶺昇委員長 参考人等の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長正俊委員。

○翁長正俊委員 陳情の平成20年第100号についてですけれども、この固有名詞で、いわゆる要旨の株式会社拓南リサイクルセンターとありますね、これは私確認をとったらですね、拓南ではなく拓琉だと思えますけれども、これ固有名詞ですから、別の会社に迷惑がかかったらえらいことになりますので、これは訂正でよろしゅうございますか。確認をさせていただきませんか、委員長。

○赤嶺昇委員長 小谷良博参考人。

○小谷良博参考人 訂正したいと思います。

○赤嶺昇委員長 小谷参考人から訂正ということですので、わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 皆さま。お疲れさまです。陳情平成20年第100号と同第117号ということですが、陳情平成20年第100号については登川自治会、池原自治会、知花自治会ということで地元の皆さんがもう地域ぐるみでこの問題についてですね、本当に大きな問題だととらえていると思っています。私も4月に現場に行きました。そしたら80メートル近いごみの山とですね、4月の時点でもう悪臭がしたんですね。夏になったら大変だなと思いますし、大型車両とかですね、それから本当にすぐ横に花卉の農家の花卉栽培所があるし、ダムがあったわけですねー倉敷ダムーそういうところにあの新しい施設建設になれば90%の焼却炉、沖縄県全体のというこのような集中というのが本当に許されていいのかということをお自身も感じましてですね、皆さんがやはり地域ぐるみで問題にしているということがよく理解できました。それでは質疑させてください。

この株式会社環境ソリューションが新しい施設建設で県に申請をして、2月6日から3月5日まで申請書の公告縦覧を行ったと。これ県も陳情に対する処理でですね、報告しているんですよ。この地域住民、沖縄市長及び専門家の意見を踏まえて厳正に審査していくと。県は陳情に対する処理方針として出しているんですよ。ですけど、皆さんその後もまた陳情を出されていることはやっぱりその申請書の中で皆さんが縦覧をされた中でですね、疑問点、問題点があるかと思えます。それについていずれからでも説明をお願いいたします。

○池原秀明参考人 今ですね、質疑がありましたように、いわゆる環境アセスメント書に基づく縦覧の問題について、疑問なりあるいは問題があるんなら御指摘いただきたいということでしたので、西銘委員にお答えしたいと思います。

まず1点目は、環境アセスメントの縦覧の説明資料を見ていると、その処理する産業廃棄物の種類の問題についてでありますけれども、いわゆる燃え殻から汚泥、廃油などを含めて各種多様にわたっておりますけれども、最後にですね、いわゆる感染性産業廃棄物が省かれております。ところが環境アセスメント書の中はですね、これが含まれているということで、これはやっぱり焼却炉の算出の問題では、やっぱりデータの的には問題があるんじゃないかと思っております。いわゆる環境アセスメントの中で焼却炉のですね、いわゆる焼却炉のデータをつくる時に医療廃棄物と言われているこの感染性産業廃棄物が省かれている、しかしデータの中にはそれが含まれていると思えます。そういう面では、これはやっぱり記録が不備ではないかとまず指摘をしておきたいと思

ます。

2点目ですね、生活環境影響調査項目の中ですけれども、水環境の性質についてはですね、いわゆる施設排水がないということから調査は行わないと環境アセスメントの中では説明をしております。これは、私たちは問題があると思います。やはり焼却施設からは、確かにそのプラントからは排水はないとは思いますが、このプラントを維持していくために、あるいは現物を運び込むためには運搬車両ないし、あるいは医療廃棄物を運んで来るときにはやはり密閉型のコンテナで運んで来るわけですね、そうすると投棄、投入した後、車を洗浄したり、あるいはコンテナを洗浄したり、この汚染物質を洗浄するときの水処理計画がなされていないということで問題があるかと思っております。

それから3点目についてはですね、焼却施設の設計図を見てみると、廃棄物のピットあるいは汚泥のピット、それと灰の保管施設並びに感染性産業廃棄物等は野外施設のような感じを受けます、設計図面を見ていると。そういう面では野外となると、まあ野積みみたいな形で、確かにコンクリートでピットがありますけれども屋根がかぶさっていませんから、そういう面ではやっぱり水処理施設は必要ではないのかと思っておりますけれども、この水処理施設が一切計画されていないと思います。

それから、4点目なんですけれども、この焼却処理の工程の最後のほうで出てくるいわゆる焼却灰、燃え殻ですね。それからバックフィルター等から出てくるいわゆるばいじんとか粉じんとか、こういうものの最終処分は委託計画となっております。この委託先が実は株式会社倉敷環境となっているわけです。こう説明をしております。現在、株式会社倉敷環境は、今皆さんも現場を見てわかるとおり、最終処分場となっておりますけれども管理型産業廃棄物の最終処分場に一般ごみが廃棄されたり、あるいは安定型産業廃棄物処分場と言われているところに一般ごみも入ったりして、そして管理型産業廃棄物処分場と言われていたところにも、実は実際的には管理型産業廃棄物処分場の機能を果たしてないような状況にあります。そういう中でですね、実際的にはこの安定型産業廃棄物の処分場であったところにいわゆる一般ごみを積み込んだために問題指摘をされて、これを撤去するために今一生懸命作業をしているわけなんですけれども、この撤去場所がないために、いわゆる最終処分場のみずからの自社の埋立地がないためにあのような山積みをした形になっているわけですね。これが沖縄市といわゆる土地賃貸契約を結んだときの条件として海拔68メートルまでが埋立限度ですよということで契約を結んだにもかかわらずですね、海拔68メートルを飛び越して既に海拔80メートルを超していると。20メー

トル近くが山積みされて、まさに今北海道の昭和新山ならぬですね、今私たち地域では南新山というような形でごみの山が行われているという面で、写真を見ておわかりになるかと思うんですけども、こういう状況が起こっています。そういう面では株式会社倉敷環境はもう既にキャパシティを超えていると。そういうふうな中に株式会社環境ソリューションのですね、最終処分場を委託して、そこにその処理をさせるということ自体がいかにか計画がでたらめであるかということ指摘しておきたいなと思います。

それから5点目についてですけども、この生活環境の調査について結果が出されております。これについて見ていると、大気の施設の稼働による影響の予測方法として事業計画予定地周辺での最大着地濃度出現距離を考慮して移動発生源大気拡散予測システムというのをを用いてですね、この予測を行っております。これは実際的には移動発生源大気拡散予測システムというのはどういう状況によって使われるシステムかということ、いわゆる自動車の排気ガス、通常のダイオキシンあるいはオキシダットを含めた排ガス規制をしていくための測定システムがこのシステムなんです。いわゆる移動を常視していく、高さもそういう面では車の低さの中で測られる測定システムですから、これをいわゆる固定型の工場で行う、煙突からはき出されるものと、移動していく車の排気ガスと同じ測定システムで行っていくこと自体が、これは測定法に問題があると。そういう面では予測方法がですね、やっぱりこれは適切な予測ではないと思います。それからですね、そういう面では本来予測するためにですね、前提条件としてやっぱり煙突の高さが入っていなければならないわけですね。ところがここで示されているのは最大着地濃度出現距離を考慮した場合にはですね、煙突の高さやあるいは風によって拡散が違ってくるはずであるわけです。ところが前提条件の設定の中には、いわゆる自動車の排ガスの測定システムを採用しているために、最も高い拡散範囲は予測点の高さ1.5メートルの高さとしていると、そういう状況を設定していると。25メートルの煙突を建てるというのに、この煙突の拡散は調査をしないで、車から出てくる排ガスの1.5メートルの高さで予測をするということ自体がこの予測データのでたらめさを示しているんじゃないかと思われまして。そういう面ではそのやっぱりですね、予測していくデータの中に差がおのずとして生じるんじゃないかと思われまして。以上ですね、今の御指摘に対していわゆる問題点なり疑問点があることについてお答えを申し上げます。

○西銘純恵委員 環境の予測というところでも問題があるということで、それを最終処分するにも株式会社倉敷環境ですか、その現存する施設もさらに使

おうとしている問題とかですね、ちょっと見えてきたんですけれども。ただ信頼関係といいますか、この業者と、そもそも皆さんが日常的に、既に施設はある中で暮らしている皆さんと、この業者との信頼関係が本当に問題があったときに情報開示してやられてきたのかということもやっぱり気になるころなんですが、これまで株式会社環境ソリューション、皆さんとの関係でいろいろ問題になったことはありますか。

○池原秀明参考人 株式会社環境ソリューションについては私のほうからお答えすることにして、株式会社倉敷環境については3自治体の補助者のほうから答弁させていただきたいと思います。まず、株式会社環境ソリューションについてですけれども、やはり以前からですね、いわゆる中部油ヒの汚泥処理株式会社の時代から、現在、いわゆる名前が変わって、会社改名がされて株式会社環境ソリューションということになっておりますけれども、この中部油ヒの汚泥処理会社の時代にはですね、やはり焼却炉の煙突が掃除がされてなかったと。すすがたまりましてですね、このすすが地域の農業団地、いわゆる私たち協議会の一員であるハウスにこれが降り注いで、そしていわゆるタール状のベトツとするような、タール状のいわゆるばいじんが飛んできてハウスを汚したと。同時に当然風を取り込むために開けているわけですけれども、蘭の花にいわゆるこのすすが出て商品化できなかったということで被害を受けたわけでありませう。そういう面ではですね、こちらのほうから作物が販売できなかったということで損害賠償を相手に申し入れたらですね、ちゃんとそれについて賠償金を相手から払っていただきました。そういうトラブルも起こっております。同時に、現在は悪臭、異臭等ですね、これがひどく感じられます。とりわけですね、夜間になるとどうも昼中は燃やせないものを夜間に一生懸命燃やしているような感じがして、夜間になると向こうから通れない状態。本当に脳がくらくらするというかね、普通の臭いとは違って吐き気のするような臭いが相当散在をしているということで、私たちはそういう面では何度か福祉保健所等にも話を入れたし、県のほうにもそれを入れて指導をお願いしてきたわけですけれども、そのたびごとに県の福祉保健所なり県や沖縄市の環境課に指導をさせているところでもあります。そういう面ではなかなかですね、地域の人たちに説明はしないで、こちらから攻撃がいくと説明をするというふうな状態なんで、信頼関係が全くとれないと思っております。

○与那嶺正雄補助者 本日はこういう大事な時期に私どもを呼んでいただいて大変ありがとうございます。私のほうから、今西銘委員のほうから言われまし

た信頼関係について皆さんのお手元にお配りしました14ページのほうから、ちょっと参考のあれを出してありますのでごらんになっていただきたいと思います。

平成15年の何月ごろでしたか、覚えておりませんが、株式会社倉敷環境のほうから48トンの焼却炉、そして45トンの焼成炉を建設したいということでミニ環境アセスメントをやりまして、私ども池原自治会としてもすぐ委員会を立ち上げまして猛反対しました。と申しますのは、本来なら50トン以上だと環境アセスメントをしなければいけないのにどうして48トンと45トンかと。業者、強く向こうに抗議したんです。100トンぐらいにしてちゃんとした手続を踏んでやってくれと。そうしたら向こうの言い分では、いやこのほうが早いからこうしたと。多分県の文化環境部の指導でやったと思います。そういうことで、何度も呼んで協議しました。そうしましたら、まず飛び灰のほうはどう処理するのかと聞きましたら、ちゃんとキレート処理してコンクリートで固めて産業廃棄物管理型処分場に持って行きますと。それいいですねと。灰については、完全溶解しますので全部二次製品に使うと。だからあの山はなくなるんだと言ったのが、そのときの写真が最後のこのページです。これが最初のお互いが向こうと話し合いしたときの写真になっています。それから僕はほとんど毎月のように写真を撮っておりまして、あのころ私の家からも見えなかったんですが、だんだんこれが高まって毎年10メートルぐらい上がっていったんです。そういうことで、おかしいと。全然部落との約束を守ってないし、たしかそのころ池原自治会から沖縄市のほうにちゃんと指導してくれと、県のほうへも何度も行きました。そういう県とか沖縄市とかが言うのも聞かないで、ましては部落との約束も、あの山をなくすからつくるんだというちゃんとした約束をしたんです。その翌月はたしか文教厚生委員の皆さんも向こうに来られたんじゃないかなと、平成19年ですね。そのときに県のほうから私呼ばれたんです。ボーリング調査したいんで資料を出してくれと、位置を出してくれと。位置だけじゃつまらんからといって私はちゃんと絵を描いてこれを沖縄市に出したんです。こういう方法でしてくれということで、沖縄市のほうを通して県のほうに方法までお願いしたんです。先々月その結果が出ましたね。皆さん御存じじゃないかと思いますが、非常に立派なボーリング調査やってあるんですよ。何も出ないような方法で水をとって上げました。普通は素人がいいねと。ちょっとわかるような人だったら何でよと。何で出るところはめくらにして、出ないところをずっと六、七十メートル下から真水をくみ上げて分析するかと。あれを県のほうが見てどうして指導しないのかなと不思議でしょうがない。ですから、部落と向こうの関係というのは全く信頼関係がありません。だから、池原会長から説

明がありました。株式会社倉敷環境と株式会社環境ソリューションはほとんど中身一緒なんです。そういうことでお互い人を信じて初めていろんな仕事ができると思うんです。確かに、みんな向こうへ何十名か仕事お世話になっています、部落の人が。私の親戚も向こうにいます。そういうことで、賛成する者もいれば反対者もいるんですよ。向こうの言い方は少数の反対とそういうふうな表現しています。実際そうじゃないんです。向こうじゃ物言えないんですよ。だからぜひきょうの文教厚生委員の委員にぜひそこは仲をとって、全くでたらめな会社だと僕は思っていますので、そこを正していい方向に持って行っていただきたいと。とにかくあれ以上の集中の被害が出るような産業廃棄物を向こうに僕は設置するわけにはいきませんので分散させていただきたいと。しかも、これからこの水質ボーリング調査の件についても沖縄市を通してもっと強く僕はやっていきたいとこう思っています。本当に信用できるような会社ではありません。それは私のほうからも言うておきます。以上です。

○内間秀太郎補助者 今、与那嶺補助者から指摘がありましたとおり、この会社は南商会と言われた時代からみんな同族でして、同じような経営者が会社の名義を変えてですね、あの事業、この事業、いわゆる廃油の処理をしたり、医療廃棄物の処理をしたり、ごみ焼却をしたりする、そういうふうな会社で、幾つも会社があるものですから。あの周辺の人たちも別個の会社であるかのように思うんですけれども、実際はやっていることはみんな同じことですね。さっきの48トン、45トンというのも環境アセスメントが必要ないような形で事業計画を進める。だから地域の人たちに説明をしてくれと言っても一向に説明もしない。要請に行っても、ほとんど要請にもこたえない。今言ったようにボーリング調査をすると、いわゆるそのものが環境汚染につながっているかどうかを調べるんじゃないくて、何でもないというようなアリバイをつくるための資料を出してくる。それからもともとここは農業振興地域なんですね。そこに入り込んできていろんなもう、とんでもないようなことが行われている。管理型産業廃棄物処分場である、安定型産業廃棄物処分場であるとかといって許可を受けているのに、そういうふうな役割がちゃんと許可されている条件が守られていない。それでだれが考えてもあのごみ、あの南新山はですね、処理場なんですね、あれは。一応県が許可した処理場なんですよ。あんな形になっているものですから、だれも処理場とは思わないし、山と思うんですよ。あれは処理場なんです、実際県が許可している処理場。その県が許可している処理場ですよ、適正に運営されていない。いわゆるこういうふうに許可を受けて処理をするわけだから、許可をやった側の適正に運営をされるということが前提で

あるにもかかわらず、適正な運営がされてなくて全く違法状態、無法な事態が起こっている。これに対して、やはり県やその取り締まる側がただ勧告をするだけじゃなく、そういったこと差しとめをさせる前に南商会在違法投棄をしたときにはですね、営業停止させたんですね。そしたら株式会社倉敷環境とって今度は会社の名前を変えてですね、見事に継続をするという、我々地域に住んでいる人間たちからはとても信じられないようなことが次々と起こっているわけです。だから、正してもらいたいのは、やはり許可を受けなければできないような仕事を許可を受けてやっていることが地域の人たちが納得できるような状態で運営されていない、適正な運営がされていない。こんな中でですね、信頼関係とか、何とかというよりももう事前着工はやるは、いろいろそういった不法は平気で働くは、こういうふうなことでは安心して暮らせないですよ。だから、我々が安心して暮らせるように、ぜひまた地域との信頼関係もつくれるようにですね、皆さんからも適切な御指導、御助言をいただきたいというふうなことをつけ加えたいと思います。したがって、もう関係が、信頼関係どころではない、その入り口さえも閉ざされているという状況で力だけで押しまくられているという感じであります。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 3つの自治会がかかわっていますよね、その地域にまたがっているわけですよ。それぞれの地域の皆さんの意見をちょっと聞きたいと思うんですけど。

○田島清信補助者 知花自治会はですね、結構農業振興地域であるところでは意外と、ちょっとした私的な所もありますけれども、農地はあの地域に全部集中しているということですね。だから知花自治会としてはできるだけですね、今まで何十年間信頼関係を築こうということですね、自治会でいろいろやったこともありますしね、お招きして。そういうこともありましたけれども、どうもそういう、今おっしゃったとおりでなかなか信頼が置けないということで、区民のほうからもやはりこれではいけないと、どうにかしてくれというふうなことがありまして。特に、またあのすぐ近くに東南植物楽園、知花自治会に入っておりますけれども。ああいったすばらしい観光地をですね、すぐそばに株式会社環境ソリューションがありますよね。そういう形ではなかなかやはりそういう地域の環境を守れないというふうなことで、非常に地域の方々も、こう

いう非常に自治会のほうにやってくれっといういろいろありました。そういうことで、今回の株式会社環境ソリューションの問題で一緒にやはり立ち上がってやろうということで、知花自治会も今頑張っているということでもあります。以上です。

○与那嶺増文補助者 私は、当事者、池原自治会の会長の与那嶺であります。実は、今現在ある50トン以下のクラスの炉ですね、それを建設した場合に今の山になっている部分を焼却できるんだと、そういうことでその辺は認めて50トン以下の炉をつくってもらったんですが。ところが、入るものと焼くものが結局アンバランスでしてね、入れるのが大分大きくて焼くのは1日に50トン以下ですからどうしてもそれだけしか焼けないんで。結局、焼けない分についてはどうしても山になると。そういう感じでこれが年々多くなってきてるものですから。私は、向こうの社長のほうにも一応自治会のほうに見えていたんで、こういう話をしまして、何とか自治会の区民の皆様と話しさせてくれという話があったものですから。これは区民を挙げて反対しているんで、はいそうですかということで区民総会を開けないと。そのことですね、一応皆さんがもし区民総会のほうで話ししたいということであるんでしたら、この山に関しては全然人体に影響がないんだというようなデータをとにかくそろえてくれと。そうすれば私はいつでも区民の皆さんと話しさせますということですね、そういう話で一応やってきたんですが、なかなかそのデータというものが出せないわけですね。この間はまあ先ほどもあの水の話ありました7カ所でしたか、6カ所でしたか、水の検査したんだということでデータ挙げてきたんですが。その中ではやっぱり確かにデータの中には何の被害もないんだというような、そういう被害物質が出てきてないということがデータの中で示されていましてけど。まあ、与那嶺正雄補助者からあったとおりですね、あの確かに深く掘られているもので水はいい水を上げているものですから、なかなかそれが出てこない、そういうことがありましてですね、我々もその辺も追求しましてですね、一応この2カ月ぐらい前ですかね、この何とか話し合いさせてくれないかなという、株式会社環境ソリューションの社長も一緒に交えて見えたんですけどね。だからこれもちょっとずっと口酸っぱく言っているとおり、とにかくデータを出してくれと。そういうことで現在は向こうとは話し合いはまだやっておりません。以上です。

○小谷良博参考人 登川自治会のほうではですね、やっぱりこれ以上の産業廃棄物施設はもう問題だと。実は、これは昭和43年ぐらいからこの産業廃棄物施設があるわけですから、約40年近くもそこで我々は被害をこうむっているわけ

ですから。これ以上の施設は絶対に許可はできないということであるわけです。もし一たん許可しましたら、我々、子、孫までずっと影響するかなど。今テレビ等であります熊本県の水俣病ですか、今までずっと50年も引っ張っているわけですから、そういう問題も出てきはしないかと非常に心配をしております。そして、そこに産業廃棄物施設があるおかげでですね、産業廃棄物施設が休みのときに我々登川自治会、池原自治会も不法投棄で大変困っております。これは本当すごい量であります。もうこれはイタチごっこでありますけどね、その辺も1点。それと土地改良区方面、その辺も家畜等も相当被害が起きているんですが、その辺も新聞に載っているのは本当にわずかであります。あと、鶏からいろんな被害が出ております。これはそこに産業廃棄物施設が集中しているおかげでですね、やっぱり食べ物等いろいろあるものですから、それに私は野犬も集中しているんじゃないかと思えます。もうその地域は、子供たちが歩ける状態じゃありません。群れをなして歩いているわけですから。その辺もあって、ぜひどうにか登川自治会のほうとしてはぜひ反対をしようということで決議をされております。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 この参考資料のほうの18ページに、沖縄市議会の決議も反対決議をしたと。沖縄市議会の反対決議。これはいつの議会でやったのかということとですね、それとですね。この計量、もう一つの地下水、この部分でダイオキシン等をやった部分、計量証明書の中ですね、このダイオキシン濃度とこの毒性塗料のこの0.06ppmという部分はどれくらいの危険なものかですね、ちょっと実感がわからないものですから、この2つの点。

○與那嶺増文補助者 ダイオキシンは普通は出していけないというあれがあるんですが。確か、人体に与える影響というのはこういうのは幾らかでもだんだん蓄積されて、あとは神経を麻痺するとかそういうふうな結果になると思う。まあ確かな数量はよくわかりませんが、恐らくコンマ00ppm幾らかはこういう今載っておりますが。微量ではあるんですが、こういうのが積み重なって本来は出してはいけないということだと思えます。

○桑江朝千夫委員 沖縄市議会の議決はこの6月というのはいつのですか。

○与那嶺増文補助者 あの子の規定があると思います、これは。

○桑江朝千夫委員 休憩お願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、桑江委員が質疑に対して的確に答弁するよう求める。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

与那嶺増文補助者。

○与那嶺増文補助者 平成19年6月だったと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 済みません。もう時間がないので大変恐縮ですが、1点だけ確認させてください。皆さんがきょうお持ちしている最後の写真、これに集中豪雨の際に有害物質類を含む汚水が流出しているという写真ですね、これ。下流側に2級河川比謝川浄水場があるということでもありますけれども、この状況、大雨時の状況について御説明をお願いします。

○与那嶺増文補助者 これは産業廃棄物の所ではなくて、一般廃棄物処理場のこれは西側になるんですかね。そこからですね、これだけじゃないんですよ。私はもっと写真を持っているんですが、ちょっと暗いから皆さんに提示してないんですがね。南側のほうもこれ以上の水が流れたんです。夜だったんで、薄く写真を撮ってあるんですが。滝みたいにならずとあって流れてたんで私はすぐ翌日は役所に行きました。4日間くらいしてすぐ向こうブロックを四段積みしてありましたよ、四段積み。普通ね、僕は言ったんです。産業廃棄物処理場から一切水は雨水路はどんどん処理をして流すのはよいと。しかし、そのまま外に流しているんですよ。これもそうなの。これは比謝川のほうです、この水は。ですからね、県も沖縄市もそこら辺はよく監視してないんじゃないかなと。もっと懸念されるのは地下水のあれが一番大変だと思うんですよ。ですから、そこら辺があるのでぜひ皆さんがもっと真剣にお願いしたいと。それと、済みませんが、ついでにこの17ページですかね、さっき説明ちょっと写真の前の文章

ですね、主な事業計画の概要というのはありますね。株式会社倉敷環境、平成19年1月現在。いいですか、この文章は恐らく県庁のほうにいつてると思うんですよ、この文章は。それを確認していただきたいと思うのは、これが池原自治会に来たのが5月1日なんです、5月1日。たまたま私はあそこに座っていてね、大事な資料を受け付けておけと言って書かせたんですよ。この主な事業計画の概要というのは、15ページの参考資料の中にあります。これあえて私がきょう出したのはですね、この説明について特に2番の溶融炉建設当時の中のほうですね、池原自治会審議委員会平成19年1月30日。もうこんな嘘っぱちのことを書くというのは絶対許せないですよ。すぐ抗議したんです、向こうへ。裏面はね、裏面のほうは説明で抗議してきたんです、向こうへ。これはね、通るといことは大変ですよ。1月30日現在といいながら、部落に来たのは5月1日。だからこういう、この文章がね、恐らく僕は県のほうに出されたんじゃないかなど。こう読むとね、みんな容認しているなという感じになるんですよ。だからそこら辺よく皆さん、このうそのデータですからね、中身は。お願いします。

○赤嶺昇委員長 以上で、小谷良博参考人及び池原秀明参考人等に対する質疑を集結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御説明をいただき心から感謝申し上げます。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後委員会の審査を十分に生かしてまいりたいと思います。

小谷良博及び池原秀明参考人、補助者の与那嶺増文さん、田島清信さん、与那嶺正雄さん、内間秀太郎さん、仲宗根寛則さん、本日は本当にありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人等入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、管理型産業廃棄物処分場建設反対実行委員会委員長阿波根直則氏から説明を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後参考人から申し出のあった補助者の出席等について協議した結果、申し出のとおり出席等を認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおりに取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに、阿波根直則参考人から、陳情第33号読谷村産業廃棄物安定型最終処分場問題をめぐる行政処分に関する陳情について簡潔に御説明をお願いいたします。

阿波根直則参考人。

○阿波根直則参考人 私どもこの問題に関しましても、かれこれ足かけ4年に

なります。前回は参考人の説明聴取されまして、何名かその当時の方がいらっしやるんですが、この4年間ですね、我々はこの問題に対してあらゆる問題を環境行政に対して提起してきました。しかし、最初から許可ありきの態度で県の文化環境部は、何ひとつ読谷村の意向を聞いていただけていないというのが現状です。もうここにきて我々も我慢できないと、幾ら違法行為で、こうだ、こうだとしても全部違法じゃないと。そういう形の返事しか返ってこないんで、これでは県の文化環境部に対して我々の環境を守ってくれというのが、これはもうおかしい話だと。馬耳東風、馬の耳に念仏ですよ、文化環境部の人たちは。もう怒り心頭に来て我々はもう司法にゆだねるしかない、そういう覚悟をしております。この5日にはその人たち、専門家、弁護士も呼んで読谷村でシンポジウムを開きます。そういう県の環境行政に対してですね、ぜひ皆さん県議会議員のほうでよく精査してですね、むしろ指導してもらいたい。彼らは我々の環境を守る職責なんです。しかし我々が、この業者が違法行為だ、やれ木くずが混入されている、何だかんだと言っても全部これは違法じゃないとそういう返事しか返ってきてません、現に。まず皆さん考えてみてください。4年間もですよ、この問題に我々を引きずり回して。私はもうこの行政どころじゃないですよ、この問題でいっぱい。そういうことで、ぜひその意を酌んでいただいて、あと事務局のほうから説明をさせますので、時間が限られていますのでその意を酌んで。我々読谷村民、もう今回もう一度村民大会開こうかという協議に入ってますよ。2回も村民大会をやってですよ、県の環境行政も聞いてくれない、業者も聞いてくれない、こうなるともう司法にしかゆだねられないんです。この問題は。そういう覚悟で我々もこの問題を進めていきますので、ぜひ我々の意を酌んでいただいてですね、環境行政に対しても我々の言うのもよく聞いて皆さんのほうで指導してもらいたい。この県の環境行政の職員を初め。もう我々ここに来てはですね、癒着を考えますよ、行政と彼らとの。もう幾ら言っても業者の立場、業者の見解。いやこれは違法ではありません。今改善命令出してますね。木くずが何トン出ていると思います、23トンですよ。これ違法行為以外の何者でもないですよ。これを違法行為じゃないというんですよ、県は、文化環境部は。この資料にもありますので、それがですね、我々の数字は全部これ証拠を握っています。そういうことでぜひ読谷村を助ける意味からでもですね、配慮していただきたいというのが私の願いです。きょうは本当にありがとうございます。

○川崎則明補助者 きょうはありがとうございます。私は、近くの500メートル以内のところでは子供たちを130人ほど預かっている保育園を運営している者

です。ですから、その保育園の運営に当たってもですね、やはりそういう環境問題というのは重要な問題でして、また近々に道隔たったところにセーラの森公園というのが整備されたんですけどもね、これは子供たちが遊ぶための、あるいは村民がジョギングしたりいろいろ健康増進するための施設があるんですけども、その近くに今回の株式会社沖広産業の管理型産業廃棄物処分場の問題が発生しているものですから。まあこれはね、私たちの住環境を守る上でこれは重要なことだということで、事務局長をやらせてもらってですね、今言われた阿波根委員長と一緒に4年間ずっと戦ってきております。あの資料の中ですね、経過説明を見ていただければ今までの経過がわかるんですけども。きょう私が今ここで御説明したいのはですね、私たちここに来て非常に重要な点に気づいたんです。沖縄県の環境問題の諸悪の根源はですね、沖縄県の環境行政なんですね。これは非常にひどい状態です。これは株式会社沖広産業の渡嘉敷所長、あるいは社長は若狭社長なんです。渡嘉敷さんにも何度かお会いしてですね、私が彼らに述べたのはあなた方も犠牲者だという話をしましたら、返答がないんです。彼らは何と言ったか。沖縄県の文化環境部が、私たちが管理型産業廃棄物処分場をやりたいと言ったときに強くとめてくれたら、あそこは無理ですよと言ってくれたら私たちは何千万円もかけて検査しなかったかもしれないという発言をされているんです。どういうことかということ、これ県議会議員の皆さんには頭が痛いかもしれませんが、県議会議員がですね、県議会議員の方々が条例を早く作成しなかったこと、指導要綱がなかったことが最大の原因なんですね。その辺の部分を今後のことに生かしてもらいたい。諸悪の原因は、環境行政のあり方が非常に他都道府県に比べて未熟です。私たちはですね、もう業者ではない、環境行政へのあり方を正す上でね、この戦いをやっていかないと、単に読谷村だけの問題だけではないんです。今の私たちの問題を契機にやっていかないと、これは沖縄県に対する、環境行政に対する不信、それがありますから。幾ら県が一生懸命、県議会議員の皆さんが汗をかき一生懸命いろいろ考えてもね、前線に立っている文化環境部の対応の仕方が住民に不信を与えるようなことばかりしているものですから、環境行政の行政関与の施設が絶対できないです、これでは。それではいけないので、私たちはこの戦いはですね、そういうとらえ方をしております。今ですね、私が御説明するのは、近々の情勢を説明して後は資料を見ていただければわかっていただけたと思いますのでよろしくお願ひします。実はですね、この問題が非常に緊迫度を増したのですね、5月22日金曜日16時に都屋公民館のほうにですね、4月に赴任された、以前3年ほど前だったと思うんですが文化環境部の班長をされていた下地課長が初めて私たちとあいさつ、面会したいということの申し

出がありまして、私たちはお会いしました。私たちは非常に期待しました。安里課長が退職された後の新しい課長でもあるし、安里課長からは環境行政に詳しい方ですと、川崎さん期待してくださいねと言われたんですね、引き継ぎのときに。それでお会いしまして、私たちの現状をお話ししました。そのときは余り言葉は発せられませんでした。ところが5月26日10時半、火曜日ですね、都屋公民館に1本の電話が入りまして、今近くに来ているから会いたいと突然の訪問だったんですね。私たちも急遽この3名が対応しまして、非常に好印象を持ったんです。下地課長は私にこう言ったんです。私たちにですね、いつまでもこんな膠着状態ではまずいから落としどころを探して話し合いの場を、私が間に立って持ちたいと、いいですかと。ああ、いいですよ。私たちも業者と話し合いをしたいということもありましたから。そしてその時点で周りではですね、私も渡嘉敷所長に呼ばれたりして個人的にもお会いしたことがあるんですが、落としどころを業者のほうから口にするようになっていたんです。落としどころはどこにありますかということになったときに、皆さんが管理型産業廃棄物処分場の申請を取り下げることが前提ですよと。であれば安定型産業廃棄物処分場に関しては、話し合いで住民と融和を持ってできるんじゃないですかという話をしております。実際、この以前にもですね、読谷村議員の3名の方にも社長と渡嘉敷所長がわざわざ会われてですね、向こうのほうから管理型産業廃棄物処分場はあきらめるけど、何とか落としどころはないかということの打診はもらっていました。そして私たちはそういう折りですから、下地課長は多分そのことの話をして来たらだろうなど。そのように思ってああもうこれ解決するな、よい方向に向かうなという気持ちでいたんです。そして6月2日にですね、下地課長が都屋公民館のほうに来られて、そのときは私と委員長を指名されてですね、都屋公民館で下地課長、県の職員の方とお会いしました。そのときは私はじゃ業者も承諾してるんで、会談の場を持ちたいと思います、いいですかと。私はその帰りに読谷村のほうに行ってその説明をしますということで話があって、私たちはすごく期待したんです。それで下地課長の取り計らいで行われたのは6月5日都屋公民館のほうで10時から若狭社長、渡嘉敷所長一現場責任者です、私と阿波根委員長、そして下地課長、県の職員ですね、この6名で話し合いを持ったんです。そのときに私たちは落としどころについて話をして、私のほうも皆さんが管理型産業廃棄物処分場を取り下げることが前提ですよと、そうしないと話は前に進まないという話をしたんです。社長もじゃあそのことについてはちょっと考えてみたいという発言をされている折りに、下地課長が突然、来週安定型産業廃棄物処分場の更新を認めますという発言があったんです。これは安定型産業廃棄物処分場の話し合いをする場で

はなかったんです。これはどうして私たちはそうとらえていたのかというと、管理型産業廃棄物処分場についての説明ですと、話し合いですよということ。私は何回も、何回も下地課長から念を押されています。下地課長、何ですかと。今安定型産業廃棄物処分場の改善命令の履行中ですよ。これ法的に可能なんですか、他都道府県では考えられないけど。いや大丈夫ですよという発言をされた。僕と都屋区長も意味がわからないんですよ、何でなの。そしてその次に発言された内容が余計びっくりしたんです。9月25日以降に管理型産業廃棄物処分場の許可に関しても決定をおろしますと。もうあたかも許可をおろしますよという発言なんです。その発言に対して一番びっくりしたのが渡嘉敷所長なんです。えっ、9月過ぎにおりるんですか、業者がびっくりしたんです。所長も、社長もあつおりるんですかとびっくりしているんです。話し合いの場が騒然としたんです。だから、この方何しに来たんだろうととってもびっくりしたんです。火に油を注ぎに来たのかということまで、私は言っています。絶対おかしいんです。それで、私はこれ話し合えないんです。だから、いや社長はこういうこと言い出したんです。管理型産業廃棄物処分場をもらってですね、もらった後、いいですか、管理型産業廃棄物処分場の許可をもらった後、私たちは住民の意思に反して強行はしませんよという発言をしたんです。そんな馬鹿な話あるかと。話し合いを持ちたいと。後でわかったんですが、下地課長の落としどころというのは許可ありきで、許可をおろした後に住民側に話し合いの場を持たないかということが彼の考え方だったんですね。この許可をおろすという発言をしたためにですね、業者が全然違うんです。手のひらを返したようになったんです。強行になったんですね。そうこうしているうちにそのことを仲宗根県議会議員に話をして仲宗根県議会議員が下地課長に抗議をしたら一あの文化環境部長を通してですね一下地課長と松田班長と井出主任技師が来られてですね、仲宗根県議会議員の部屋に。いや私は許可をおろすと言っていませんと言い出したんです。言葉を翻すんです。私はとてもびっくりして、その日のうちに上申書をしたためてですね、翌6月8日に環境整備課のほうに3時30分にお伺いして、そこで私たち4名とあの顧問の環境行政の行政書士の星野先生を交えてですね、行っております。そのときに上申書をしたためました。この上申書に対する返答は7月6日の週にもらうっていうことになっていますけれども。そのときにね、あの何ていうか私たち前から要求している地質調査、地質の中の科学物質調査を検査させてくれという要望に対してですね、下地課長はわかりました、そういうふうにして対応したいと思えますよという発言をされているんです。この発言も、先の県議会での仲宗根県議会議員の質問に対して、県はですね、いやこれは業者が同意したらさせますというまた発言

を翻したんです。あの地質調査です。科学物質の調査ですね。だからコロコロ、コロコロ変わるし、でその6月8日付ですね、更新を認めているんですね。一緒に作業していた読谷村の健康環境課の方々には相談も何もないんです。何も相談ない。何の通知もなかったそうです。6月9日の朝刊にこのことが載ったものですから、副村長、生活福祉部長、健康環境課長が環境整備課の下地課長を訪ねてお話を伺いしたら、そのときにとんでもない発言をしたんです。去年の11月の時点で、いいですか、更新は決定していましたというんです。この11月というのは何かというと改善命令がまだ決定していない、問題が出て改善命令が決定していない段階でもう県は更新を認めていたんです。こういう発言をしているんです。そして9月に許可をおろしますと、管理型産業廃棄物処分場のね。だからもう、私たちは、県は全然信用できない。それでですね、私たちは更新決定した11月の情報開示について、6月11日付で読谷村産業廃棄物安定型処分場の更新に至る起案書の一式の公開を求めますということで、今求めています。それに対しても一部開示できませんという報告が伊礼さんからお電話いただいたんですがね。この辺のところは情報開示の法令に基づいて対応されているかもしれませんが、私たちはそれに対してもね、なぜ、何か都合が悪いことがあるのかという気持ちがあるんですね。ですから、これは業者にも聞いて、業者が不都合な場合、不利益を伴うという判断をした場合は開示できない場合もありますということで返事をもらっています。ですから、このことも全部あの情報開示をしてどういう過程でね、管理型産業廃棄物処分場の、安定型産業廃棄物処分場の改善命令を受けた、行政処分を受けた業者に対して、まだ改善命令の発令もされてない段階で更新を決めている。これ自体住民無視も甚だしい。下地課長の発言で、6月9日の発言で、私たち副村長がいや住民の意向とか住民の気持ちとかいったら、もうとんでもない発言したんです。なんで皆さんは住民のことを気にするんですかと。こういう発言を何度もしたそうです。僕はね、これは絶対許せない。だから、私たちはもうわかったんです。業者じゃない。皆さんが膝元に抱えている県の環境行政自体が沖縄の環境行政をゆがめている。そういうことで、告発も含めて訴訟も今準備をしております。もう絶対やります、これは。もう私たち今まで信じてましたけれども、これはもう私たちとしては裁判に訴えて、司法の場でこのことを伝えたい気持ちで、まあきょう呼んでいただいた県議会議員の方々にもそのことを、ぜひ県民の代表者である皆さん方の力と知恵を貸していただいて、県の環境行政を正しい方向に持っていかないと、私は将来に禍根を残すような事態になるんじゃないかなと思ってきょう来ております。本当に長々とありがとうございました。

○伊佐眞政補助者 伊佐と申しますが、沖縄医療生活協同組合の読谷支部長をしております。住民の命と健康を守る、そういう立場からこの運動に参加しております。今さっき話があったように、県のほうから安定型産業廃棄物処分場の方針を許可したと。それから管理型産業廃棄物処分場に対しても許可する方針があるということを知ってですね、もう村民怒っております。読谷村長初め怒っておりますですね、村民大会もやめろという話になっているくらいですね、そして提訴もするという話であります。私から時間ないですから手短かにですね、2点だけ申し上げます。

この資料のですね、17ページ。1番最後のページになりますがごらんください。

1点目はですね。あの株式会社沖広産業の安定型処分場が欠陥処分場であるということ説明します。これはこの17ページに書いてありますけど。一応会社からの説明ではですね、水の検査に関して地下水も、浸透水もとってあるという話があるんですよ、検査するために。ところがですね、この浸透水というのに対して全く認識がないんですよ。浸透水というのはこの産業廃棄物の後を通してですね、浸透した水をとるのが浸透水なんですよ。で、これ現場ではですね、それが2カ所とる場所がありますけれども。上と下のほうに、場内にありますけれども。これが実は常時水が出ていまして、浸透水ではありません。地下水なんです。これ、1点目ですね。これがしかも10年以上続いているんですよ。もっと驚いたのはですね、この前の6月30日に県議会を傍聴したんですが、この県の環境行政の部長である方がこんな発言をしているんですよ。浸透水というのを取るためにですよ、ボーリングする場所を変えたというんですよ。理由はですね、水がかれたから浸透水を取った場所を変えたというんですよ。ということはですね、浸透水は常時出ないんですよ。雨が降って浸透したものですからね。ということは文化環境部長自身が浸透水の意味がわかっていません。これはずっとこうしてあの最高責任者たる者がですね、そういう意識でもって10年以上も現場指導しているんですよ。ですから、そういった意味では株式会社沖広産業の安定型処分場は欠陥ではあるけど、指導する立場の県も含めてですね、指導されていないですね。にもかかわらず、この前ですね、大問題になってクロルデンとかいろいろ問題になりまして、木くずがあるとかでこれも県は違法ということ認めているんですが、改善命令を出しながら違法ということもありますけれども。そこにですね、さっきおっしゃたとおり許可得ているんですよ、更新の。欠陥処分場に対して指導もしないし、直もしない。それを許可しているのは大問題ですね。それから今の点はこれはちゃんと浸透水に関しては最終処分場の運用基準というのがありまして、これに定められて法

律事項ですから、それ違反しているというのが1点目ですね。

2点目は、この資料の2枚目、表紙から2枚目ですね。ダンプカーが株式会社沖広産業の処分場にその廃棄物を出しているところでありましてけれども。これ見たらわかりますとおりにですよ、一番上がダンプカーがこぼしてですね、移動して真ん中こぼして、後は去るところですけど。そこでいつでも展開、分別することが義務づけられていますがね、全くされていません。こういう実態が続いているんですよ。そのことを監視しようと思ってですね、阿波根会長さん、都屋区長さんが上のほうからカメラ持って行ったらですね、そこも最近ではフェンスで網されて監視できないようにしてるんです。それから2枚目ですね、Bのほう、次のページ3枚目になりますけれども、今この件を説明しようと思っているんですが、あの木くずですね、いっぱい出ているんですよ。木くずに関しては安定型産業廃棄物処分場に入っていけないということで、県も法律違反ということで認めています。そのために改善命令が出ているんですがね、この木くずに関して県の調査によりますと、実はその株式会社沖広産業の廃棄物の厚みが20メートルあるんですよ。20メートルあるんですけどね、県の調査というのはやっとあの住民がクロルデンとかいろいろ調査した結果、問題になりまして県も動いて知事が現場に行ったり、それから県の調査になったんですが、その調査というのはですね、20メートルの深さの中の表面の3メートルに過ぎないんですよ。そこだけ調べているんですね。ということは全体の約7分の1の調査しかしてないんですよ。下のほうの7分の6ですかそれは未調査なんですね。しかもその辺は、この産業廃棄物に対して甘いころの廃棄物がいっぱいありますから、何があるかわからないんですよ。厳しくなく、何でも捨てられるころのものですからね。それがいっぱいたまって、17年だったらたまっているんですよ。その調査も全くなし。こういうふうには表面だけ調べましてですね、それ自身も大問題であります、一応県の調査結果ですね、3メートル部分から出たこの木くず、これが幾らぐらいかといいますとですね、あのこの県がその改善命令出しまして会社がそれを実行していますが、3月から初めまして9月に終わる予定です。

この資料のですね、16ページ、最後のほうになりますけれども。これは6月19日付でありますから、まさにこの改善命令最中の真ん中ごろです。その時点で作業半分くらいの時点で出た木くずが実にこう23トンも超すんですよ。ということはですね、これ9月までいったらこの2倍、46トンになりますね。ですがそこはですね上の3メートルの部分ですよ、しかも僕はこの16ページの表ちょっと見づらいんですが、この右側のですね、これはこの場所なんですけど囲っている部分ですね、そこに一部ここからとり出して選別しただけですよ。で

すからこれからしたらですね、どれくらい木くずが埋まっているのか。メタンガスが30%以上という所を限定して6カ所くらいしか掘っていないんですけど。全部やるんでしたら、僕はこの46トンどころかこの表面の6分の1、しかも6分の1もさらに超えた、指定したちょっとした場所から掘っただけで23トンですからですね、類推したらですよ僕は100トンゆうに超すと思いますね。それが放置されています、ずっと。そういった状況の中でやっていますから、県がいう改善命令というのは基本的にはですね、改善をさせればいだろうという発想なんですよ。要するに、いっぱい木くずも100トン以上埋まっていると見ています。有害物もいっぱいあると思っていますけど、調査はしていない。そこをですね、改善させると直るということでやっていますが、この根拠はですね、企業にそうすればやってくれるという信頼感があることが前提なんですよ。これ企業ですね、過去に何回も指導を受けてるんですよ、木くずの問題でも。でもされてない。今回やっと改善命令を出したんですがね、これははっきり言いまして、表面だけのこの形だけでですね、基本的には会社に対する県の甘い考えが多いと思いますね。はっきり言いまして、これは知事も言っていましたけど、県民の目線とかですね、住民の立場と言っていましたけど、県民の目線ならばですね、しっかり調査をして、ちゃんと違法物の木片も撤去してやるべきです。全くやってないと考えた場合にはですね、これは大不満ですね。そういう状況の中で安定型産業廃棄物処分場を認めていくこと自体が問題ですから、我々はもう先ほど事務局も言っていましたけど、これはもう告訴すると、告発するというところで考えていますからということでちょっと報告しておきます。

○赤嶺昇委員長 参考人等の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 お疲れさまです。司法の場に持っていかざるを得ないということまでおっしゃる状況というのは、本当にあの残念だなと。本当にその意味でですね、環境行政を正していきたいという強い思いがわいております。そういう中で写真でわかりやすく資料がありますので、ちょっと現場の状況をもう少し確認したいんですが。硫化水素の発生があるというのは、これは基本的に

は有機物がないとこれは発生しないということになるかと思うんですが。日常茶飯事に皆さんのこの写真からあるようにですね、全く分別をしない形でどんどん捨てている状況を皆さんは通常も目撃されているのか。これが当然今回の改善命令にこれもう本当につながるといのはもう皆さんの目から見て、日常の状況といのはどうなのかというところ、まあ、安定型産業廃棄物処分場のほうから少し聞かせてください。お願いします。

○阿波根直則参考人 安定型産業廃棄物処分場というのはいかなる物質が出てもしけないんですよ、法的に。硫化水素はもってほかですよ。これが何千ppmと出ているんです。800ccからこれ致死量です、これ。でそこは発散しているから死んでないんであって、密閉したら即死ですよ。1000ppm以上出てますからね。でしかも地熱が40度Cですよ、地熱が40度C。沸騰寸前です、あの場所が。で近くの地下40メートルの地下水の温度が、地表の温度より高いんですよ。まず地下水というの冷たいのが常識ですよ。だから既にその場から地下汚染が始まっているんじゃないかと、我々はそういう予測をしているんですよ。まあ、委員が言われるように安定型産業廃棄物処分場っていうのはとにかく異常が出るといけないんですよ。それでもって安定型産業廃棄物処分場というんですよ。だから県に対しても我々は絶対に違法投棄だとこの事態がね。この状態事態が違法投棄だということですが、認めない。この間、彼ら改善をやっていますね。我々は土壌を検査したいと。持ち帰ってさせてくれと言ったんですよ。業者はだめだと言うんですよ。しかし県の職員はそこにいるんですよ。県が許可をしたわけですよ、彼らは。何で業者に対して、はい株式会社沖広産業さん冗談じゃないと。地元とか言うんだったらどうぞとってね、検査もしてくださいと。それ一言も言わないですよ、ここをうろちょろしている、県の連中はですよ。僕が県の職員だったらですよ、沖広産業さんこれはね、地元はそういう権利があるんだから好きなように好きな量だけもって行って検査させなさいと命令するべきさ、命令。これが一言も発せないですよ。私が業者といがみ合いをしても一言も言わない、県は。これ自体、私は本当に怒り心頭しています。この業者と、だから顔見たら私はすぐ喧嘩ですよ、冗談じゃないと。こんなこととって、よくもここで事業できるなど。これだけ違法が出て、更新が来たものだから、私は県には我々は検査してくれと言ったんですよ。そしたら費用が何千万円かかると。何て言ったと思いますか。都屋区は2000万円出せますかと。あとで訂正しますと言ったんですがね、この担当職員は。私は何を言っているかと。業者はここで事業をしたいんだったら、業者がきれいに何でもかかろうがやってね、地元には異常はありません、県にも異常がありません

ん、そして初めて更新の印鑑を下さいというのが常識じゃないですか。県議会議員の皆さん、考えても。それを何でやらないと、私は何回も詰め寄るんですよ、県の職員に対して。これが常識ですよ。私が業者でしたら、じゃあ全部調べてね、本当に正直だ、白だということを県に出して、印鑑を下さいというのが常識でしょう。しかも改善命令途中で、結果も見ないですよ、更新です、更新。冗談じゃない、県のやっていることは。本当に我々県民を馬鹿にしている、読谷村を。

○仲村未央委員 今の、じゃあ都屋区長は2000万円出せますかという言い方は、皆さんがその地下水の汚染状況をしっかり調べてほしいと言ったときにそう言われたということですか。

○川崎則明補助者 これは去年の読谷村の役場で話し合いをしてたんですね、県とのこれ管理型産業廃棄物処分場の話し合いだったんです。そのときに、今の安定型産業廃棄物処分場の問題が不透明だからボーリング調査をしてね、地下にどんなものが含まれているかということ調べてほしいという話をしたんです。これは許認可権は県が持っているから、県が業者をお願いして業者に調べさせるのが筋なんです。他都道府県はほとんどこれは業者がやるんです。ところがそのときにですね、班長が問題発言をしてしまったんです。2000万円、都屋区民が出せますかとそういう発言したんです。本人は後で失言だという話はしましたけどね。だからそういうね、言葉、対応の端々から住民側に立っていないような心持ちが見えてくるんですね。非常にこれはおかしいです。それから、もう一つね、県の職員の方々が皆そうだとは言えないんですけど、読谷村の役場の方々に対する彼らの対応も非常にひどいです。県職は上だという思いで頭ごなしです。読谷村の副村長に対してもですよ、年も上ですよ、発言聞いてたら皆さんびっくりしますよ。頭ごなしです。高圧的です。全然敬意がないんです。職責を理解してない。

○仲村未央委員 今の状況を聞くとクロルデンの問題がまさにあった中であつたやりとりと理解してよろしいですね。それでクロルデンの問題がずっとその調査もおくれ、まあどういったことになっているかというのが我々もずっとこの委員会の中でもやっているところなんですけど、まだきちんとした説明がないと理解しているんですが、皆さんのところにはいかがですか。

○川崎則明補助者 えっと、実はまさに今委員が言われるようにですよ、私た

ちも何度も何度も要求しています。でちゃんとした調査結果を公表してほしいと。10月に行われている分。そして何度言っても担当の松田班長はですね、いやまだ沖縄県のね、衛生環境研究所があるんですけども、その部分のところがまだまとめてないからという発言するものですから。私は沖縄県情報公開条例に基づいてですね、この資料をとっております。そしてここで出てきたのがですね。オキシクロルデンについて異常な数値が出ているんですね。かなり異常です。そのことの説明ができないんで、私たちはこれを出すことができなかったと言ったんです。こういうことがあるのであれば、このことが明らかになって初めて行政処分あるいは改善命令をかけるべきなんです。こういう公表、一切なかったんです。これを出してきたのが6月過ぎです。ここに来られている伊礼さんがですね、一生懸命説明はされているんですが、やはりちゃんと説明されていないんです。これくらい異常な数字が出たのであればね、再検査すべきなんです。それを覆い隠して、公表もしないで、私たちは再三言ったんです、すべての数値を出した上で改善命令は私たちに説明してくれと言っているのに、県議会議員が言われたクロルデンのことも明確に説明できないもの、本当は出てたんですね。ですから、私たちはその検査結果の公表に関しても、これはちょっと信用できないんじゃないかなということですね、裁判にかけて私たちがあの司法の手で明らかにしていけないといけないなということなんです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お疲れさまです。指摘があったようにですね、県の環境行政といいますか、処分場が必要だということであればそれをつくらなくちゃいけないということ、県の行政としても大きな仕事なんですよ。だけれども、やっていることが本当に地元の皆さんとですね、いかに皆さんの疑問や不安やそういうものにこたえていくようにやっていないのかというのがですね、この間の説明等受けて感じました。安定型産業廃棄物処分場の件なんですけども、クロルデン今話ありましたけれども、去年の議会でも調査しますと。でもこの調査というのが、やっぱりあの必要な箇所というのは、事業やっているところに選ばせるんじゃないかとね、やはり皆さんがここを調べてほしいという、それで調査をして結果を出してシロです、いや出ましたとね。じゃあこれをもしクロルデンここ出ているのであればこれについて、どのように改善します、これが当たり前事業やっている会社のやり方ですよ。丸ごとそれに背いているし、木片についてもずっと出していて既に23トンですか出ているし、あの改善命令

を県が出したけれども、改善命令に従わなかったら一沖縄県の答弁なんですけどねー会社が改善命令に従わなかったら次の命令を出しますというところまで県議会では答弁はしているんですよ。でも今真っ最中ですよ、今この木片を。それが途中であるにもかかわらず、安定型産業廃棄物処分場の更新許可をしたというところもね、あの本当にあの問題をそのままにしながら許可をしたというところが見えてくるんですよ。

○川崎則明補助者 まさにそのとおりなんですよ。私たちが怒り心頭なのはその改善命令を出す以前の11月ですよ、去年の。決定してましたという発言なんです。じゃあ私たちのその間の話し合いは何ですか。こんな住民を馬鹿にした発言はないですよ。だから私はこの決定した過程を公開しろと。ところが公開できないものもありますよと、公開する前からそういう言い方なんです。

○西銘純恵委員 今の説明を聞いて、本当に県の行政のあり方に対してですね、一番県民の信頼を得なければならないところがそういう関係にないということを感じております。いずれにしても、安定型産業廃棄物処分場の更新許可を出したということに関してですね、皆さんの出されているこの2007年の写真、ごみ分別もしないでみんな投棄をした、一番底には何があるかわからないという安定型産業廃棄物処分場そのものにもやっぱりもっとそのまま続けさせるかということも含めてですね、もし訴訟をされるということであればぜひ頑張っていたきたいと思えます。あと管理型産業廃棄物処分場についてもですね、こんな信頼関係がおけない会社にさらに新たなものを認めさせることができるの、これについては皆さんのもう一度の思いをお尋ねしたいんですが。

○國吉雅和補助者 私は、読谷村の議員させていただいているんですけど。この間14回も私は一般質問の機会がありました。13回、この処分場問題を一般質問で表現しているわけですよ。本来、これは私たち読谷村の行政とはある意味では関係のないことなんですよね。しかし、そこで私が表現した目的というのは、しっかり議場で物事の経過を踏まえてもらいたいし、それから庁舎でそのときは放送もあります、いろいろしっかり現状がどうなっているかを追認してもらいたいということがあってずっとそれをやってきたわけですよ。先ほど、西銘純恵委員からありましたように、県の処分場をつくりたいという思いの話も聞きましたけれども、私たち読谷村はですね、既に沖縄県全体の41%を容積立法でですね、41%もその処分場を受けているんですよ。それに新たなというなのはもうこれは憲法25条で住民の安定した生活を保障するそもそもから

僕はバランスに欠けていると思っっているわけですよ。そういったことからして、管理型産業廃棄物処分場というのは当然それは認められないという話になってくるわけです。既に41%も読谷村は受けている訳ですよ。それとですね、先ほどからそれぞれいろんな説明しておりますけど、私たち実行委員会はこの今回の23トンというのは二、三日前にその数字知らされたんですけど。2.3トンの間違いじゃないかと思ったんですよ、2.3トン。それがしかも3メートルで今6ヵ所のポイントをやった途中でですね、それだけの数字なんですよ。それは起きてしかるべきなんですよ。ということは先ほどのクロルデンの話も当初は何らかの石とかそういったものに入ってきたものかなと思っっていたんですけど、もう23トンという木くずが出てくれば当然これがクロルデンの原因だということになるわけですよ。それはもう安定型産業廃棄物処分場には入って来てはいけないものなんですよ。そういう流れと、我々が先ほどから告発という話があるんですけど、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反、不法投棄だと。そういうことを根拠に裁判をやりたいという表現なんです。

○西銘純恵委員 先ほどの木片の件ですけどね、改善命令に従わなかったら次の命令を出すと。これ県議会での文化環境部長答弁なんですよ。ですけども、11月には既に更新決定をしていたということが皆さんに明らかにされたということであれば、これはもう県議会に対する執行部の重大な事実を隠した答弁をやっているということにもなりかねませんので、これはまたしっかり追求していきたいと思っいます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 ちょっとお尋ねいたします。その今皆さんの資料、写真集ちょっと見させてもらっっている中でですね、クロルデン、木くずについてはもう今その話が出ましたので省略しますけれども。メタンガスの発生が今年度ありましたね、それから硫化水素の発生、これについて県はどのような対応をしますか。

○川崎則明補助者 はい。あのですね、硫化水素の発生はですね、大きな原因は皆さんもおわかりだと思っいますが、あるビジネスホテルの社長が石膏ボードを地下に隠して、それが水に浸透して硫化水素が発生して大変な問題になりました。安定型産業廃棄物処分場には今まではですよ、この石膏ボードは捨てる

よいことになっていたんですーこれはもう本土のほうはもうそれ禁止されていますけれどもーそれが大きな原因であろうと思っています。で、県のほうもまあ、これは自粛しなさいということで出して、業者のほうもそれは自粛しますということになっているんですね。問題は、私が非常に重要視しているのは地下水の浸透水を取水しないで、ずっと10年間もさせてたということはどういう科学物質が浸透してきたかもわかっていないんです。そういう県の不作為、県の主導ミスですよ。これ業者のまた、違法行為でもあるんです。であればボーリング調査をやって、その地質調査、科学物質が入っていないかどうかあるいは安定型産業廃棄物処分場以外のものがね、それに溶出してないかどうかですね、木くずというのは形に見えるものなんですね、それ以外の管理型産業廃棄物処分場にしか入れられないはずのものをもし混入しているのを探すのであればですね、これはもう土となって変わってしまった科学物質の検査以外ないんです。それを要求しているんですが、県は頑としてやらないんです。業者がオーケーしたらいいですよと。こんな馬鹿な話どこにもないです。他都道府県でも私何度も電話入れています。そしたら、いやこれは管理責任者、許可責任者、県であるし、また行政処分を受けているのであれば、これは県が当然やるべきです、沖縄県は何考えているんですか、そういう答えが返ってきたんです。私はそのことについて、社長にお会いしたときにあの発言を聞いてですね、確信を持ったことがあるんです。これは何かといたら最初から許可ありきなんです。社長はこう言ったんです。私たちは、沖縄県が管理型産業廃棄物処分場はあそこは不適切ですよ、だめですよ一言でもあれば私たちはやらなかった、皆さんびっくりすると思いますけど、こういう発言まで出たんです。管理型産業廃棄物処分場を申請するのに、専門家の意見とか調査するのに数千万円かかるんです。もうそのお金をかけてしまっているのでおろすにおろせない。そこでですね、これは僕は司法の場でも問いますけどね、社長が何て言ったか、その資料をつくるのに必要な専門家を県が紹介したと言うんですよ。こんなばかげた話がどこにあるんですか。県が紹介してくれた人が一緒になってつくったというんですよ。だから、担当の人たちはですね、私たちが不許可にしないで、許可をおろさないようにしないでと言ったら、口々に何と言ったか、私は業者から訴えられますということ、賠償金とられますということ公式の場で発言をしているんです。下地課長も同じことを言っているんです。この理由がわかっているんですよ。県が進めたからなんです、村民の意向を無視して。これが沖縄県の環境行政ですか。だれが信用します、沖縄県の環境行政。

○奥平一夫委員 今、川崎さんのお話をずっと聞いていてですね、要するに僕

はもう宮古島の選出の県議会議員で、宮古島市大浦の産業廃棄物問題ずっと県議会でも取り上げて来たんですけれども、同じです。行政は決してこの環境行政について、はっきり、まあ、こういう公式の場では余り言いたくないですけど、業者となれ合い過ぎ。それとですね、宮古島市大浦の産業廃棄物問題では大火事があったんですね、何か爆弾が落ちたかと思うくらいの。2005年ほどに外間久子県議会議員がですね、県議会でも取り上げて、大浦処分場に対するどれぐらの勧告や注意や改善問題を出したかと。ずっと言わなかったんですけど、県議会の場で。74回も指導、注意、勧告をしていたけれども。要するに火事になって初めてこの資料を出したということなわけですよ。そういう意味で、本当に行政はですね、ずっとこの間環境行政に対して非常に怠慢で、業者と本当に癒着しているというのが私の偽らざる気持ちなんですね。それでその皆さんのこの処分場を見ているとですね、まさにこの業者の不法投棄や不法処分ですよ、これをつまり分別もせずを持ってくること自体が不法投棄なんです。しかも県が認めた処分場に不法投棄しているわけですから、県の管理監督は訴えられても仕方がないことです。さらにそれを不法処分をして、それを埋めていくということも二重の犯罪を犯していると僕は思うんですよ。そういう意味では行政が全く動かないから、皆さんが司法の場で決着をつけたいというお気持ちはよくわかります。ぜひやっていただきたいと思っています。それでですね、川崎さんがお話しされていましてその処分場の水処分、非常に気になるんですよ。メタンガスの発生は、しかし硫化水素もそうなんですけど、本当に地下の水がですね、どうなっているかという非常に怖い。最近きのう、おととい、熊本県水俣市の話が出てました。本当にああいう状態で公害が発生すると元も子もないんです。ところがね、この廃棄物の処分及び清掃に関する法律というのはこの予防原則に全く立っていない。すべて環境基準値内で全部クリアさせて処分場を認めているというのがあるんですよ。そういう意味では環境基準値内とは言っても、これストックしているわけですから、そのときに初めて公害として出てくる。ですから、本当に少しでもそういう環境基準値内であってもそういうの発生するとやはりいけませんので、予防原則の建前から決してそういうことをさせないという強い姿勢でぜひ水質検査を行政に、県に求めていくということぜひやっていただきたいと思っています。もっと聞きたいのはあるんですけれども、次に控えている方がおられますから。どうも、7月5日にまたシンポジウムがあるということで私もその辺行かせてもらいたいなと思います。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 1点だけ確認をしたいと思います。先ほどからの説明を聞いていましてね、地質調査を業者が了解得れば調査をするといいますけれども、業者がやるのか、県がやるかといっているのかそこら辺ちょっと確認しておきたいと思います。

○川崎則明補助者 えっとですね。県は何度もですね、業者が許可しないとできませんよというんです。これ、おかしいでしょう。

○渡嘉敷喜代子委員 ですから、この地質調査は業者が許可すれば県はやりますよ、あるいは行政にさせますよと言っているのかをそのあたりを確認したい。

○川崎則明補助者 私たちはですね、再三お金がかかるからということでね、県は自分たちでやるのはどうかなという感じなんですよね。業者に経済的負担をかけるのもどうかなというものですから。私たちはですよ、じゃあ、調査は私たち、自分たちのお金でやりますよ。あれ100万円くらいかかるんですよ、ちゃんとした、お金はないけれども、寄付金を集めてですよ、それをやった上で何と言ったか。いやあなた方がやったら、私たちも同じようにやらなきゃいけないでしょう。県の担当職員がそう言うんですよ。そして、業者もやらないといけませんよ。3者が同じようにやらなきゃいけないからこれは大変なんですよと。県の予算もあることだしということなんです。

○渡嘉敷喜代子委員 あの2008年2月28日ですね、高濃度のクロルデンとその六価クロムがその産業廃棄物処分場から検出されていたということが出ているんですね、これはだれが検査しているんですか。

○川崎則明補助者 実行委員会がですね、最初に出したのはそうです。これが出たがために新聞でも大きく報道されてですね。問題が大きくなっているんです。

○渡嘉敷喜代子委員 それでですね、その年の6月28日に県は汚染が人体に実害なしということを言っていますよね、見解を出していますよね。それは何に基づいてそういうことはないということを言っているのかどうか確認しましたか。

○伊佐眞政補助者 一応県はですね、農薬に関する基準というのがあるんだそうですよ。それをもとにして言っています。ところがですね、日本にはそのちゃんとしたクロルデンの基準はないんです。それをもとにして安全と言っているんですが、アメリカでは違うんですよ。アメリカの基準からすれば大問題になりますね。向こうでは学校全体を移動することもあるわけですから。そういった意味では、もっとよその国での基準も調べた上でやるべきだと思いますね。県は、一応根拠は農薬に関する基準ということで心配ないという言い方をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 その検査もしていない段階ですよ、県も、業者もですよ。それでいて、実行委員会が出したものをもとにしてかどうかはわからないけれども、その農薬に基づいてやるとそれは被害がないと、その根拠がよくわからないんですよ。そのあたりがしっかりとやっぱり私たちも県に対して求めていきたいと思いますので、ありがとうございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 皆様、済みません。お疲れさまでございます。資料を本当にありがとうございます。この資料の中で1ページ、確認したいんですが、2009年1月26日というところで、改善命令を受けるということなんですが、過去5回も指導を受けるということなんですが、過去5回も指導を受けたということでございます。5回受けた中で、県あるいは業者から改善したという報告とかあるいは何々改善したという内容等は皆さんのほうには届いていますか。

○川崎則明補助者 はい、届いています。これは沖縄県情報公開条例でですね、過去の指導履歴をとって初めてですね、このことが私たちは、県を通してじゃないですよ。県は隠してました、これは。私たちが知ったのは、そう。それから県に対して言ったらそれをやっとなんと認めたということですね。だからもう最初からとにかく許可ありきなんです。

○佐喜真淳委員 もう一度確認しますが、これは県からではなくて、皆さんの努力というか、最終的に5回の改善命令を出して改善したという報告は一応県も皆さんに提出したということですか。

○川崎則明補助者 その沖縄県情報公開条例で出した資料の中にですね、改善したという報告も全部入るんですね。これはそういうふうにして中部福祉保健所には提出されています。

○佐喜真淳委員 時間もあれですけども、この5回の改善命令を出し、指導して県もそれを皆さんに公開したということで。実際この5回もして、なおかつそう改善命令も出ているということで、この5回のいわゆる改善命令や指導やった後の状況というのは皆さんは納得している状況だったのかどうか。

○川崎則明補助者 私たち知らされてないです。そういうことがあったと。読谷村にも知らされていないです。その間、私たちは空白なんです。その問題が発覚して、いろいろ管理型産業廃棄物処分場の申請の問題が出て住民運動する中でですね、その間に情報開示を求めたから私たちがわかった。県が積極的に私たちに教えたわけではないです。

○佐喜真淳委員 県の方々もいらっしゃると思うんですけど、まさに不親切というか。しっかりとこういう5回も指導を喚起しておきながら、皆さんに対してしっかりした情報を開示してこなかった。まさに、とどのつまり皆さんが不信感持っているのもそのあたりだと思うんですが、これまた後ほど委員会で確認していきますが、どうぞ皆さん頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 2ページの先ほどの皆さん6月12日の中でですね、安定型産業廃棄物処分場が県が昨年11月に既に更新許可内定と。これは下地課長の言葉、口頭での話ですか。

○川崎則明補助者 はい。そうです。

○上原章委員 その発言で内定だという認識でいいわけですね。

○川崎則明補助者 内定を11月の段階でもう決定はしてたと。

○上原章委員 文書とか、そういったものがあってのことじゃないわけですね。

○川崎則明補助者 ではないです。

○上原章委員 もう1点。管理型産業廃棄物処分場も含めて、25日以降許可の方針と。これも口頭で、そういう認識でよろしいですか。

○川崎則明補助者 あの県議会の仲宗根県議会議員の質問でも、法的に何も瑕疵もないから9月以降に許可をおろす予定ですということ最近になってようやく明確に答弁されてきているんですね。ただ、住民側との同意がちゃんとされてないので指導しているという発言があったと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 あのですね、今県側が手続上に違法がないからということで、業者側に瑕疵がないという言い方は、手続上はそうかも知らんけど、実態の中身として違反行為があるかどうかというのはチェックしなきゃいけないことなんですよ。様式が整って許可する分については実際のところ許可するでしょう、法的要件も備えておけばね。しかし実態、中身を調査してそれが地域の皆さん方、さらには違法性があるかどうかというのは県がチェックする義務があると思っているんですよね。ここの部分が落ちていると。それを皆さん方が今委員会をつくったりして盛んに地域で運動を重ねているところは私どももよく理解できます。これあれですか、皆さん方が今県がこういう形で物事を進めていくことに対しての一番の問題点というのは何だと思っていますか。

○國吉雅和補助者 えっとですね、先ほどのいろんな質疑応答でもありますように、根本は県の環境行政が環境を守る行政を行っていないと。何もこれ私たち読谷村の問題だけではなくて、ひいては今県がやろうとする公共関与のそういった問題にもすべて私は波及するということで、先ほどもありましたように23トンも木くずが入るということは安定型産業廃棄物処分場では考えられない話。当初は一桁、桁が間違っているんじゃないかというくらいのことであるわけですよ。要するに、あの安定型産業廃棄物処分場では展開、公表して分別すべきなんですけども分別されていないと。それを県が許可した業者がそういうことをやっているということですよ。これは何も管理基準違反じゃなくて、

不法投棄そのものななんと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の。それとですね、平成17年8月12日に国のほうから行政処分の指針についてというちょっとしたマニュアルも出ているんですよ。これからしますと、行政指導をいたずらに繰り返すことによって原状回復を講じたことを理由に業者が引き続き営業を行うということを許可するというような、こういったことが一連の大規模投棄事件を発生させ、廃棄物処理法及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因になっていると。廃棄物処理に対する国民の不感を払拭するために、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたいというのが国のマニュアルで、指針で出されているんですよ。ぜひそういうものにとっとなって私たちは沖縄県の環境行政もやっていただきたいなという思いです。

○翁長政俊委員 確かにですね、公的関与で今県を中心にして、管理型産業廃棄物処分場を含めて沖縄県においては最終処分場がなくてですね、行政自体も四苦八苦していることは事実ですよ。総論は皆さん賛成するけど、各論の部分になるとなかなか受け入れ先がないというのがあって、読谷村にそれが集中して向けられるということになると大問題なわけですよ。やはり、管理型産業廃棄物処分場にしろ安定型産業廃棄物処分場にしろ、実態、中身がいわゆるその住んでいる住民の環境を害するようなことになってしまおうというような結果が出るとですね、やはりこれは私今言っているように、不法とか、違法とかいう枠組みに入ってくるだろうと思っていますので、皆さんとの質疑を聞きながらこの部分は県としっかりやってみたいと思っていますよ。

○川崎則明補助者 先ほどの一番最初に発言された委員の方のあれがあるんですけども。今の委員の発言に関してなんですが、私たちはですね、この管理型産業廃棄物処分場に関していえば、これは法的には許認可をおろすのは県ですから、問題はあると思っていますんですよ。これはどうしようもないことなんですよ。私たちが訴えたいのは安定型産業廃棄物処分場をやっている会社が管理型産業廃棄物処分場を申請しているんですよ。だから、申請する資格があるかどうかというのを欠格事由というんですが、この欠格事由に当てはまるんですね。欠格事由の中に広域暴力団があるとかね、あるいは違法行為をしたというようないろいろあるんです。もう一つですね、問題になるのは疑い条項というのがあります。この業者に任せたら本当に管理型産業廃棄物処分場をちゃんとやるかどうか疑わしき者には許可をおろしてはいけないという条項があるんです。そのことの見解が全然違うんです。他都道府県ではですよ、不法投棄をした、行政指導を受けた、改善命令を受けて過去に木くず2回一後ろにつけて

るんですけれども一過去に5回も行政指導を受けた業者に対してですよ、ましてや今度は改善命令を受けているんですよ、そういう業者に許可をおろすということ、今のうちから発言する事態が非常におかしい。私たちは裁判をやるというのも、もう信用できないです。そういうことで告発を含めてですね、県を告発します。業者も告発します。そしてその告発の中にですね、癒着もあるんじゃないかということであの告発文の中には入れる予定です。ですからその辺はですね、県の職員の方々は本当に心を正してやっていかないといけないという、それぐらい環境問題というのは将来の私たち沖縄県の環境をつくる、子々孫々まで禍根を残してはいけませんから、それで私はもうとにかく全力でこれやっていきたいと。皆さんそういう気持ちでやりますので、きょうは本当に県の環境行政を正す立場にある県議会議員の方々がね、こうやって真摯に聞いていただいて本当に感謝申し上げます。きょうはありがとうございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、阿波根直則参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等にお礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御説明をいただき心から感謝申し上げます。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分に生かしてまいりたいと思います。

阿波根直則参考人、補助者の川崎則明さん、伊佐眞政さん、國吉雅和さん、まことにありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時30分 休憩

午後1時23分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、沖縄電力株式会社取締役福社長、佐久眞章氏から説明を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明について協議した結果、申し出のとおり認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に御協議したとおりに取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときはあらかじめ委員長の許可を得てから行わなければならない、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うことになっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので御承知おきください。

それではまず初めに、佐久眞章参考人から平成20年陳情第201号の2吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情について簡潔に御説明をお願いいたします。

佐久眞章参考人。

○佐久眞章参考人 私は、沖縄電力株式会社の副社長をしている佐久眞章と申します。吉の浦火力発電所建設計画と温排水についてということで、お手元に資料をお配りしておりますのでこれに沿いまして御説明したいと思います。

説明項目は5点ございまして、お手元の1ページごらんいただきますと、吉の浦火力発電所建設計画の概要、それからこれまでの建設手続の経緯、それから環境アセスメント、温排水、それから冷却方式5つの項目について御説明申し上げます。

3ページを開いていただきますと、初めにということで、この発電所の建設の目的を整理しております。沖縄県内における長期の電力需要については、観光や情報産業を柱とする経済振興が期待できることから、顕著に推移していくものと予想されます。電力の安定供給の確保においては、経済性及びエネルギーセキュリティの観点のみならず、環境にも配慮した電源の開発が必要です。それらを踏まえ、当社では石油、石炭に次ぐ第3の燃料の導入並びに二酸化炭素排出削減に寄与するため液化天然ガスー液化LNGでございますけどーこれを燃料とするコンバインドサイクル発電を導入することといたしました。

4ページ、地点選定の理由でございます。1つ目の中城村の誘致要請、同議会の誘致決議がございました。埋め立て等の新たな土地造成の必要がないということ、それから冷却用海水及び工業用水が確保できる、電力の主要な需要地に近接をしているというのが、この地点の選定理由でございます。

5ページ目に、発電所の概要がございます。場所は中城村泊の地先でございます。もと新日本石油の精油所があった場所でございます。面積が18.6ヘクタールでございます。発電所の出力が1基当たり25万1000キロワットで、トータルで100万4000キロワットでございます。燃料タンクとして14万キロリットルのタンク2基を建設し、運転開始時期は1号機が平成24年度、2号機が平成25年度と。3及び4号機は平成28年度以降に建設を予定しております。

6ページ以降、建設手続の経緯について御説明いたします。平成14年度から書いてありますけれども、先ほど申し上げましたように誘致要請等を受けまして、平成14年10月に環境アセスメント手続を開始しております。翌年の平成15年5月に現況調査を実施いたしました。以降、平成17年4月に至りまして漁業補償交渉及び吉の浦火力発電所建設計画に対する基本同意を地先の漁業権者であります佐敷中城漁業協同組合、与那原・西原町漁業協同組合に申し入れをしております。同時期に中城湾沿岸漁業振興推進協議会、こちらへ建設計画及び工事概要説明会の実施をいたしております。同協議会は左側の枠にございまして、中城湾沿岸のですね、関係市町村それから関係漁業協同組合の協議会でございます。12月に至りまして、佐敷中城漁業協同組合から吉の浦火力発電

所に対する基本同意をいただきました。右側の5ページ、平成18年1月に与那原・西原町漁業協同組合から同様の基本同意をいただきました。それに基づいて、平成18年1月から漁業補償交渉を当該漁業協同組合、共同第10号の漁業権者であります両漁業協同組合と交渉をスタートさせました。平成18年4月に沖縄県のほうで、中城湾の港湾計画変更の公告をしていただいております。平成18年5月に中城村当局と建設工事に関する環境保全協定を締結いたしました。先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、環境アセスメント手続は平成18年8月をもってすべて完了しております。これについてはまた後ほど御説明したいと思います。それから10月になりまして電気事業法に基づく工事計画届け出を提出いたしました。平成19年に入りまして、陸域の準備工事を開始しております。平成19年3月に中城湾沿岸漁業振興推進協議会、こちらへ工事概要及び温排水に関する説明会をいたしました。左の下のほうにですね、漁業協同組合長会とか推進協議会こういう方々のメンバーでございます。平成20年7月、中城湾沿岸漁協協同組合長会へ工事概要説明と岩礁破碎の意見照会をいたしました。以降漁業協同組合関係者へは数回説明会を実施しております。平成20年8月に漁業補償契約を佐敷中城漁業協同組合、与那原・西原町漁業協同組合、両漁業協同組合と締結をしております。これはこれに先だって佐敷中城漁業協同組合では6月、それから与那原・西原町町漁業協同組合では8月に漁業協同組合の総会で同意決議をいただいているところであります。9月になりまして、県の漁業調整規則に基づく岩礁破碎許可をいただきました。同月、港湾法に基づく水域専用許可、これはあのLNGバースとか、配管橋の設置の水域専用許可でございます。それから10月は湾則法に基づく海域の工事作業許可をいただいて平成20年11月から海域工事を開始しております。今年の2月に中城湾沿岸漁業協同組合長会へ温排水に関する説明会も実施しております。

次の10ページ以降がですね、今度は環境アセスメントでございまして、11ページと12ページをお開きいただきまして、手続について御説明いたします。右側の12ページにですね、環境アセスメント手続のフローを整理をしております。吉の浦火力発電所の環境アセスメント手続につきましては、環境影響評価法、それから電気事業法、沖縄県環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を実施をしております。手続の各段階におきまして、国や県による審査を受けております。まず環境調査をやる方法書でございますけれども、方法書を事業者がつくりまして、国に届け出るとともに、県、それから市町村長へも送付をいたしまして内容を審査をいただいております。それから住民側にも公告縦覧をして意見の聴取をして、こういうものに基づいて国の勧告を受け方法書を確定して、実際の現況調査とか、予測調査とか最終的な評価を行って準備書を

つくりまして、同様に国、それから県、市町村にお出しをするとともに、公告縦覧、なおかつ説明会というものも開催して、住民の意見をとりまとめをして、国、あるいは県のほうで審査をいただきまして、その勧告を受けて最終的に評価書として確定した後、また改めて公告縦覧をして、これが環境アセスメントの手續の終了ということになります。概要は左のところに書いてありますけれども、(1)で環境影響評価の実施に際しましては、大気環境、水環境、動植物生態系等の各項目について影響評価を実施いたしました。手續では、方法書や準備書の公告縦覧や地元の皆様等を対象とした準備書説明会、こういうものも実施する等発電所建設計画につきまして、皆様に理解いただけるよう努めたところであります。手續の中でいただきました住民意見を踏まえまして、国、県による環境審査が行われ、また国、県では各分野の専門家により構成をされました経済産業省の環境審査顧問会あるいは沖縄県環境影響審査会による環境審査が行われております。経済産業省による環境審査の結果、吉の浦建設計画について、現況調査、環境保全のために講ずる対策並びに環境影響評価の予測については妥当なものであるというふうな評価をいただきました。

13ページにはですね、それ等のタイムスケジュールと申しますか、これを整理しております。ここは説明は省略したいと思います。

15ページ、16ページのほうを開いていただきまして、温排水について御説明申し上げます。温排水とはということで、漫画とちょっとした整理をしておりますけれども。火力発電所では、上記でタービンを回し電気を起こします。使い終わった蒸気は冷却をし、水に戻した後、再び利用いたします。そのため冷却水が必要となります。日本では冷却水に海水が利用されるのが一般的であり、蒸気から熱を吸収しますので、元の海水に比べて温度が少し高くなって海に戻されます。これを温排水と呼んでおります。絵でござんいただけますように海からポンプでくみ上げまして、復水器というところで蒸気と熱交換をして海に戻すと、こういうふうなフローでございます。

17ページをお開きいただきたいと思っております。温排水の放水方式でございしますが、温排水の放水方式には水中放水方式と表層放水方式がありまして、吉の浦火力発電所では水温上昇域を極力小さくできる水中放水方式を採用いたしました。放水された温排水は、周囲の冷たい海水を巻き込みながら混合希釈されるので急速に水温が低下いたします。ちょっと右側の絵を見ていただきたいんですが、水深の4.3メートルというところに放水溝を設けておりまして、ここから最大で7度Cで放水をします。それで今説明をしましたように周囲の海水を巻き込みながら混合希釈されまして、急速に温度が下がって、右側の絵を見ていただきますと、20メートル先でも3度Cに温度が下がります。それか

ら、30メートル先では2度Cに下がるという状況であります。左にいきまして、温排水は浮上する過程で周囲の海水との混合によりさらに水温は低下します。温排水は表層に到達後徐々に広がりながら、大気への放熱、海風による冷却とかあるいは蒸発による気化熱等により自然の海水温度に戻ることから、水温上昇比が広がり続けることはありません。右の図のような断面になります。

ページをめくっていただきまして、19ページでございます。今回吉の浦火力発電所ですね、拡散予測は水理模型実験で予測をいたしましたけれども、温排水による海水温度が1度C上昇範囲は放水口から全面約900メートル、幅で250メートルの範囲にとどまるものと予測をしております。左側の図が予測範囲でございます。これを大きく中城湾港で見ますとですね、右側の図のような状況でございます。

20ページは、既に運転を行っております具志川火力発電所について同様に水理模型実験で予測をした当初建設前の範囲と、それから運転開始後の実際に実測した結果を比べて見ております。点線で囲まれた範囲が予測範囲でございます。それから実際に運転開始して後、測定をしてみますとほぼ予測範囲の10分の1程度におさまっているというのが実態でございます。

21ページはこれも金武湾の中にあります金武火力発電所でございます。これも具志川火力発電所と同様な拡散範囲におさまっております。10分の1程度でございます。金武湾にはですね、私どもの発電所が3カ所ございます。具志川、石川、金武と3つの発電所がありますがけれども、それぞれの発電所の温排水の拡散予測範囲と実測範囲はこの図に示すとおりでありまして、金武湾全体が温排水で暖かくなるというようなことはございません。

次に、23ページで温排水の海生生物への影響について御説明いたします。経済産業省委託によりまして作成をされました解説書、発電所と温排水というのが、右側の24ページの絵がございますけれども。この冊子により、「長年にわたる調査研究の結果によると、取水や放水が発電所周辺の海生生物に影響を与えるというはっきりとした事例が見られていない。」このように解説されております。この解説書では卵、魚、卵稚仔、プランクトン等の海生生物について影響評価をしております。このうち取水による卵稚仔への影響について以下のとおり解説されております。「魚の卵には、海底の岩や海藻の表面に生みつけられたり、海を漂うものがあります。そのうち発電所の取水口付近に浮遊する卵や遊泳力の小さなふ化したばかりの稚仔の中には取水に取り込まれるものがあります。取り込まれた卵稚仔は発電所の取水路、放水路や復水器の中を通過する間に取水ポンプ、取水管、放水管等の機器設備などの接触や衝突による影響のほか、復水器の中での温度による影響などを受けることが考えられます。

しかし、魚は他の動物に比べて、非常に多くの卵を産みます。この卵の数に比べれば取り込まれる卵稚仔の数は少なくまた海で自然に死亡する数も小さいものです。そのため卵稚仔が取り込まれて、損傷を受けたとしても水産資源に与える影響はごく小さいものと考えられております。」このように解説をされております。この解説書につきましては、発電所の温排水に係る基本事項について、これまでの調査研究成果をもとにわかりやすく解説をされたものでありまして、水産分野における有識者とか、海洋生物環境研究所、電力中央研究所の専門機関及び全国漁業協同組合連合会というところの指導のもとで、経済産業省委託で作成された解説書ということでございます。

ページをめくっていただきまして、25ページでございます。吉の浦火力発電所環境アセスメント調査及び当社の既設火力発電所海域モニタリング調査結果について、卵稚仔について整理をしております。吉の浦火力発電所に係る環境アセスメントについて、温排水による海生生物への影響として魚等の遊泳動物、潮間帯生物、底性生物、動物性プランクトン、卵稚仔、サンゴ類、海草藻類への影響評価を行いました。そのうち卵稚仔への影響については、冷却水の復水器通過により多少の影響を受けることも考えられるが、調査海域に広く分布していることから、調査海域全体としてみれば温排水が卵稚仔に及ぼす影響は少ないと予測評価をしております。これらの予測評価結果につきましては、国による環境審査を受け妥当であるものと認められております。当社の既火力発電所、海域モニタリング調査結果についてでございます。当社では具志川火力発電所、金武火力発電所におきまして、沖縄県及び地元市町村と締結をしております環境保全協定に基づき海域モニタリング調査を実施しております。卵稚仔のモニタリング調査は発電所の運転開始前後において、出現種類及び出現個体数とともに季節の違いによる変動はあるものの増加または減少傾向は認められておりません。発電所の稼働に伴う影響は認められていないということでございます。なお、具志川火力発電所につきましては、沖縄県や具志川市一現在うるま市でございますが一との環境保全協定協議におきまして、具志川火力発電所の影響を認められないとの評価を得て、卵稚仔調査を現在では終了しております。吉の浦火力発電所の海域モニタリング、いわゆるに環境監視調査であります。吉の浦火力発電所の海域環境の状況を監視するため、沖縄県、中城村、沖縄電力株式会社3者で環境保全協定を締結し、海域モニタリング調査を実施することとしております。調査範囲は温排水の拡散予測範囲とその周辺海域、それから調査項目は流況水温、水質、底質、海生生物、調査開始時期は平成23年度を予定しております。

最後に、冷却方式について御説明いたします。29ページを開いていただきま

すと、海水冷却方式がございます。これは先ほども御説明いたしましたように海から冷却水を取りまして、復水器で蒸気と熱交換をして海に戻すという方式でございます。一方、右側のですね、30ページの工業用水を使った冷却いわゆる循環冷却等方式は右の図のとおりでございまして、復水器に工業用水を送り込んでやっぱり熱交換した水は今度は冷却棟へ送ります。ここで空気による空冷の冷却、大型のファンをつけましてですね、冷却する関係で吉の浦火力発電所の1号から4号まで運転開始時点です、蒸発量がですね、1日当たり4.8万立米蒸発をいたします。それから工業用水の場合は、熱交換する際の蒸発によって不純物が濃縮をされますのでスケール等の堆積したものを、こういうものを系外に出してあげる必要がありますので、ブロー水ということで、日量1.2万トンブローいたします。したがって、トータル4.8立米プラス1.2立米で6万立米の毎日の工業用水の補給の必要がございます。企業局から供給できる今能力は今1万8900立米と聞いておりますので、この6万立米は賄うことができないという状況でございます。

最後の31ページに、排水冷却方式を採用する理由でございしますが、循環冷却等方式の課題がございます。今申し上げましたように、大量の工業用水が必要となります。これは県の工業用水の供給能力を上回るということで、確保することが困難であると。それから、冷却棟を設置するために新たな用地を必要となります。現在の用地がですね、冷却棟をおさめることができないということで、新たな埋め立てが必要かなということでございまして、新たな埋め立てになりますと海域環境に影響がまた増大をするおそれがあるということになります。それから冷却棟から騒音等が発生いたします。大型のファンとモーターを使っている関係で騒音が出ます。それが陸域への影響が懸念をされるという状況でございます。こういう観点から、環境影響評価において、温排水による環境への影響は少ないと予測評価をしており、国、県による審査でも妥当であると認められていると。それから、当社の具志川、金武火力発電所において海域モニタリングの結果、温排水による水温上昇域は当初予測範囲の10分の1程度におさまっており、環境への影響は少ないと考えておりまして。もう一つは、一般電気事業者、10電力会社であります、そこにおいてすべての火力発電所、原子力発電所においても海水冷却等方式を採用しており、循環冷却等方式を採用しているところはないという状況であります。以上のことから、冷却方式を変更する必要はないとこのように考えているところであります。

以上、御説明申し上げます。

○赤嶺昇委員長 参考人の説明が終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 幾つかお聞きしたいんですけども。そもそも漁業協同組合が今反対をしているという理由は何だと認識されていますか。

○佐久眞章参考人 反対の理由はですね、温排水が漁業に与える影響があるというふうなお話と。それからそういう観点から冷却方式を、工業用水を使った循環冷却等方式に変えてもらいたいという伺っております。

○奥平一夫委員 温排水が発生することによって、海域に流出することによって海域に影響があるんじゃないかというふうな懸念ですね。それでこの間何度か漁業協同組合の皆さんと話し合いをされてきて、この資料によりますと今度の2月に話し合いをされていますよね、8ページね。そこではどういう話し合いをされたんでしょうか。これは参加した方たちにどうだったのか詳しく教えていただけませんか。

○高木直久補助者 2月の組合長の説明にはですね、あの私どもは温排水についての影響はないものと考えておりますという、このような内容を説明をいたしましたけれども、なかなか御理解いただけなくて。私どもは影響がないということで考えておりますけれども、なかなか御理解いただけなかったというのが実際の状況でございます。

○奥平一夫委員 どういうところが理解できないと漁業協同組合の皆さんは指摘をされていましたか。

○高木直久補助者 温排水についてもですね、環境に与える影響は少ないということで、先ほどの説明でもございますように金武火力発電所、具志川火力発電所の結果についても影響ないという申し上げているんですけども、漁業協同組合長のほうは影響があるんじゃないかという、そういう懸念があるということがあるということはおっしゃっていました。

○奥平一夫委員 この言葉のやりとりだけではなくて、やっぱりこういう根拠があるから影響があるんじゃないかと漁業協同組合の皆さんはおっしゃっているし、皆さんはこれに従って説明しているわけですから、これで少しすれ違えますよね。ですから、漁業協同組合がどういうことで理解できていないかという具体的なお話を少し説明いただけませんか。

○池原朗補助者 漁業協同組合に、当社の具志川火力発電所並びに金武火力発電所のモニタリング結果とかそういうのも含めて予測、あるいは実測、環境監視の後のものを御説明したところなんですけれども。漁業協同組合の言い分ではですね、これは当社が測定した結果であると。だからまず信用できないと。当社のデータについて幾ら御説明しようとしてもですね、まず説明自体をきちんと聞いてくれないというのが状況でした。

○奥平一夫委員 これについて皆さんはどうお答えしましたか。

○池原朗補助者 私たちは一生懸命御説明しようとしたんですけれども、説明の際に、ちょっとまた横から別の話をされたり、当社の調査自体そのものを沖縄電力株式会社でやっている調査なんで信用できないという、そういう主張を繰り返されておりました。

○奥平一夫委員 これは先の委員会の中でも、以前の委員会の中でも、やはりそういう沖縄電力株式会社側と漁業協同組合との話し合いがね、全くかみ合っていないというふうなことを指摘しながら、私も環境政策課長に対してぜひ沖縄電力株式会社と漁業協同組合側が感じているその違いについてきちっとまとめて、双方が折り合いつくようなことをちょっと何とか間に入ってやってくれないかというような相談もしたんですけれど。今の状態2月の現状ですから。この中で調査をしたデータが使用できないというわけですよ。つまり沖縄電力株式会社が委託した業者だからということでね。そうすると、これはもう恐らく平行線のままいくと思うんですけれど。その漁業協同組合側が求めている客観性がある調査機関に調査をする、ゆだねるというお気持ちは沖縄電力株式会社にはありませんか。

○佐久眞章参考人 私どもが委託をしている環境関係のコンサルタントはですね、計量証明事業としてしっかりした資格も持った事業所をございまして、これはどこに発注をしてもですね、同じような結果が出るようなものだという認

識をしておりますので、改めてまた特定のコンサルタントに発注をして調査をするということは考えられないと思います。

○奥平一夫委員　そういうことでしたら、恐らく平行線でこの話いくと思いますし、やっぱり事業を推進していくにはどうしてもこの周辺の住人の理解といいますか、あるいはその海域に携わる漁民の皆さんの理解というのも非常に重要であり、事業推進には大きなネックになっていると思うんですね。だから、そういう意味ではその漁業協同組合の皆さんがぜひその客観性のあるといいますか、第三者機関を通してその平等な調査をお願いしたいと。ですから、漁業協同組合側にはですね、相当の不信感があると見てとれるわけですよ。その不信感を払拭していくということもですね、ある意味事業所の務めでもあるのかな、あるいは行政側の指導的な立場の行政の責任でもあるのかなと思うんですね。少し、そういう不信感の中でこの問題がずっと膠着しているような気がしますので、これはぜひこの辺は解決していくということをしてですね、行政側にも私はお話をしたいと思うんですけども。事業所のほうとしてもですね、やっぱりこの辺をどう払拭していくかこの辺が非常にネックになっていると思うんで、ぜひこの辺も検討していただきたいと思っております。

次にですね、ですからそもそも漁業協同組合側は火力発電所に反対しているわけではなくて、やはり先ほどから申し上げましたとおり温排水を海域へ排出するということが非常にこの環境、あるいは自分たちの漁場に大きな影響があるというふうなことで何とか循環型のその温排水、これですね海水冷却方式を変えてほしいというふうなことを訴えていると思うんですけども。事業者側としては無償の海水を利用した方式、あるいはできるだけ水を使わない、ある意味安価な方法がいいだろうということでこういう海水方式を採用されたと思うんですが。ちなみに陸上に排出するという方式はあるんですか。例えば、陸上に排水するという方式だとどれくらいの事業費というか、あるいは維持管理費があるんでしょうか。

○佐久真章参考人　海水を使った冷却方式、それから工業用水を使った冷却方式でのコスト比較というのは特にやっておりません。ただ、陸上の工業用水を使う方式については一応検討いたしました。これについては、先ほどの資料30ページで御説明申し上げましたように、日量で6万立米の工業用水が必要になります。そうしますと、これは工業用水の供給能力で1万8900立米ということでございますので、まず供給能力がないということと、工業用水も水源は私たちの飲料水と同じ水源で、ただ処理の過程が若干違う程度でございますので、こ

れはやっぱり上水用の水の確保も厳しいということから工業用水は採用はできないと判断を実施しております。

○奥平一夫委員 これは、いわゆる企業局のほうに確認をされたということですね。

○佐久眞章参考人 ポンプの能力を教えてください、それから推定をしております。

○奥平一夫委員 要するに、お聞きしたいのは企業局のほうでそういう用水能力がないというので、海水のほうになったといういきさつですね。

○佐久眞章参考人 能力もないし、それから先ほども環境アセスメントで申し上げたように、海水を冷却水として放水するとしても影響の範囲が非常に、予測よりか10分の1程度におさまっているという実績、それから卵稚仔とか海水生物等の生息状況にほとんど変化が見られないと、こういう環境上の実績から、十分海水の取水で合理性がある、環境にも大きな影響を及ぼさないという判断から海水冷却方式を採用しております。

○奥平一夫委員 では少し詳しくお聞きしますが、例えば、海水を吸い上げた際に、いわゆる冷却用でぐっと回っていくわけですが。その際にどれくらいの魚類が吸い込まれて、海水の中でどれくらい死滅するんですか。

○佐久眞章参考人 23ページに、発電所と温排水という資料がございます。少し中ほどに書いてありますが、取り込まれる卵稚仔というのは発電所の取水路や放水路、あるいは復水器を通過する間に取水ポンプや配水管、放水管などの機器への接触、あるいは衝突、それから復水器の中で温度による影響を受けることが考えられるということで、部分的にダメージを受けるという報告がございます。

○奥平一夫委員 ですから、いわゆるデータとして吸い込まれた海水の中に存在している卵稚仔類、魚類稚魚等どれくらいのダメージかということをお聞きしているんです。

○佐久眞章参考人 これは財団法人海洋生物環境研究所、先ほどもパンフレッ

トの調査にかかわった公益法人でございしますが、こちらから聞き取り調査も行いまして、魚の卵で平均で大体44%が生き残ると。それから稚魚に至りましては平均で16.4%。トータルしますと、大体3割以上は生存をしていると聞いております。

○奥平一夫委員 今の御答弁からだとも7割近くは死滅をするかと理解してよいですか。

○佐久眞章参考人 私どもをそういう理解ではなくて、今申し上げたとおりの理解をしております。

○奥平一夫委員 ですから、3割は生存するというお話ですから、7割は死滅するんですかというのを聞きしているんですが。

○佐久眞章参考人 3割以上は生存しているので、具体的に死滅するのかわからないのかではなくて、3割以上は生存していると聞いております。

○奥平一夫委員 ですから、死滅するか、生き延びるかという二つに一つだと思んですが。ですから、残りの7割近くは死滅すると理解していいですかという質疑なんですが。

○佐久眞章参考人 そういう回答をいただいておりませんので、こういう形の生存率ということでお伺いしておりますので、そのように申し上げるしかないのかと思っております。

○奥平一夫委員 それと、非常にデータがあいまいというか、今の23ページの皆さん方の説明書を読んでいますと、中見出しみたいところに海生生物に影響を与えたという、はっきりとした事例は見られていないと解説されています。ですから、はっきり事例という解説をしていたんですが、それが少しわからないんです。要するに、影響があるかどうかわからないと理解するのか、どう理解すればいいんでしょうか。

○佐久眞章参考人 この海水の取水に伴って、あるいは取水放水に伴って、海生生物が直接影響を受けたかどうかというのがはっきりと確認ができないと。こう言っているものと、私どもは理解をしております。

○奥平一夫委員　ですから一番心配するのは、例えば先ほど皆さんのデータの中に3割は存在すると、生き延びると。それを裏返せば7割近くは死滅をするということで、いわゆる吸い込まれていくわけですね。例えば、出たときに7度C以上の少し暖かい水が短時間だけれども、そこで急速に冷却していく中でもやっぱり影響はないとは言えないわけですが、ただ、調査研究の結果によってもはっきりした、どういう影響があるかというのもわからないという解説がされているということを皆さんもお認めになるわけです。ですから、そういう意味で取水をされたり、排水をされた海水が温められて7割近い卵稚仔が死滅をして出てくる、あるいは一緒に出てくるけれどもまた暖かい水が出ることによって海域にも影響があるかどうかともわからないという状態ですから、この辺も多分漁業協同組合の皆さんも環境に相当敏感になっていて、それはなぜかという、今皆さんが建設している場所も埋め立てですよ。そのことによって、いわゆる中城湾の埋立事業が相当影響してきて、海域がただでさえ悪くなっているという漁民ならではの直感というか、実際の体験で相当漁獲高も減っている、あるいはいろんな生物がとれなくなっているという実感のもとでこういう新たな影響があるだろう、温排水が非常に心配だというふうな、恐らく今後の将来の中城湾における漁業協同組合のあり方についても、相当窮されていると思うんです。ですから、そういう非常に心配を持ちながら、皆さんに対してできれば海域へこの温排水を流さずに陸域で処理できないかという悲痛な要請だと思って、この前の委員会のお話、参考人招致も聞かせてもらったんです。ですから、これで終わりますが、彼らの思いはこういう影響と、中城湾は非常に閉鎖的な海域で循環しているというデータを示してくれたんです。そうすると逃げ場がないようなところで、この海域であるいは自分たちが漁を営む漁場かなり影響が出てくるのではないかという心配があるんです。ですから、そういう意味では本当に大変でしょうけれども、皆さんも漁業者の立場になって、まずこの調査期間を行政と相談しながらしっかり漁業協同組合とも相談をして調査をさせて、彼らを納得させるということは、私は一番よいのかと思うんですが、最後にそれをお聞きしたいと思います。

○佐久眞章参考人　漁業協同組合、地先の漁業協同組合とは発電所建設も全面同意をいただきましたし、それはいろいろ漁業補償契約もやっておりますので、それは誠実に私どもも実行してまいります。それから、周辺の漁業協同組合におかれましては、私どもの発電所の建設に対していろいろ御懸念の御意見があるというのも何回かの説明会の中でも十分承知をしておりましたので、私ども

も、引き続き努めて御理解をいただけるような努力は続けてまいりたいと思います。私どもの先行してできております金武火力発電所は、閉鎖性海域と呼ばれている、国のほうで閉鎖性海域と全国で指定しております、金武湾港、羽地内海、与那覇湾と3つの閉鎖性海域が指定されておりますが、そういう中にありましても、先ほど申し上げましたように温排水の拡散域というのはそんなに大きくないし、それから卵稚仔あるいは漁業等の調査運転開始後も特段影響が確認をされていないという状況でありますので、これもこれでまた引き続き吉の浦火力発電所ができた後も監視体制もしっかりとやりながら、理解を深めていきたいと考えているところであります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 放水口の深さというのは書かれているんですが、取水口の深さというのはどれぐらいになるんですか。

○屋宜誠補助者 取水口に関しても、ほぼ同じ四、五メートルというところの取り込み口となっております。

○渡嘉敷喜代子委員 取水と放水は、それぞれ別のホースでやるわけですね。同じ深さでやるということですが、その取水のときもいろいろな稚魚や植物が吸い込まれていくということはありませんよね。その中で循環していて放水されていくわけですから、先ほどの説明の中で3割は生き残るであろうというけれども、もうその段階で既に死んでいるんじゃないかという思いですが、そのあたりのコメントをお願いしたいと思います。

○佐久眞章参考人 説明資料の19ページを開いていただきますと、下の左側の図がございまして、下線を引いたところが発電所の計画地でありまして、右側に点線が出てきている取水口というのと、左側が放水口、これは、暖かい冷却水が循環をしてはいけないということで離して設置をしております。これがひっついていきますと、温かい水でまたここで循環するというので、これは位置は離して設置をしております、そういうもので循環はしないと。このように考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 それはわかります。この19ページの境界線みたいなもの

がありますが、そこは温かい水がいかないように区切られているわけですか。

○佐久眞章参考人 これは境界線ではなくて、栈橋が張り出していくということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 では、そこで区切られているというわけではなくて、取水して行って、それから放水する距離というのはどれくらいあるんですか。

○佐久眞章参考人 取水口と放水口の離隔距離は約400メートルだということです。

○渡嘉敷喜代子委員 その取水口と放水口は400メートル離れていても、水圧というのはすごい水圧で取水すると思うんです。そして放水されると思うんです。そのあたりで攪拌されるかもしれないと。そのあたりの攪拌されるということでの動植物への影響というのもちろんと環境アセスメントではなさっていますか。

○池原朗補助者 取水につきましては、取り込みの影響を極力抑えるために、低い流速、低流速ということで、毎秒20センチ程度の低流速で取水をいたします。そして、放水につきましては温排水の拡散範囲を極力抑えるために、逆に毎秒2.5メートルという速度を出して放水します。これはどういうことかというのと、早く放水することによって周囲の冷たい海水をスピードと一緒に巻き込みながら早く冷却させる効果によりまして、温排水の拡散上昇範囲を抑えるという効果のために放水速度は早くして、取水速度は生物影響も考えて低流速でという対応保全策をとっております。

○渡嘉敷喜代子委員 皆さんの23ページの中で、そのあたりの評価というのが出てきていないんじゃないかという思いがするんです。例えば、先ほどの話にも出ておりましたが、19ページの下から3行目、海で自然に死亡する数に比べて小さいものだと言っていますよね。海で自然に死亡するというのは自然淘汰ですよ。それと皆さんが環境影響評価をやっていて、それに比べて少ないものだという比較の仕方というのはおかしいんじゃないかと思うんです。かなり吸い上げて行って、放水される段階でもすごいダメージを受けているわけですよ、稚魚にしる卵にしる。そういうものを海の中で自然に死亡するものと比べて少ないという評価の仕方というのはおかしいんじゃないかと思うんです。

○池原朗補助者 今のお話ですが、23ページの影響に対する評価というのは当社が作成したものではなくて、これまで国のほうで、主に水産庁や経済産業省が長年調査研究された結果によってこういう評価になっているとあります。そういう結果でございます。そして、その中で水産庁あるいは北海道庁の委託によりいろいろ調査されておりますが、その結果によりますと取水による取り込み量の割合というのが多くとも1%程度、あるいは0.2%以下とか、魚の産卵数と自然死亡率とかを考えて、一般的な温排水、これは当社だけの話ではございません。一般的に、日本での温排水による取水の影響はそういうレベルだということから、そういう調査研究がされた結果でこういう予測評価と温排水の取水による卵稚仔への影響というのはそういう評価になっているものと理解しております。

○渡嘉敷喜代子委員 皆さんは、調査機関に依頼してこういう評価をしてもらったのかと思ったんですが、今の説明では国に準じてこういうものが出てきたということで、それに準じてこう書かれているということになると思うんです。最初のほう、海生生物に影響を与えたというはっきりとした事例は見られないということにも、この中にでも本当にどう環境アセスメントをやったのかという思いがしてならないんです。それからもう一点、陳情に出てきている第201号で、サンゴ類への影響はどうかということも調査してほしいとやっていますが、そのあたりの海域の周辺のサンゴとかの調査もなさっていますか。

○佐久眞章参考人 はい、調査しております。

○渡嘉敷喜代子委員 そして、調査してサンゴに及ぼす影響とかというのはどう出ていますか。

○池原朗補助者 調査海域には、サンゴ類並びに海草・藻類の場がございます。そして、温排水の放水口や取水口の選定する際にそういうサンゴ類の場、あるいは海草・藻類が生えている場をまず検討しまして、そういうところに及ばないような放水位置あるいは放水方向を確認して、基礎的に水理模型実験で確認して、最終的に、ここの放水口あるいは取水口であればサンゴ類あるいは海草・藻類に及ぼす影響がほとんどないということまで確認して予測評価あるいは放水口を決定しております。そして、水中放水方式を採用したことも温排水の拡散域を可能な限り低くすることということも、温排水が海草・藻類、サン

ゴの場にはいかないような対策でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 時間がないので、あと一点だけお尋ねします。その温排水がサンゴや藻場に影響のない範囲というけれども、その範囲がどれぐらいの距離なのか、そのあたりはどうなんですか。影響を及ぼさない距離というのは、どれくらいと予測していらっしゃるんですか。

○池原朗補助者 19ページの資料で。まず温排水、1度上昇域というのが、左側の図面にあるとおり、沖合約900メートル程度、幅250メートル程度の範囲になりますと。そして、1度C上昇域を1度C上昇したからこの生物にこれだけ影響を与えとかそういう定量的な観点ではなくて、1度C温排水の拡散範囲を影響範囲とおきまして、その影響が及ばない範囲、例えば取水口の右側や取水口の建設地点の前面のほうには、海草・藻類の場はあります。そういうところに影響を及ぼさないようにしているというところなんです。ですから、この温排水の拡散範囲以外には影響はないと考えているというところでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 25ページについてお尋ねします。具志川火力発電所、金武火力発電所、既に可動して、環境影響評価は環境保全協定に基づいてやったと。しかし、卵稚仔の調査が影響がないということで、調査をやめたということになっているんですが。これについて何カ年間行って、そしてその結果については今度の漁業者の皆さんにも結果として示したのかどうか、どうなっていますか。

○佐久眞章参考人 具志川火力発電所の運転開始後、8年間調査を続けました。それで、ほとんど発電所建設前と建設後の卵稚仔の分布状況というか、種類や数こういうものにほとんど変化がないということをもちまして協定の当事者である沖縄県、当時の具志川市にお示しをして影響はほとんどないという了解のもとに、卵稚仔の調査は平成14年に終了させていただいております。金武火力発電所につきましては、まだ継続して今実施中でございます。

○西銘純恵委員 8年間の調査の中身なんですが。年に何回とか、頻度というか、それは調査結果を具志川市、沖縄県に上げたときに、具志川市としては漁

民の皆さんに示しているかと思うんですが、具志川市からどのような意見が出ましたか。

○佐久眞章参考人 調査結果につきましては、環境保全協定に基づきまして具志川市当局、それから沖縄県にも御報告を申し上げております。年に冬と夏という時期に実施をしております。ただ、この内容を具志川市が漁民の皆様に説明されたかどうかについては、私ども把握をしております。

○西銘純恵委員 具志川市に示して、これについて疑義とか調査終了については異議なしで済んだということでしょうか。

○佐久眞章参考人 特段疑義はございませんし、8年間ずっと調査を続けて変化がほとんど認められないということで、ここで調査を打ち切ってもいいだろうという御判断に至ったと理解しております。

○西銘純恵委員 私、漁民の皆さんは本当に海岸線の埋め立てといろいろあって、本当に漁業が瀕死の状況にあるというぐらいこの発電所の必要性についてはわかるけれども、影響があるんじゃないかというところを皆さんのやりとりで払拭ができていないというところに問題があると思っています。そして、23ページやり取りあったんですが、海で自然に死亡する数に比べても小さいという結論は書いてあるんですが、それはどこのだれがどのような調査をして数が少ないというのが出たのか。そこら辺はまったく明らかにされていないんです。ですから、そこも明確にして比較してどうなのかと。そして、またもう一つは、3割は生存するという表現をされたんですが、では7割は死滅するんじゃないのというのは、やっぱり受ける側とやる側の話ですから実際は同じことを言っていると思うんですが。そこで相入れないという無駄な部分が出ているのかという感触を受けるんです。そして、先ほどの海で自然に死亡する数というのが、実際この場所で、海域によってもやっぱり自然に生息するとかいろいろあるわけです。海全体、大海で調査するとかというのは全然違うと思うんです。ですから、本当にそういう比較をするのであれば、その海で調査したんですかということを探ねしたいんです。

○佐久眞章参考人 これは24ページに記載をしておりますとおり、財団法人海洋生物環境研究所、それから財団法人電力中央研究所、それから全国漁業協同組合連合会、こういう手法のもとで、経済産業省委託で海洋生物研究所等が今

実施をしていると理解をしております。調査の時期が平成9年から平成10年にかけて毎月やっている調査と思います。いろんな調査が数年間、発電所の所在地の海域で実施をされたと伺っております。

○西銘純恵委員 発電所の所在の海域と言われたんですが、時期的にもう既に10年以上前の調査結果ですよ。そして、今海の資源が魚類にしても減っているという状況の中で、さらにどうなのかというのは全く調査結果が変わってくると思うんです。ですから、新しい調査というのを独自にやるなりやってもらって、影響ないですよということであれば納得できたと思うんですが。今の調査結果については10年以上も前の結果だし、これは信憑性どうなのかということをおっしゃられてもしょうがないと思うんです。そして、新たに結果を出していったほうがいいんじゃないか、平穏と、調査を。そしてもう一つ、取水口の問題があったんですが、放水口、平温より7度高い水が一気に放出されるわけです。その卵稚仔の調査というのはなさったんでしょうか。予測、影響、取水口は7割死滅するということでは生存できるのは3割しかないと言われたんですが。

○佐久眞章参考人 先ほどの調査結果は、取水口と放水口の両方で調査をして、比較をして生存率はこの程度であるというデータが示されております。

○西銘純恵委員 そうしますと、海域面積的には本当に広い地域になるんだということだと思えます。ましてや7割が生存できないということに関して、これは漁業やっている皆さんがね、この先漁業が続けられるのかという疑問を持つのは仕方ないと思うんですよ。あと31ページですけども、先ほど工業用水の2次管理費の建設についてもコストの比較をしていないということをおっしゃられたことに関してですね、私は企業ができるだけコストを下げ、その電気料金にできるだけ低い料金で供給をするというそういう立場に立つのであればね、コスト比較というのは最低の仕事だと思っているんですが、比較しなかったというところにですね、どうしてですかと。

○佐久眞章参考人 最初に申し上げました課題の一番大きなものが、工業用水の供給能力これからきておまして。私どもの発電所は必要なとき、必要な電気を安定的にお届けするという使命を帯びておりますので。工業用水の確保、これが安定的に必要な量、常時断水なしに確保ができるのであれば当然検討の対象になりますけれども。その前提となる安定供給の確保が困難であるという判断をいたしまして具体的にコストの試算とかいうものもやっておりません。

○西銘純恵委員 県企業局のポンプ能力、これは確認されたのはいつでしょうか。企業局は工業用水の供給をふやすために、相当敷設、送水管ですか、敷設計画を大きくやっているんですよ。いつの数字でしょうか。

○高木直久補助者 去年の夏くらいの数字でございます。

○西銘純恵委員 これは、具体的に、どこの部署とどのようなやりとりで確認をされたんでしょうか。文書でやったんでしょうか。やりとりした結果についていただきたいと思います。

○佐久眞章参考人 直接ですね、書面等での確認はいたしておりません。県の企業局が公表していた数値でもって確認をしております。

○西銘純恵委員 私は、これだけ県の公共的な電力を供給するという業務において、やっぱりこういう施設をつくりたいけれども、6万トンのね、皆さんの計画する工業用水の供給をやってもらえないかというのは、実際は直接企業局と詰める必要があったと思うんですよ。県が公表した書類だけを見てというのは、この件は検討する意思があったのかどうかということを指摘をして終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 この手続論についてちょっと教えていただきたいんですが。これ、沿岸の漁業協同組合がございますよね。ここの同意をすべて取りつけてからしか事業は着手できないものなんですか。それとですね、今この資料を見ていると、同意を得ているのが2カ所ですよ。残りの4組合ですか、ここのあれはどうなっています、調整は。

○佐久眞章参考人 我々の発電所の建設あるいは、将来運転開始後の事業運営に関して影響を及ぼす範囲というのが先ほど申し上げましたように、共同第10号の漁業権範囲だと予測をしております、当該影響範囲と考えられる漁業権者であります佐敷中城漁業協同組合、それから与那原・西原町漁業協同組合。両漁業協同組合と補償交渉はいたしております。その他の関係漁業協同組合に

関しましては、そういう建設同意ではなくて、いろいろ工事の内容を御説明をして、いろんな御意見をいただいたりするという手続をしておるところでございます。

○翁長政俊委員 この火力発電所の建設に向けての、工事を進めるためにこの漁業協同組合と直接的に影響、さらには合意を得て進めるこの漁業協同組合はこの2カ所でいいという認識でとらえてよろしいでしょうか。

○佐久眞章参考人 基本的にはそうでございます。この8ページの、沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破碎等の許可という手続がありますけれども、これにつきましては、周辺の漁業協同組合の意見を聴取しなさいと指導されておりました、これは意見を聞くということでございますので、同意を取りつけろということはございません。基本的には、先ほど申し上げました2漁業協同組合の同意がいただければ法的に作業を進められると、このように理解しております。

○翁長政俊委員 今、私どもに出ている陳情があるでしょう。この中城湾沿岸漁業協同組合、8漁業協同組合。これ、全部8漁業協同組合すべてですか。その同意は得ないでいいということですか。そう理解してよろしいでしょうか。

○佐久眞章参考人 私どもは当該漁業権者の同意は必要であるということでありまして、残りの漁業協同組合の同意は手続的には不要であると、このように認識しております。

○翁長政俊委員 まあ、手続上そういうふうな形で進んでいるということになると、極力周辺地域の漁業協同組合の皆さんの意見を聴取して、合意を求めていく努力は不断なく進める必要があると思っておりますので、さらに合意が得られるように、あの手続上は必要ないという手続であっても、そこは合意が得られるような不断の努力はすべきと思っておりますけど、これはいかがでしょうか。

○佐久眞章参考人 私どももあらゆる機会を通して説明する機会があれば、御説明申し上げておりますし、今後も理解が得られるような場を持てれば、ぜひそういう機会をもって説明申し上げて理解を得ていきたいと、このように考えております。

○翁長政俊委員 それと、吉の浦のこの発電能力ですよ、これは沖縄県全体で使う発電所の能力のどれぐらいを占めているんですか。

○佐久眞章参考人 現状では最大電力で140万キロワットでございます。それで、単にボリュームからしますと、これは100万4000キロワットありますので、量的には大部分を占めているわけではありますが。先ほどこの発電所の建設の目的を冒頭で申し上げましたように、やっぱり燃料がいろいろ多様化することで、安定的に燃料を確保するという一つの方策と。それからCO₂の排出削減を図っていかなければいけないということで、今石炭火力の比重が非常に多い状況でございますので、一部の出力をこれで置きかえてLNGを導入することで、石炭の比率を下げてCO₂排出削減に努めると、こういう役割も担っております。

○翁長政俊委員 いや、吉の浦火力発電所つくる電力の量が沖縄県全体で占める割合というのを、もう少ししっかり御報告いただけませんか。どれぐらいの割合になるのか。現時点で結構ですよ。現時点の、今の沖縄で必要な電力のこれができあがると何パーセントぐらいのものを占めるのか。これ4タービンですべて動いた、最大出力で答え願えますか。

○佐久眞章参考人 概算で申し訳ございませんけれども、大体、設備容量的には4割近くを占めるんじゃないかなと思っております。

○翁長政俊委員 4割ということになると、先ほど御説明がありましたけれども、CO₂の削減というのが、今世界的に、さらには我が国においても大変今重要な政治課題になっておりまして、沖縄県においてもCO₂の削減というのはやっぱり数値目標をつけてやっていかないといけないという現実があるわけですよ。これがこの4つとも動き出して、今この数値を見てみると石炭と比べると約4割ぐらいこのCO₂の削減が減るんでしょうか。

○佐久眞章参考人 石炭を燃焼したときに発生する電気1キロワット、それからLNGを燃焼したときに、1キロワットをつくる電気のCO₂の発生量はほぼそうですね、40%ぐらいですね。

○翁長政俊委員 そういうことになると年次的に進めていきますけれども、4

タービンがすべてフル稼働して、ほかのいわゆる石炭火力の出力を落としていくという運転方法になるんですか。

○佐久眞章参考人 LNG火力発電書が運転開始をしますと、その分石炭火力の一部で肩がわりをしていきますので、そういう状況になるかと思えます。

○翁長政俊委員 そこはちょっと確認しておきたいんですけども。これはこの設備投資してあるんですから、事前に金武湾の近郊でも3つ火力発電所が動いておりますし、今このLNG火力発電所が完成したときに、私どもにしてみればこれは運転するのであれば、この4タービフル稼働して二酸化炭素を落とすときには、この火力発電所を、要するに石炭を使っている部分の出力をダウンさせてもらうほうが、要するにCO₂の削減に寄与できるわけですよ。またそういう目的でおつくりになるでしょうから。そういう運転の方法になるかは確認させていただきませんか。

○佐久眞章参考人 この3種類の発電方式、燃料を使う発電所がございます。牧港火力発電所みたいな重油を使うわけですから。それから金武火力発電所とか具志川火力発電所みたいな石炭火力、今度は天然ガスでございます。とりあえず燃料の特性がありまして、非常に使いやすい発電所というのは重油なんです。重油というのは液体ですから、ポンプからボイラーに送り込むバルブを調整すれば流量が調整して出力の変動に本当に追従して応答ができるんです。これは電気を使う県民の皆様、この時間は急に必要がなくなればこれに追加していくのは重油火力の役割でございます。それから石炭というのは固体でございますので、これを粉砕器で砕いて、粉をボイラーの中で吹き込んで燃焼をするということですから、この燃焼の負荷の変動を受け持つのはなかなか厳しいものがございますので。石炭火力というのはある程度ベースで、例えば50%負荷だったら50%負荷、80%負荷だったら80%、そういうことで普通一定運転をされます。LNG火力というのは気体でございますので、これもある程度は調整機能はついているということで、それぞれの燃料に伴って制御方式が変わります。したがって、需要の非常に高い昼間の時間帯と、それから夜間の需要がぐんと下がる時間帯などは、例えばもう石炭火力を停止するなりそのような運用の仕方がございますので、ちょっと一概にここが何割持つ、ここが何割持つというのはなかなか申し上げにくいところでございます。

○翁長政俊委員 やはり皆さんのところも株式会社ですから運転をしていくた

めの活性化とか、さらには運転コストとかいうのがかかるはずですからそのバランスというのはやっぱり会社がそれなりにとっているだろうとは思いますが、ただ、いずれにしろ吉の浦火力発電所をつくる大きな目的の一つが、要するにCO₂を落としていくという一つの大きな理念を皆さん方は持っておりますので、その理念はしっかりと堅持していただきたいというのが、今の私の発言なんですけれども。それと、この吉の浦火力発電所とはかかわりはありませんけれども、沖縄電力株式会社としては、将来自然エネルギーを含めていわゆるCO₂、低炭素社会をつくるという意味においては、新しい電力の開発というものについてはCO₂を排出する今の、いわゆる電力の経営方針からシフトしていくという長期的な計画というのはお持ちなんではないでしょうか。

○佐久眞章参考人 今申し上げましたように、低炭素社会の実現を目指してという項目も私どもの経営方針の中に折り込んでおります。したがって、その大きな柱としてはこの吉の浦火力発電所の導入でございますけれども。吉の浦火力発電所として化石燃料でございますので、先ほど委員が申し上げましたように、やっぱり新エネルギーを、いわゆる二酸化炭素を排出しない電源の開発も必要だということで考えておりました。風車も導入をしておりますし、今般ですね、補助金を国のほうからいただきまして、宮古島に4000キロワットの太陽光の発電所を建設して、実証をしながら、この新エネルギーというのは日が照ったり、陰ったりで出力が大きく変動します。この変動要素は、配電線路への影響が非常に大きいものですから、うまく制御するような方式を今回実証試験の中で開発をして、これを実用化をして将来新エネも可能な限り導入をしていこうと、このように考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 ちょっと確認させてください。8ページの建設手続の経緯なんですけれどもね。環境アセスメントの手続終了、勿論環境アセスメントの中には方法書、準備書においての縦覧とそれから住民意見が入っているわけですよ。その完了は皆さんのスケジュールで見ると平成18年ということですが、環境アセスメントの手続の完了と、それから漁民からこのような疑義が出てきた時期はいつですか。

○佐久眞章参考人 13ページに環境アセスメント手続の実績を、ちょっと説明

はしなかったんですけれども書いております。

○比嘉京子委員 ちょっと時間がないので、できたらこれは何ページになっているかわかりませんが。方法書と準備書、勿論これは見させていただきたいなと思いますので、後で一冊でいいですから要請をしておきたいと思います。もちろんこの温水の影響というのは環境アセスメントに入っているわけですよ。これを、では公告縦覧の中にこれに対する意見というのはあったんですか、なかったんですか。

○池原朗補助者 準備書の公告縦覧のときの説明会、縦覧におきまして、温排水に関して説明会の中で、海草・藻類ですとか、サンゴ類の対策ですとか、そういうものはどういふものがありますかという意見がございました。あと卵稚仔に対する影響ですとか、温排水の拡散範囲がどうのこうのというような御意見はございませんでした。

○比嘉京子委員 わかりました。では、漁業を営んでいる方々から皆さんに対して、温排水に対する懸念の意見がいつごろ皆さんのほうに寄せられたんですか。

○屋宜誠補助者 具体的に、温排水に関する懸念としては7ページにあります平成17年4月とかでも温排水に関しては懸念を持っているという意見はいただいております。ただその際に、それに対して変更してほしいとかそういった話ではなくて、それに対する影響をしっかりと説明してほしいという話があるというところがこの平成17年4月から実際にあります。

○比嘉京子委員 では、今のような、言ってみれば懸念の意向がはっきりと皆さんのほうに伝わったのはいつですか。

○屋宜誠補助者 実際には、こちらの8ページの平成20年8月あたりの中城湾沿岸漁業協同組合長会で平成20年7月ですね、そこらあたりでそういった非常に懸念を持っているところでいろいろな方式とか話が出てきていると認識しております。

○比嘉京子委員 わかりました。それで、今2つの方法を検討されたということがありましたけれども、その6万トンというのは沖縄県の水の1日の消費量

のどのぐらいの割合になるか御存じなんですか。もしわからなければいいです。

では、次にいきます。私がちょっと気になるのは、やっぱり皆さんが拡散予測が10分の1の上昇に対して10分の1であるというのは、これは言ってみればこの場所ではなくほかの場所における予測なんですよ。ですから、例えばこれは具志川市におけるところで、1度の上昇について10分の1ぐらいの問題ではないかと言っているわけですけども、これを即中城湾に当てはめていいかどうかということも検証されたんですか。

○池原朗補助者 温排水の拡散予測につきましては、これまで北海道から南は沖縄まで、いろんな電力会社でこれまで経験がございまして、いろいろ拡散予測についても研究段階ではなくて、拡散予測手法自体が確立されている手法でございまして、ですから水温とか、温度とか、風とかそういう物理的要素のものでございまして、この拡散予測に当たりましては我々はまず現況調査をしまして、この海域の流れの速さとかも確認します。その流れの速さを予測に全部取り込みますので、この海域だから信用できないとか、あの海域は適用できないとかそういうものではなく物理的な話なので、どこの海域においてもそういう手法をきちんととっていけば成り立つものだと理解しております。

○比嘉京子委員 もう一回確認させていただきたい。この平成20年8月の時点で漁民の方々から皆さんにこういう意向が伝えられたということですが、それ以前に皆さんはその温排水についての説明を対象となられる方々にどのような説明をなさいましたか。

○屋宜誠補助者 先ほども説明させていただいたかと思っておりますけれども、7ページの平成17年4月中城湾沿岸漁業振興推進協議会、こちらも8漁業協同組合含まれています。ここでも温排水に関する話が出ておりますし、その右のページの平成19年3月中城湾沿岸漁業振興推進協議会へ説明という形で数回実施しております。

○比嘉京子委員 わかりました。先ほど私が申し上げました環境影響調査の冊子、意見書、知事意見も含めて一冊いただければと思います。お願いします。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、佐久眞章参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、文教厚生委員会を代表して参考人等にお礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず貴重な御説明いただき、心から感謝申し上げます。

本日、拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

佐久眞章参考人、補助者の高木直久さん、池原朗さん、島袋直一さん、屋宜誠さん、本日は本当にありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人等退席。執行部着席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、文化環境部関係の陳情平成20年第64号外23件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の文教厚生員会陳情案件資料により御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり継続20件、新規4件となっております。

初めに、継続20件につきまして、処理方針に変更がある3件について御説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

陳情平成20年第72号沖広産業の産業廃棄物安定型最終処分場内におけるクロルデン類等汚染の浄化と営業許可の更新を認めないことを求める陳情については、下線部のとおり処理方針を変更しております。

それでは、変更の内容を説明します。

県は、クロルデン類の混入状況や原因を把握するための調査方法について、

専門家の指導・助言を受け、処分場の水平及び垂直方向の埋立廃棄物の状況を推定するための調査計画を策定し、平成20年10月14から17日までに現地調査を実施しました。

その結果、クロルデン類の検出原因は、廃棄物への付着または覆土材への混入によるものと推定されましたが、すべての分析結果が国の定めた環境管理指針値を下回っていることから、クロルデン類汚染により周辺地域へ影響を及ぼす状況にはないものと考えております。

また、埋立物の掘り起こし調査により、木くず、紙くず等の混入が確認されたことについては、事業者に対し平成21年2月27日に改善命令を発出しております。

県としては、改善命令に対する事業者の対応状況を踏まえて更新許可の可否を判断することとしておりましたが、監視等を行い、命令に従って作業が着実に行われていることを確認したことから平成21年6月8日付で許可したところです。

次に、資料の15ページをお開きください。陳情第5号八重瀬町世名城地域における産業廃棄物処理施設の建設に反対する陳情について、変更の内容を説明します。

県としては、有限会社沖縄環境産業が地域の理解を得ることが重要であるとの認識のもと、地域住民に事業計画を説明し、十分な理解を得た上で手続を行うよう指導を行っておりましたが、当該事業者は地域の十分な理解を得られないと判断し、平成21年6月24日に同計画を白紙撤回するとの報告がありました。なお、資料の16ページの陳情第6号については、ただいま説明を行いました陳情第5号と同趣旨の陳情となっておりますので、説明を省略させていただきます。

継続の陳情の変更分に係る説明は以上でございます。

次に、新規の陳情4件につきまして処理方針を御説明いたします。資料の22ページをお開きください。

新規の陳情、第71号について御説明いたします。

陳情者は、沖縄市登川自治会会長小谷良博氏外2人であり、件名は株式会社環境ソリューションによる産業廃棄物処理施設建設反対に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1について、産業廃棄物処理施設の設置許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において許可基準が定められております。同法に基づく許可は羈束裁量であるため、当該許可基準に適合する場合は必ず許可しなければならないもので、都道府県知事に裁量権は付与されておられません。

なお、焼却施設の場合、申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは同項の許可をしないことができるとの許可基準があります。

県としては、同社から設置許可の申請がなされた際は、法に基づき専門家の意見も聞いて厳正に審査していく考えです。

2については、同社において許可された埋立容量を超えて処分された廃棄物について、県は警告書を発してその改善を指導しております。

同社は、当該指導に従って定期的に廃棄物の受け入れを停止するなどして改善作業を実施してきましたが、改善が遅延していることから、県は平成19年度以降同社及び沖縄市との三者で改善状況の進行を管理する会議を開催し、改善作業の進捗状況を管理するとともに、早期の改善を図るよう指導を強化しているところです。

次に、23ページをお開きください。

新規の陳情第74号の3について御説明します。

陳情者は、沖縄県離島振興協議会会長仲村三雄外1人であり、件名は平成21年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に係る陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1、離島対策支援事業は、使用済自動車の再資源化等に関する法律により、使用済み自動車を離島より沖縄本島にある処理業者へ海上輸送する際の費用の8割を指定再資源化機関に指定された財団法人自動車リサイクルセンターが出捐する事業となっており、平成17年10月1日より開始されております。

同事業の原資は、特定再資源化預託金等となっており、これは全国の自動車ユーザーが預託したリサイクル料金の一部から出捐されたものであります。

そのため、離島対策支援事業の出捐の割合を10割とするためには、全国の自動車所有者の理解を得て行うことが必要であります。同センターによりますと本事業により財政支援を受ける受益者にも一定の負担をしてもらうことが適正であり、市町村においても業務の効率化を促すことになるため本事業の出捐率を8割にしているとのことでもあります。

県としましては、海上輸送費の低減化が図られ、同事業が円滑に促進されるよう離島を抱える市町村に対し必要な助言等をしていきたいと考えております。

2、市町村が漂着ごみを含めた一般廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合、国の循環型社会形成推進交付金を活用できることとなっております。

また、施設整備以外の漂着ごみに対する支援策として、漂流・漂着ごみの回収処理を行う場合には、地域グリーンニューディール基金を活用できることとなっております。

県としましては、一般廃棄物処理施設の整備及び漂着ごみの処理について、国の補助金及び同基金の活用が図れるよう国と十分な調整を行っていきたいと考えております。

3、離島地域には、家電リサイクル法が指定する指定引取場所が設置されていないことから、廃家電を排出する際には沖縄本島までの海上輸送費を過分に負担している状況です。その状況に対して、平成20年2月に中央環境審議会が環境大臣あてに行った家電リサイクル法の見直しに係る意見具申において、離島における収集運搬の改善策として一定の要件を満たしているものについて海上輸送コスト等についてメーカー等が資金面を含めた協力を行うことが必要であるとの指摘がなされました。これを受け、平成21年度より製造業者等のほか外郭団体である財団法人家電製品協会が海上輸送費の8割を補助する離島対策事業協力を開始しております。

県としては、当該事業の普及促進を図り、離島地域における廃家電の収集運搬料金の軽減化を図っていきたいと考えております。

次に、25ページをお開きください。

新規の陳情第107号について御説明します。

陳情者は、新日本婦人の会沖縄県本部会長前田芙美子氏であり、件名は気候保護法の制定を求める陳情となっております。それでは、処理方針を説明いたします。

1、2について、我が国では、京都議定書の採択を受けて制定された地球温暖化対策推進法に基づき、国や地方公共団体等において地球温暖化対策が進められているところであります。

地球温暖化対策推進法については、平成20年6月に京都議定書の削減目標の確実な達成に向けた改正が行われるなど、これまで国際交渉や国内対策の状況等に対応して4回の改正が行われております。現在、2013年以降、京都議定書以降の枠組みについては、国際的に検討、交渉が行われており、今年12月に開催予定の締約国会議において決定される予定になっております。中期削減目標の設定など2013年以降の国際的枠組みが決定した後に、現在、国が試行的に実施してる排出量取引の国内統合市場などの検討を踏まえ、対応方針が示されるものと考えております。

県としては、引き続き国の動向を注視しつつ対応していきたいと考えております。

また、陳情第107号の項目の3については、観光商工部産業政策課長上原俊次より処理方針の説明を行います。

○上原敏次産業政策課長 3について、再生可能エネルギーを大幅にふやす仕組みについては、国において太陽光発電の余剰電力を高く買いとる新たな買い取り制度が今年度中に開始される予定となっております。新たな買い取り制度により、導入に係るコストが早期に回収ができ、設置者の負担が軽減されるとともに、太陽光発電システムの価格が下がり、さらに導入が促進されるものと期待しているところです。

次に、26ページをお開きください。

新規の陳情131号について御説明します。

陳情者は、沖縄県患者同盟設立準備委員会代表真栄城守和氏であり、件名はEMで海や川の環境を守ることに関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

EMについては、市町村や住民団体等で利用している事例があることは承知しておりますが、県としては、水環境の改善には、事業場排水や生活排水等の発生源対策が最も重要であると考えており、引き続き事業所からの排水規制や関係市町村との連携による生活排水対策等に取り組んでいきたいと考えております。

以上、文化環境部に係る陳情案件について御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁などは挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 それでは、陳情第33号、第34号。これは読谷村の産業廃棄物、安定型産業廃棄物処分場、管理型産業廃棄物処分場それぞれ建設計画の撤回なり、あるいは行政処分に関する内容に関して関連しておりますので、この件に関する陳情の内容から入っていきたいと思います。

午前中に、この株式会社沖広産業の状況に対する地域の皆さんの都屋公民館長―反対実行委員会の実行委員長でもありますが―その皆さんからの話をうかがいました。その中でいろいろ事実確認も含めてお答えいただきたいと思いますが。まず安定型処分場から木くずが23トン出たということで説明がありましたが、これは事実ですか。

○下地岳芳環境整備課長 現在、掘り起こし作業中のごさいまして、進捗率がいま23.4%ちょっと超えてきております。その23トンというのは事実でございます。

○仲村未央委員 進捗率が23%の時点で、23トン出たと。これは安定型処分場において、木くずが23トンも出るというのはどういうことを意味しますか。

○下地岳芳環境整備課長 まず埋め立ての場合、廃棄物が来ましたら処分場では展開検査というものがあります。展開検査というのは、許可品目あるいはそれ以外という分類作業があるわけですが、その作業が若干不備だったと理解しております。

○仲村未央委員 安定型処分場から木くずがそもそも出るんですかね、そして、それが23トンも出ているというのは、今若干おかしいということですが、県としてはその程度のこととして何ら対応はしていないということですか。

○下地岳芳環境整備課長 若干という言葉が不適切だったのはお詫び申し上げますけれども、現在の23.4%の進捗率の量というのは1656トンなんです、総量ですね。1656トンのうちの23トンということでございます。

○仲村未央委員 ですから、その1656トンのうち23トンが出たということですが、安定型産業廃棄物処分場からつまりそういった木くずが出ているということに対する県の対応というのはどういうことになるのでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 5%以下を目安にしておりますが、木くずが5%以上含まれている部分については、掘り起こしをして木くずの分類作業、撤去作業をしてもらうということで、今その作業をしております。それで今全体計画の中で、ではどれぐらいのボリュームが総量としてあるかといいますと7086トンを予定しております。ですから、先ほどの23.4%というのはそのうちの1656

トンを掘り返していると。その中から、木くずだけを計量しますと23トン出たということです。

○仲村未央委員　そもそも、何で掘り返しているんですか。その経過からおたずねします。

○知念建次文化環境部長　私のほうから。去年の状況と御承知のこともあると思いますけれども、いわゆる安定型処分場について、去年の6月にたしかクロルデンの検出が判明いたしました。そのクロルデンの検出が判明しましたときにその調査を行っていて、その調査の方法等で去年、確か8月、9月等々にいろいろと検討をしまして、10月にその調査方法を他県の専門家等からのお知恵も借りまして、平面調査をし、その調査の結果としていわゆるある一定の被土以上の分については、改善命令を出したのが今年の2月でございます。ちょっとかいつまんで主要部分だけの話になりますけれども、その改善命令を出した状況が今の7000トンで、進捗が1600トンのうちの23%になっているというのが流れとしてありますので、そこは御承知いただきたいと思います。

○仲村未央委員　改善命令を出されて、その進捗の中で23トン出たと。先ほど5%以下という基準のようなものが示されましたが、この5%以下というのは何を指しての5%以下なのか。これが5%以下であればどうで、5%を超えるとどうだということについてもう一度お尋ねします。

○下地岳芳環境整備課長　安定型産業廃棄物処分場に木くずが、それが例え1%入ったらそれは違反なんです。ですけれども掘り起こしの作業の目安として、県はその5%を採用していると。5%以上のところを掘り起こして、なおかつ展開検査というんでしょうか、組成分析をしまして本当にそれがちゃんと分類されたかというチェックもしておりまして、それでおおむねその中でも2%以上であれば、なおかつ組成分析のやり直し、2%を下回っていたら埋め戻しをさせるという手法で今指導しております。

○仲村未央委員　休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長　休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員が答弁の内容を確認する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 それでは、休憩中のこともありましたが、答弁の整理のために今の改善命令の状況についても一度確認のため質疑をしますが、今その掘り起こしている部分の5%という有機物が入っているであろうと思われる部分の掘り起こしの、この5%の基準ですが、何に基づいた指標になっていますか。

○下地岳芳環境整備課長 環境省の通知で、熱しゃく減量の5%以下と。それから換算しますと、木くずは大体5.6%に相当するというデータがございますので、それを参考にして熱しゃく減量が5%以上の部分については5.6%以上の木くずが入っているだろうという目安を立てて対応しております。

○仲村未央委員 では、環境省の指標を後で資料として提出をいただきたいと思えます。それで、今株式会社沖広産業に対する安定型処分場の改善命令の状況ですけれども、進行中で23.4%ということですが、いつ改善命令を発されて、そしていつまでの期間においてどのような状態にすることという命令を出されたんでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 改善命令を発出したのが平成21年2月27日です。その中に改善措置に対する着手期限というのを打っておりまして、これは平成21年3月29日。要するに、1カ月後までには着手しなさいよという期限でございます。その改善措置そのものの履行期限というものは、180日後の平成21年9月25日でございます。改善命令の内容の中には6項目ございまして、一つ目がメタンガス濃度30%以上の区域の掘り起こし、木くず等を除去して埋立処分をやり直すことと、これが1点目でございます。2点目は、受け入れる廃棄物の正常の確認を徹底強化すること、それから3点目に、展開検査及び選別方法を改善し、選別を徹底強化すること、4点目に、硫化水素ガス濃度が1000ppm以上の箇所にはガス抜き管及び排ガス処理設備を設置すること、5点目に、覆土の徹底を図り、薄い排除口を設けること、6点目に、廃石こうの埋立処分を自粛すること、ということになっております。

○仲村未央委員 今回の改善命令の内容も、ぜひまた資料として後ほどいただきたいと思えます。それで、その間村民の都屋の地域の皆さんと、県そして当該

業者の最近の意見交換というか、話し合いというかそういった場はあったんでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 私が赴任してから以降でよろしいですか。5月22日に株式会社沖広産業で確認作業がございましたので、その作業を終えた後にごあいさつをしたいということで、都屋区長に電話を入れてお会いしました。その席には、私はてっきり通りすがりですから区長さんだけだと思っていましたら、区長さんなど5名の方、事務局長やら楚辺区長さんとかですね、そこの主に活動をしていらっしゃる5名の方にお会いしました。その中でも私はあいさつということで行きましたけれども、1時間ほどいろいろ状況を教えていただきました。その後、5月26日に都屋区長とお会いしたいという電話を入れまして、読谷村にちょっと用事がございましたのでもう一回寄らせてくださいということで、電話を入れましたら、区長さんと川崎さんとそれから伊佐さんという方がいらっしゃいまして、その方と要するにこれまで3年余りにわたってなかなか地域との話し合いがいかない、対立の構図がずっと続いていると、それをお互い事業者と地域の方が何とか冷静になって話し合う場が私は必要だと思いますと、ですから、その場をもし私が設定しましたら、賛同、出席いただけますかというから、いいですよという了解をその日にもらっています。6月2日にその両者の話し合い、これもお互い冷静にという前提条件がございましたので、都屋区長さんと事務局長さん、それから会社側からは社長と常務の渡嘉敷さん、県からは私と職員2名、結局6名でお会いして、発言は、冒頭で私はこういう趣旨でこの話し合いの場を持たせていただきますということで申し上げて、発言は積極的にはしておりません。聞かれたことだけを、要するに双方の理由を諮るための会議だと私は理解していましたので、そのあたりはそういうふうにして約1時間半ですかね、やってきました。

○仲村未央委員 この5月から6月にかけて、何度か村民の皆さんとも接触をされたようなんですが。6月2日の話し合いというのは、趣旨は先ほどから冷静になって話し合う場とかお互い冷静にというような下地環境整備課長からのお願いがあったと今ありましたけれども、何を話し合うために集まっているんですか。

○下地岳芳環境整備課長 ちょっと訂正させていただきます。6月2日の件は両者が話し合いを持つことを各区長さんに確認をただけです。実際に持ったのは6月5日にお会いしています。

○仲村未央委員 つまり、何をというの、今回私の今の質疑の趣旨は安定型処分場の改善状況に関してお尋ねをしているんですが。その改善の作業の進捗とかそういったことの報告のために呼んだのかですね、両者を引き合わせたのか、どういう意図でその設定をしたのかということです。

○下地岳芳環境整備課長 先ほど冒頭でも申し上げたとおり、3年半にわたって対立の構図があると。でもその対立というの、話し合いの場が重なった対立ではないんです。話し合いの場さえも持たなくて対立している状況ですので、我々はそういう地域の合意形成を図りなさいと業者に指導してきた経緯もあるんですけれども。では我々もその合意形成を図るといふのかな、そういう話し合いの場を持つことに努力をすべきじゃないかなというのが私の考えでして、そういう意味で両者にとにかく腹を割って話をしてくださいということでした。だから進捗状況を説明するとかそういったものではありません。

○仲村未央委員 先ほども参考人で来ていただいた方々のその話し合いの趣旨はあくまで安定型処分場の、今改善命令の状況にあるその状況を聞くためということで、もう一方での例えば管理型処分場のこれから申請なされているものについては触れないとか、かなり厳密に下地環境整備課長のほうにはその話し合いの内容についても制限した形でまずは会うということで、強く確認をした上でその席に同席したというような趣旨の御説明があったんですけれども、それは今下地環境整備課長が言うこととちょっと違うんですけれどもね、いかがでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 私も受けとめ方として違っていると思います。要するに、私の思いが舌足らずだったのかもしれませんが、私はそういう産業廃棄物処分場の許認可に関する部分を話すために集めたわけではなくて、その流れの中で、どうですかと聞かれたから二、三答えはしましたということです。ですからもともとそれを話すために私は集めたわけではございません。

○仲村未央委員 趣旨がちょっとよくわからないんですけれども。何のために集まったかという、3年半対立が続いているからとりあえず顔を合わせてくださいというような趣旨だということですので、その中で、5月22日以来、下地環境整備課長が今のポストにいらっしゃってからの流れの中で、その落としどころを探りたいというような発言を繰り返されているようですが、どう

という意味ですか。

○下地岳芳環境整備課長 廃棄物処理法による申請に対する許可というのは、御承知のとおり覇束裁量だということで、条件がそろえば許可せざるを得ないと。当然それは審査して基準に合っている、それから人的要件が兼ね備わっているというのであれば、許可せざるを得ないというのが県の動かざるあれですね。それで事業者においては、申請したものに対して審査を進めてくれという言い分があります。住民からは、逆に申請書を不許可にきなさいというものがあります。だから申請書に対して不許可というのは、それは欠格要件とかそういったものが備われば不許可というのは可能なんですけれども、それが無い以上許可処分あるいは判断というのはどんどん進んでいくんです。その進んでいく中でではいつまで住民と事業者が対立をしていくのかなというのに心を痛めて、それは私はできるのなら話し合いの中で、住民側が思っている話とあるいは事業者が思っている話が解決すれば、それが落としどころじゃないかなと。だから、県からこうこうしたほうが落としどころですよというのはこれは言えない立場なんです。ただ、そのための話し合いの場をさせるのも一つの解決方法かな、と私はそう思っています。

○仲村未央委員 では下地環境整備課長の指し示す落としどころというのは、覇束裁量によっていずれ申請があれば粛々とその手続は済むのだから、その流れの中で進むことに対してやっぱり住民の皆さんはしょうがないですよということにわかってほしいという、そういう意味の落としどころですか。

○下地岳芳環境整備課長 そういうことではございません。

○仲村未央委員 そうなると、その場所の中でひとつその覇束裁量の、先ほどから手続が済むというところですけども、今その安定型処分場の改善命令をまさに受けている。しかもクロルデンについても、この間調査はされたようですけれども、まだこの文教厚生委員会に対してもどうなったという説明はないわけですけども、そういった中で改善命令を受けている同じ業者が管理型処分場のそういった申請をしていると。これは覇束裁量の中では問題なしとして進むような状況であるというふうな理解でしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 行政処分、要するに改善命令を受けたことイコールそれが欠格要件につながりませんので、それは当然許認可の事務には影響しな

いと。

○仲村未央委員 改善命令を受けた業者であっても、これはあくまで安定型処分場であって、そういった同じ業者、まさに同じ会社がそれを管理型処分場とか別のものを申請することについては何ら問題はないと。欠格要件には当たらないと。

○下地岳芳環境整備課長 現時点のお話をすればそうですけれども。我々としては改善命令をかけておりますので、その改善命令に違反した場合はそれは当然、内容にもよりますけれども。次の業務停止を命じた改善命令の処分になるのか、あるいは許可取消になるのか。次のステップがありますから、そのときにもし許可取消になれば、今まで営業している安定型処分場の部分、それから施設の部分すべてそれは不許可ということになります。

○仲村未央委員 それで、今はまだ安定型処分場の改善命令の作業中で、完了はしていないと。23%の進捗の中にあると。それで、その6月5日の中で、これは下地環境整備課長は来週にも安定型処分場の更新については許可をしますというようなことをおっしゃったんですね。

○下地岳芳環境整備課長 はい、事実です。正確には、安定型処分場については来週早々にはもう判断しますと伝えました。

○仲村未央委員 改善命令の履行中の最中で、そして先ほどまさに着手の命令が3月29日。この改善の結果が9月25日までの期間になっていて、そこまでやって改善命令がそのとおり履行されたかどうかというのが判断されると思うんですけども、そういった命令の最中で、まだ23%しか進んでいない中でも、それは来週には許可の更新がおりるということは、何とかなのか、この改善命令との整合性とかですね、これは改善命令と更新とは、皆さんはどう整理をされているんですか。

○下地岳芳環境整備課長 現在、更新許可は1年前の6月に出ているんですね、その安定型処分場の業務については、現実問題として、今業行為をしながら改善をしているわけです。その1年間、我々が今申請書を保留しているというのは、その10月の段階でクロルデン問題が出たので、それに対して改善命令を発出した。改善命令を発出した中で、それが重大なものにつながるようであれば

取り消しが即あるので、そこまでは見届けようということで保留にしてきましたんです。さっきの県議会の中でもその改善命令を発出しており、その進捗状況を踏まえながら判断しますということですと申し上げてきておりますので。その中で現在23%進んでおりますけれども、我々の改善命令に対して、我々は2週間に1回の進捗会議とそれから抜きうちの現場検査をしておりますので。そういう状況の中で着実にしているということで、いたずらに1年前の申請書をズルズル持っていくのも、これはまた行政の許可処分に対する不作為の部分というのも抵触してきますので。そういう総合的な部分から出してなおかつその背景には出したからといって安定型処分場の今の改善命令がおざなりになるというわけではございません。当然、きょうあすにでもそういう不適正処分、許可取り消しになるような事態が起これば、それは当然そういう事務が入るわけですから。許可書を出すことと改善命令の作業進捗を見守るということは、これは別の次元のお話だと理解しております。

○仲村未央委員 クロルデンについては、非常に重大な事態と受けとめて、それを見届けようということで今発言がありましたけれども。どのようにクロルデンは皆さんの中では見届けられたんですか。今クロルデンに関する一連の皆さんの見届け方というものについて、そこに限定して御説明をお願いします。

○下地岳芳環境整備課長 クロルデン類の調査につきましては、埋立廃棄物は17検体、それから土壌13検体、それから間隙水6検体を調査しております。その調査したエリアの4カ所のすべてから木くず及び古い通過物から検出されております。それから1カ所のコンクリート片からも検出されております。それから石こう上部質からも検出されております。それと、廃プラスチック類及びガラスくずからも検出されております。すべて廃棄物だけに限定されていなくて土壌覆土の部分からも出ておりますので、それをどうやって照らし合わせたかというか、大丈夫である云々というものにつなげたかといいますと、このクロルデンについては廃棄物処理法の中の特定有害物質に指定されていない物質なんです。ですから基準そのものがないんですけれども、埋設農薬に関連しての除去基準の判断というのが、環境省の指針値というものが示されておりますので、それを採用したところそういう作業をするほどの濃度ではないと判断をしました。

○仲村未央委員 作業をするほどの濃度ではないということに対して、住民の皆さんに、クロルデンについてはもう既に問題はありませんということでの説

明はなされたんですか。

○下地岳芳環境整備課長 これにつきましては、3月18日の住民説明会の中でしております。

○仲村未央委員 住民の皆さんは、このクロルデンについて問題なしとした県の決定に対してどのような反応なのか。先ほどの参考人の意見の中では、クロルデンについてさえまだ我々に納得のいくような説明はなされていないという認識が非常に強く示されたと思いましたが、いかがですか。

○下地岳芳環境整備課長 調査結果を住民に説明をしたんですけれども、その処分場にあるクロルデンの濃度は高い濃度ではなく除去は必要ないことは判明しましたがけれども、その検出原因については十分な説明がなされなかったということです。その理由としましては、先ほど申し上げましたように想定された木くずとか瓦れき、それからくず状の廃棄物、それから使用前の覆土あるいは実際の表土等もすべてというんでしょうか、それから検出されていますので特定することはできませんでしたという説明をいたしました。その中で住民の皆さんから追加調査が必要じゃないかという御指摘もございまして、そのために廃棄物中の廃石こう、廃プラスチック、ガラスくずについて、それから覆土中のクロルデンの追加調査を実施することにしました。それを3月3日に外部機関に委託をしました。外部機関からは3月末には結果としていただきましたけれども、総合的に検証していくと一部のクロルデンの分析データに再分析の必要なところがあったので、それを分析機関にちょっとこの辺は再分析が必要じゃないかというのを申し上げたら向こうもそうですねということで、その段階であります。ですから、我々はクロルデンについて十分に説明がなされなかったという住民のお話ですけれども、それについては再分析の結果が来てから、それから追加調査でしたら廃棄物中の有害物質の部分についても合わせて説明をする予定にしております。

○仲村未央委員 私は先ほど、皆さんは9月25日の改善の措置の完了を待たずして安定型処分場の更新をするという方針を既に持っているということを下地環境整備課長は住民にも表明された。そういう中で更新に関して、なぜそれが更新が可能かと言ったらそのクロルデンについては慎重にしたけれども一定の見届けがあったので、それで今改善命令の最中であっても次の更新ができると見たとおっしゃったから、ではクロルデンについてはどのように解決がなされ

たのかということで今質疑をしたわけですよ。それで今、皆さんは3月18日に住民説明はしたけれども、実際にはここに至るまで検出原因が解明されていない、排出の特定もされていない、しかも追加調査が必要であるといつて追加調査をして、さらに追加調査したところも皆さん自身もさらに再分析が必要であるといつて、全然クロルデンの問題については何ら見届けるような状況にはないというのが住民の皆さんの持っている今の考え方というのは、何もクロルデンについて一つも解決していないという言い方というのは当然だろうと思うんですが。そういう状況の中で、既に先ほど明言されたと自信を持って来週許可しますとおっしゃる更新のあり方というのは非常に問題だと思いますが、文化環境部長はいかがですか。

○下地岳芳環境整備課長 クロルデンそのものが廃棄物処理法でいう不法の部分ではないんです。ですから、許認可と絡ませているというのは私はその場ではそういう発言はしておりません。ですから我々が今まで見届けてやるというのは、あくまでも処理基準違反のあった木くずの部分なんです。ですから、その木くずの部分の作業進捗が着実に行われているので許可をするということなんです。ですから、クロルデンの問題で許可をしますという話をした覚えはないです。

○仲村未央委員 私はそういう聞き方をしませんよ。木くずでも、少しでも紛れていたら本来安定型処分場に持ちこまれないものが持ちこまれていたから、改善命令だとおっしゃったから。これは少なくとも今改善中であつて、23%しか進捗していないからそれを見届けないでさらに更新するというのは何事ですかと聞いたら、下地環境整備課長がいやそれはもちろん改善はさせていきますと。ただクロルデンについてはやはり重大な事態だったからそこまでは見届けて、その部分を確認できたから更新は問題ないというようなおっしゃり方を今質疑の中でされたと思ったから、今その流れになったわけですよ。違いますか。

○下地岳芳環境整備課長 繰り返しますけれども、クロルデン自体は廃棄物処理法でいう有害物質には規定されていません。問題はクロルデンが入った原因を突きとめていく中で、もし仮にそういう木くずー木くずというのは品目ですので一違法な品目に伴ってくるというのであれば、それは除去作業をさせますというお話なんです。ですから、クロルデンで見届け云々というのがその安定型処分場の許認可には影響しないと。今我々が問題視しているのは、改善命令の中の、要するに木くずの5%以上の部分の作業が進捗しているかどうかの視

点で判断をしたということです。

○仲村未央委員 その安定型処分場の許可の更新は来週しますと。さらに管理型処分場も許可の方向ですということもあわせておっしゃったんですね。

○下地岳芳環境整備課長 管理型処分場につきましては、許可の方向ですという正確な言葉ではございません。要するに、安定型処分場の更新許可と管理型処分場の設置届については、段階的に対応したいと。その中の安定型処分場の更新許可については、来週早々には基準に合致しているので許可を出します。ただ、管理型処分場の設置届については、そういう地域への合意形成の云々というのを我々も指導した経緯がございますので、それは9月25日以降の、要するに改善命令の結果を見た上で判断をしますという趣旨で申し上げております。

○仲村未央委員 先ほど、木くずの問題とクロルデンの問題というのはあたかもそのクロルデンは皆さんが言う基準にはないから、それが今の更新云々とはかかわらないというような言いかたを、有害物質として特定されていないものであっても、特に今のところ更新の問題とはかかわらないと、ただ、その木くずに付着していたのかとか、そういった排出原因もまだ特定されていないと、それで、今言うその更新の決定をしたのはいつだったんですか。つまり、もう来週にも安定型処分場は許可の方向ですと。去年の6月でしたか、申請が既になされているそのことに対する許可の更新を当局として決定したのは何月何日でしたか。

○下地岳芳環境整備課長 更新許可申請書は、1年前の6月に出ておりました。それから申請者の犯歴照会とか、それから技術的な基準とか書類チェックをずっと進めてきてまして、最終的に許可してもいいだろうという判断をしたというのは、決済日そのものは6月8日ですけれども。6月上旬の立ち入りの中で、改善命令に対する取り組み作業が着実に進められていると。これからも我々も監視をして着実にさせるといふ部分もありますけれども、そういうところで6月8日に許可書を出しております。

○仲村未央委員 6月8日というのは、平成21年の6月8日ということですか。

○下地岳芳環境整備課長 はい、そうです。

○仲村未央委員 今の件ですが、既に許可は出されたんですか。

○下地岳芳環境整備課長 安定型処分場の品目を取り扱う処分業の更新許可ですよね、それについては許可は出しました。

○仲村未央委員 何日付で許可を出されたんですか。

○下地岳芳環境整備課長 平成21年6月8日付です。

○仲村未央委員 環境省から平成17年8月12日、これは行政処分の指針についてという通知が出されていると思います。この中に、当然これはあて先は各都道府県産業廃棄物行政主管部となっております。環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長からの行政処分に関する指針ですが、指針の内容を少しだけ読み上げたいと思います。「一部の自治体においては、自社処分と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処分に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処分を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き、営業を行うことを許容する運用が依然として見受けられる。このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県におかれましては違反行為が継続し生活環境保全上支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するために、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい」というような指導が通知として出されていますが、ここで言う原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容すると。それで今のこの株式会社沖広産業の場合も、原状回復しなさいという行政指導も何度もあると思うんですが。今回の場合は先ほど来繰り返すようにクロルデンのことについても原因もまだ特定されない。しかも原状回復措置の最中であって、また措置を履行したという完了の状況でもない。この中で営業許可を引き続き行うことを安易に許容するというこの姿勢に対してとめなさいという内容だと思うんですが、文化環境部長はいかがですか。

○知念建次文化環境部長 ちょっと経過から申し上げますと、まず株式会社沖

広産業に関して、3年前に管理型処分場の許可申請が出ております。それについては、3年前に管理型処分場の許可申請が出たときに、例えば住民の方々の反対があったということで事業者に対して1年間地元と合理形成をしてくれという形で1年間猶予というんですか、行政的にいったら保留期間的なものですがやってまして。それで1年経過してもなかなかそういう打開策というのが、ある意味でお互いの対応をする場面もなかなか見受けられないような状況がありまして。その中で行政としては、事業者に対する説明、指導あるいは住民の方に対する説明等をやってきたんですけども、それぞれの状況でそのまま推移したのが去年までで、その間に安定型処分場の更新の許可申請が去年出てました。それは要するに、管理型処分場の許可申請とは全然別のものなんです。別のものなので、安定型処分場の更新の許可申請を審査する最中に、安定型処分場からクロルデンの検出がなされていまして。クロルデンの検出がなされていたということは、そのクロルデン類については廃棄物処理法により、先ほど言いました基準のものを管理指針等でそれを分析、調査をするということにしまして、それは何かというと安定型処分場については瓦れき類は入れていいことになっているわけですね。それでクロルデンというのは白アリの……。

○仲村未央委員 では株式会社沖広産業に限って、何回行政処分をこれまでにしましたか。

○下地岳芳環境整備課長 今度の改善命令が初めての行政処分です。

○仲村未央委員 行政指導は何回ですか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から調べて後ほど答弁したいとの要望があり、了承される。)

○赤嶺昇委員長 再会いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほど住民の皆さんからの資料を見る限りにおいても、中部福祉保健所から平成15年10月16日、平成17年11月11日、平成19年6月8日、平成19年12月19日に行政指導の注意表ということで、これが不適事項云々という

ことでコピーをいただきました。私が、把握している最低ラインでもこの4件は具体的に不適の事項が示されて注意を受けているということです。それで、先ほど過去の行政指導の回数は、後でわかった時点で答弁いただきたいと思いますが、先ほどの行政処分の指針、環境省から出ている指針をもう一度言いますが、「行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処分を行った許可業者について、原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。こういう自治体がある。」。これは、沖縄県の環境行政そのものじゃないかなということが非常にきょうの参考人のお話を聞いて思ったことです。これは、読谷村だけの問題ではなくて、まさに沖縄市の株式会社倉敷環境においても幾度となく違反事項があり、違法事項が具体的に指摘をされ、行政との間の協定書も破り、それにおいてもなお営業をぬくぬくと続けていく、それを皆さんは許していると。そんなことで信頼されるような環境行政になっていると思いますか。文化環境部長の御答弁をお願いします。

○知念建次文化環境部長 今環境整備課のほうでそういう指導の基準として、例えば指導が何回だと次の段階に行く、改善命令に従うまで、次の段階に行くという基準を内規的に持っていますので、それに従って行政指導、運用をしているということです。

○仲村未央委員 だから、それが信頼されるに足る今の内規になっているんでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 内規の指針に基づいて対応しております。株式会社沖広産業につきましては、先ほど申し上げたように今回の改善命令が初めてでございますので、次それが繰り返しずっといくのであれば、それは当然、次は許可取り消しとかそういったものの段階に指針に基づいて進んでいきます。

○仲村未央委員 全然答弁になっていないと思うんですけども、今の内規も資料提供をお願いします。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどの答弁の中で、昨年6月に更新申請を受けたと。

それをいつまでも持っているわけにはいかないのに、まだ履行はされていないけれども許可証を出したというような答弁がありましたけれども。その申請を受けてからいつまでにそれを許可しなければいけないという決まりがあるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 沖縄県行政手続条例というものがございまして、その中に標準審査基準期間というものが規定されております。施設につきましては、おおむね28日、業については35日というのが標準期間になっております。ですから我々は申請者の申請があった日から、その期間内に処理するのが条例に求められている本来の立場です。

○渡嘉敷喜代子委員 条例に定めて許可を出したということですがけれども、ではその履行がなされていなくても、すべてのことをそうしてこれまでも許可をしているわけですか。

○下地岳芳環境整備課長 その標準期間はあくまでも標準期間として我々はとらえておまして、当然その辺の技術上の基準に達していない、あるいは書類の差しかえ、あるいは犯歴照会と申して申請者の欠格要件、要するに暴力団員であるかないか、あるいは刑法の禁固刑以上のものにかかっていないかどうかの調査も検察庁と管轄警察、それから本籍地のある市町村に照会することになっているんです。そのために時間がかかっていますので、その標準の処理範囲期間の中でやれるというのはめったになくて、ある程度の期間は過ぎます。

○渡嘉敷喜代子委員 それは手続上、むだにそういう時間を延ばしてはいけないということのことだと思えますよね。ところが、今回の改善命令を出されていて、まだ23%しか履行されていないにもかかわらず、それは条例で定められているからということで、それを出すことに対してどうなのかなという思いがするんですよ。そして、この改善命令が出されている期間というのは、この事業者は営業停止なんですか。

○下地岳芳環境整備課長 8月の許可期限ですので、その2カ月前の6月には更新許可申請が出ております。その更新許可申請を出して、行政庁が受理すれば、それは許可のあるものとして行政庁が許可、不許可を判断するまでは、ずっと許可の状態が継続しているとなります。

○渡嘉敷喜代子委員 私が聞いているのはそういうことじゃなくて、改善命令が出されたのは今年の2月7日ですよね。ですから、その2月7日から6月8日の許可された期間というのは営業停止になったのですか。

○下地岳芳環境整備課長 いいえ、営業停止ではございません。

○渡嘉敷喜代子委員 営業停止になって、廃棄物の処分ができなくて緊急を要して、そういう23%しか履行できていないものに対して許可したのかなという思いがしたんですよ。それであるならば、なおさらこのようなやり方に対して、本当に不信感を抱くのは当然だと思うんですよ。地元の皆さんにとってもですね。その件についてはどうなんですか。

○下地岳芳環境整備課長 ちょっと経緯も踏まえながら説明をさせていただきます。処分業の期限が平成20年8月20日までだったんです。申請者は2カ月前の6月16日には更新許可申請書を出しているわけですね、業を引き続きしたいということで。これによって申請書が出てきましたので、その欠格要件に該当するか否かを関係機関に照会をして、それが8月14日には回答が届き、欠格要件に該当しないと。要するに、暴力団関係者でもない、あるいはそういう禁固刑以上になったことでもないというのが判明しました。その後、その他の許可基準、欠格要件以外にもそういう許可基準でございますので、それに適合しているかどうかというのを書類審査をしまして、その時点で許可できる状況になっていたわけですね。ところが、10月にそのクロルデンの問題が発端となって、10月に現地調査を行うことになったと。それと、現地調査をした中で、重大な違法行為が確認された場合には、今の更新許可も含めて許可取り消し処分の対象となるために調査の結果を待って更新の可否を判断するとしたという流れの中できて、結局2月に改善命令を発してその進捗を見ながら判断するという方針でございましたので。その判断というのがどの時点かということは、我々が改善命令を出したものに対して、着実に進捗しているかどうかというのを踏まえた時点だと我々は方針を立てておりましたので、それが今年6月になったということです。それとですね、法的な整理としまして改善命令中の更新許可が法的にどうかというお話なんですけれども、これはちょっと補足させていただきますと、改善命令の発出と許可処分という行為は独立したものであり法的に問題はないと。我々が環境省に照会したところ、そういうふうな回答をいただいております。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の場合は、重大な違法行為として受けとめていますか。株式会社沖広産業のこの木くずが23トンも出てきたと。そして有害物質が出てきたと。そういう状況を皆さんは改善命令をしたわけでしょう。このことは皆さんは重大な違法行為として受けとめていますか。

○下地岳芳環境整備課長 重大なというものは、それは段階的なものの中で判断されると思いますけれども。現段階では改善命令に値する行為だと理解しております。それが業の停止あるいは取り消しという段階ではないと理解しております。

○渡嘉敷喜代子委員 安定型処分場にですね、やはり先ほどの説明がありましたように1%たりとも木くずが入ってはいけないという説明がありましたよね。もうこの段階で違反をしているわけですよ。ですから、改善命令も出したはずなんです。そしてその改善命令がしっかりと履行されて、9月25日までに履行しなさいということでしょう。株式会社沖広産業もその9月25日までに履行するということが日程に入っているわけですよ。そうであれば、本当に履行されたことを確認した上での許可であるべきだと私たちは思うんですよ。それをなぜそんなに急いでまだ履行されていないのに、許可をしなければいけないのかという不信感が地元の皆さんにとっても出てくると思うんですよ。そのことの説明をしていただきたいと思います。

○下地岳芳環境整備課長 先ほどから繰り返し申請書を1年以上保留していることを申し上げておりますけれども。行政機関として1年以上もその行政処分、要するに決済をしないということは、これは行政の不作为に該当します。

○渡嘉敷喜代子委員 地元の皆さんは、大変な有害物質が地下に浸透しているであろうということで、地質の調査も要求していますよね。そのことについても県はやろうともしない。ではそのことはどういうふうにして説明してもらえますか。県として、地質調査はやりましたか、あるいは業者にさせましたか。

○下地岳芳環境整備課長 県として、土壌とそれから廃棄物についても10月の段階で有害物質の調査をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 いつやっていますか。

○下地岳芳環境整備課長 土壌につきましては、平成20年10月14日から17日にかけてサンプリングをして衛生環境研究所のほうで重金属類の調査をしております。それから廃棄物についても、同じ日程で分析をしております。3月18日に説明会を開催したときに住民の要望がありましたので、それについては4月の段階で衛生環境研究所に分析依頼をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 けさの地元の皆さんの話の中では地質調査を要求したけれども、この地質調査についてはすごく金がかかるということで業者の了解を得ることができれば調査をしましょうと。そして業者も大変お金がかかるであろうという話をしていたんですよ。それでそれを皆さんはやったということで、地元の皆さんにそういうことを報告していますか。

○下地岳芳環境整備課長 廃棄物中の有害物質の検査結果については、5月11日の合同監視—これは住民の皆さんと一緒に監視ですけれども—その場において口頭で私どもがやったデータでは問題となる値は出ておりませんというのは伝えております。

○渡嘉敷喜代子委員 地元の皆さんがやってほしいというのは、皆さんがやった土壌調査というのは表面の何メートルか下のそういう状況でしょう。だけど、地元の皆さんはボーリングしてほしいと。ずっと地下にどれだけ埋まっているかわからない状況の中で、ボーリング調査をしっかりとやってほしいというのが地元の皆さんの要求なんです。それにこたえていますか、やっていないわけでしょう。

○下地岳芳環境整備課長 埼玉県の研究センターの専門家の助言もございまして、比抵抗探査等の結果からそういう下層部分というか、廃棄物の一番下の層というのはもう湿潤状態にあると推定できて、上層部分、要するにある程度の有機物の分解が進んでいるだろうと判断いたしまして、ボーリング調査については対応しないという判断をいたしました。

○渡嘉敷喜代子委員 すごく環境にかかわっている皆さんが言うことなのかなと、私自身大変不信感を持つんですけれども。環境の土壌汚染というのは本当に浸透していくものですよね。それが一番怖いんですよ。そのことをボーリングしてほしいと地元の皆さんも言っているにもかかわらず、それは影響ないだろうと。なぜそういうふうな言い方ができるのか。私はあえてこのことは言

いたくなかったんですけれども、朝の皆さんの話の中で大変お金がかかると、都屋区の皆さん2000万円は出せますかと言うような発言もあったというんですけれども、これは事実ですか。県の職員がこんなことがあったら本当に許されませんよ。皆さんの責任で業者に調査をさせるべきことであり、業者がやらなければ、県がやらなければいけないんですよ。それを、お金がかかるから地元の皆さんはお金出せますかと。こんな言い方ありますか。これは本当ですか、確認します。

○下地岳芳環境整備課長 私も4月に来たばかりで、そういう事実確認はまだしておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 本当にゆゆしき問題だと思います。環境を守らなければならない立場の人が、企業が土壌の調査もしなければいけない、地質調査もしなければいけない、改善命令が出されている段階の業者が地元の不安に対して、では地質調査をやりましょうと。地質調査を事業者がやらなければ、では県でやりましょうというぐらいまでに環境にかかわっている皆さんはやらなければいけない立場なんですよ。ところが、こういうやり方というのは本当に不信だけを抱くことになるかと思えます。先ほど、仲村未央委員からも環境省の話が出ておりましたけれども、朝の地元の皆さんも安定型処分場の改善命令を受けている、そういう業者にそういう疑わしいものに管理型処分場の許可も出してはならないと。そういうことをはっきり言っているんですよ。そして、その業者は管理型産業廃棄物処分場のシステムをしているわけでしょう。それに対しても、皆さんは、9月の段階で出すことになっているとかいう話も出ていたようなんですけれども、事実関係はどうなんですか。

○知念建次文化環境部長 管理型処分場については、先ほど言いました3年前に許可申請を出されております。その書類検査、技術的な検査については済んでいます。という状況からすると、法に照らしていきますと覇束裁量でございまして、許可しなければいけない状況にはきています。ただ、今の状況からして改善命令がきちんと最後まで見届けてから判断をしようというのが、今までの我々の方針です。

○渡嘉敷喜代子委員 ですから、この改善命令がしっかりと履行される9月25日の段階を見てその管理型処分場もどうしましょうか、許可申請が出ているんだったら許可しましょうかという判断がその時点で行くわけですよ。と

ころが、朝の地元の皆さんの話では、もう既にこのことは皆さんの中では出しましょうということその担当者が言っているというんですよ。どう何ですか。

○下地岳芳環境整備課長 いま改善命令の進捗中でございますので、出しますよというのは今現在で、9月の段階で出しますよという話ではないんです。判断しますという中がそういう言葉が判断するということイコール、要するに不適正、許可取り消しにつながらなければ当然それは許可という話になりますけれども、ストレートに何月何日以降許可しますという話はしておりません。判断しますという話をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 この読谷村の株式会社沖広産業だけにかかわることではなくて、この沖縄県内の産業廃棄物の処分場に関してはすごく問題があるんですよね。議会のたび、委員会のたびにそういうことが出てくるわけです。私も、では先進県ではどういうことをやっているんだろうかということで、岩手県の公共管理型の産業廃棄物処分場を見てきました。そういうことで、やはり県として公共型にもっていくとか、そういう方針も持たなきゃいけない状況にあるんじゃないかと思うんですよ。文化環境部長のそのあたりの所見を聞きたいと思います。

○知念建次文化環境部長 要するに、産業廃棄物については、今民間がやっている分について、県は許可をする、指導監督をする立場で、確かに今住民の方々といろいろトラブルがあったり、非常に厳しい状況であると承知しておりますので、そこの部分についての指導監督をなお徹底していくということについては一応その方針として持っているつもりです。それでもなおかつ、前に一度お話ししたかと思うんですが、県全体の産業廃棄物の最終処分場の状況というのは非常に逼迫している状況でございます。そのために県が関与してということで、公共関与の最終処分場の建設を今目指していて、それについては3候補地の選定までは作業的には進んでいますけれども、やっぱりその公共関与の産業廃棄物処分場につきましても、地元の方々の反応はかなり厳しいものがございますので、今それぞれの地域の方々に対して説明をしているという状況でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 やっぱり公共が関与していかなければいけないところまで来ていると思うんですね。株式会社倉敷環境にとっても本当に沖縄市に産業廃棄物が集中している状況があるわけです。そして、それがなかなか指導監督

ができないような状況に、今文化環境部も追いやられている状況だと思うんですよね。それで、では公共管理型産業廃棄物処分場にもっていくというそのスケジュールはどうなっているんですか。

○知念建次文化環境部長 最初の段階というんですか、一昨年 of 段階からしますと平成23年までには完成したいというお話をこの委員会の場でも答弁を申し上げた記憶があるんですけども。ただ、さっきの状況と今の状況とではどのぐらい進んでいるかということになりますと、一步前進、二歩後退、二歩前進一步後退みたいな感じで、今地域の方々とどういう形で話し合いを持っていけるか、委員の皆さんが視察をなされた岩手県の公共関与の最終処分場に先進地として非常にモデル的なところですので、そこに見ていただくために地元の方々と話し合いを進めているというところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 岩手県においては、そういう処分場は自分たちのほうに誘致したいというくらい、本当に素晴らしい施設をつくっているんですよ。ですから、ぜひとも皆さんもそのあたりを参考にして沖縄県の産業廃棄物についても頑張っていたきたいなと思います。もう平成23年で本当にできるというところまで頑張っていたきたいと思います。終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 陳情第74号の3、新規ですね、23ページ。離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情。沖縄県にとって、これは大変重要な問題だと思うんです。そこで、陳情処理方針1から3までございますが、とりあえず1の処理方針の中で市町村に対し必要な助言等をしていきたいと考えておりますということですが、具体的にはどういうことを助言にして、いわゆる離島の方々に対してどのような軽減措置ができるかというのはあるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 離島地域における使用済み自動車のリサイクルシステム、これはかなり沖縄本島のユーザーに比べまして輸送費がかかります。要するに破砕処理をする施設、拓南商事株式会社まで運ぶのに海上輸送費がかかるわけですけども。その輸送費につきまして財団法人自動車リサイクル促進センターから8割の支援策はあるんですけども、2割はどうしても負担になります。その2割をもっと軽くするにはどうしたほうがいいのかとすると、そ

ここには輸送効率を改善するしかないですね。例えば、一台一台丸のままコンテナに詰めたら3台しか入らないものを、プレス機によって例えば10台積み込むとかですね、そうすると、コンテナ1個当たりの値段というのは決まっていますので、その中でトータルとしてコストがはかれると。そうすると、これはユーザーのためにもよくなるんだと。そういう視点で宮古島においてはプレス機をかけて実証事業を進めております。八重山地域につきましては、民間の方がプレス機を持っていらっしゃるんで、そういう形で今取り組んでおります。

○佐喜真淳委員 当局で宮古、八重山地域もそうなんですけれども、沖縄県は有人離島が多くございまして、その宮古、石垣地域以外のところに対してはどういうふうな手だてというか、助言をしていく予定なのかな。それはありますか。

○下地岳芳環境整備課長 この離島支援につきましては、財団法人自動車リサイクル促進センターが活発に働いていただいて、その方々と一緒に地域に行きまして、例えば自治会で集めていただいて村がリードをして、あるいはその特定の業者をお願いして一括で運ぶとか、その運ぶ効率を指導助言をしています。

○佐喜真淳委員 今の話からすると既にスタートしているわけではなくて、これから皆さんが各市町村に対してそういう助言をしながら、一括で輸送するようなシステムを構築するという理解ですか。

○下地岳芳環境整備課長 使用済自動車等の再資源化等に関する法律はもう平成17年1月1日から施行されておりますので、もう既にそういう仕組みの中で動いております。ですから、先ほど紹介したプレス機の実証事業もその流れの中でのお話です。

○佐喜真淳委員 私が聞きたいのは、既にこれは皆さんの陳情処理方針の中で、平成17年10月より履行されているのはわかるんですけども。いわゆる宮古、石垣地域というのはまだほかのところから比べると大きい島なんですよね。例えば、近くでいうと久米島町かあるいは伊平屋村、伊是名村あるいは大東、北大東村、南大東村すべてですけども。今環境整備課長がおっしゃったことを既にやっているという理解でいいんですかということです。要するに、輸送コスト削減のために一括でやっているのか。

○下地岳芳環境整備課長 はい、そうです。既に離島支援事業というものは始まっておりまして、もう既に平成17年から平成20年度の実績というのを私は手元に持っております。

○佐喜真淳委員 要するに、すべての有人離島のところはやられているということに理解していいんですね。

○知念建次文化環境部長 事業はスタートしております。でも全離島・市町村がすべてできあがっている状態ではないです。今はまだ進捗の状態です。

○佐喜真淳委員 できたらこれは幾つできあがっていて、幾つできていないのかというのをちょっとお示しできますか。この使用済自動車の再資源化等に関する法律によって。

○下地岳芳環境整備課長 対象となる離島が18ございます。宮古島市を始め石垣市から18ですね。その中で、平成20年度に実績ゼロだった所が3カ所ございますけれども、平成21年度の事業計画においてはその18カ所とも廃自動車の処理予定台数というのを計画として上がってきております。

○佐喜真淳委員 済みません。もう一度確認しますけれども。18の島で対象なんですけれども、平成20年度は3カ所。いわゆる3離島はできていないけれども、平成21年度ではやるという方法でスタートしているという理解でよろしいですか。

○下地岳芳環境整備課長 はい、そのとおりです。

○佐喜真淳委員 あとですね、10割をやってほしいという要望なんですけれども、平均でよろしいんですけれども、離島のコスト高というのは沖縄本島と比べてどれぐらいですか。

○下地岳芳環境整備課長 沖縄本島内の、例えばユーザーの運ぶ輸送費についてはちょっと把握しておりませんが、離島からの輸送費については一番高いところで与那国町の一台当たり2万2400円。それから次に高いのが南大東村で1万7300円。竹富町が1万6500円。その18の離島の中でも最も低いのが本部町の水納島3000円。ですから3000円から2万2400円までの開きが地域によっ

てあるということです。

○佐喜真淳委員 今、数字を出していただいたんですけれども、与那国町の2万2400円が一番高いということでございまして、南大東村は1万7000円と。それだけ沖縄本島と比べると既に輸送コストが高い。物価も向こうは高いのが当然なんですけれども。やはりそういうところでは私は離島の振興とか、あるいは過疎に対して県はやはり真剣に取り組んでほしいなということで私は質疑をしているんですけれども。ぜひ、極力離島の方々がそういうところでコスト高にならないように、文化環境部長の答弁よろしいですか。どうできるか、ちょっとわからないんですけれども、もっと研究をして市町村と連携をとって、極力この金額がもっと軽減されるように。

○知念建次文化環境部長 先ほど環境整備課長から答弁されたとおり、今輸送コストをいかに軽減するかなんですよ。ですから、そのコンテナに何台詰められるかというのがプレスの、それを全国的に見ていくと、要するに10割の理論でいきますと、そのプレスも何もしないでそのまま持って行ってから輸送コストが高くなる傾向があるので、まずその輸送コストを軽減することから始めようかということが全国一律施行をやっている対策ですので。それをまず我々も各市町村にいかに輸送コストを、ある意味ではコンテナに何台まで詰め込みきれぬのか。コンテナ輸送費は一緒ですので、それに3台入れられるのと、5台入れられるのとではコストが全然違いますから。そこについて当面、指導助言を徹底していきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 プレスするというのはね、非常に聞こえはいいんですけれども。ではプレスをする機械が18離島にあるのかどうかも含めてね。どうなんですか。

○下地岳芳環境整備課長 今、18離島の中にありますのは、石垣市の民間の方が持っています。それから宮古島市においては、県が沖縄特別振興対策調整費の実証事業の中で機械を購入して、貸与をさせてその実証事業をやっていると。この2カ所しかございません。

○佐喜真淳委員 ですからね、当然輸送費のコストを削減というのは考えなきゃいけない。今の文化環境部長が言ったようにね、やっぱりプレスして輸送するというのいいんだけど、では実際にプレスできる機械とか設備がない

限りにおいては輸送コストというのは軽減にならないんですよね。だから、その部分では皆さんはどうやって手だてするかということをやっぴり考えていかないと、先ほど言った2万2400円というのは、これはそっくりそのままやってこれからもずっと負担軽減にはならないと思うんですけれども。では皆さんプレスをやっていききたいというお話で助言をしているという話ですから、では宮古、八重山地域はいいとして、ほかのところに対して計画的に助言をして補助とか、あるいは設備投資をするような計画でもあるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 県として今プレス機の云々というのは考えていませんけれども。と言いますのは、小さな離島にいけばいくほど、出てくる車の台数というのがかなり限定されてきまして。果たしてそこに何千万円というプレス機を入れて、それが果たして費用対効果があるかというのが、まだ研究の余地があります。そして、我々が海上輸送費の低減化を図るという、プレス機を置けない場所の観点、例えば役場が広場を指定して、そこにユーザーからここに持ってきなさいと。それを一括して輸送しましょうと。その輸送の頻度を、各ユーザーがやっていたものを市町村がとりまとめて1回で送るとか、そういったものの中でのコスト低減と考えております。

○佐喜真淳委員 ですから、皆さんから輸送コストの低減というのがプレスしてコンテナに入れるということが、輸送コスト低減といていたものですから逆にそういう質疑をしたんですが。結局、宮古、八重山地域はまだ設備投資をされているので、それはまだ今言ったお話が通ると思うんです。ただ、ほかの離島に対して、今言った何千万円もかかる設備をしてやるよりは、何ができるかというのをまず考えなければいけないと思うんです。ただ、何ができるとかというのが確認したかったから今の質疑になっているんですが、結局今かみ合っていないんですが、では宮古、八重山地域以外は今言ったプレスなのか、それとも違う角度からの輸送低減というのはやるのか、どの方向性で皆さんほかの地域は輸送低減に努めていくんですか。

○下地岳芳環境整備課長 離島において年間10台出てくるとか、そういった小さな離島においてプレス機という話は通用しないんですが。例えば、それを市町村等がとりまとめて、運ぶボリュームを一つにまとめることによって当然輸送単価というのは落ちてくるわけですから、そのあたりはやっています。それと、車を回収する事業者についてもまとめてとりに行ってくれとか、そういったものをお願いしているということです。

○佐喜真淳委員 先ほど奥平委員から、いわゆるプレス機のあるところに無料で輸送してくれということも一つの案として提言していますので。というのは、私がなぜ心配しているかということ、沖縄は特に島嶼県ではないですか。そして、どんどん過疎地域になりつつあるという中で、こういう一つのコストが沖縄本島に住んでいて、かかる必要もないお金がかかってくると。それと、当然また人口が減ってくるだろうと。そうすると悪循環になるので、やっぱり今のうちにこういうところから皆さんがしっかりとした計画と、その地域に対しての支援をしていかないと厳しいんじゃないかということで確認していますので、いろんな角度から考えていただいて、少なくとも2万2400円が少なくとも半分ぐらいは低減できるようなことを考えていただきたいと思います。

○下地岳芳環境整備課長 ユーザーが2万2400円ストレートに払うのではなくて、2万2400円のうち八割は財団法人自動車リサイクル促進センターから補助が出ます。そして、その2割の部分をどう軽減させるかというのが我々の取り組みの部分なんです。

○佐喜真淳委員 いずれにしても頑張ってください。

次に、2番なんですが、何度か本会議でも出てまいりました海岸の漂着ごみと漂流ごみなんですが。陳情処理方針の中では、一般廃棄物処理施設の整理及び漂着ごみの整理について国の補助金及び同基金の活用が図れるよう国と十分な調整を行っていきたいと考えていると思いますが、具体的にどういうことを県としては取り組んでいかれるのか御説明をお願いします。

○下地岳芳環境整備課長 漂着ごみにつきましては、今地域ニューディール基金というのが創設されまして、その中でも経済対策そのものは550億円なんです。そのうちの50億円については漂着ごみに特化するということで、ニューディール基金が走り出そうとしています。それについては、各都道府県の実状を見ながら配分をしていくという5条項が全国対象になりますが、県としてもそういう本県海岸域が長いので、海外からの漂着ごみも多いので、積極的に市町村と連携しながら手を挙げて、なるべく多くの基金を活用して処理をしていきたいと。そして、その基金も、上積みされた基金は3年間で使い切るという仕組みでございますので、ぜひこれを機会に漂着ごみの整理に当たっていきたいと考えています。

○佐喜真淳委員 3年間の基金の話しを今されていますが、3年間の予算の額というのは幾らですか。

○下地岳芳環境整備課長 今、全国ベースで50億円が3年間ですので、これから各都道府県の実施計画を環境省に出しまして、環境省がそれを査定いたしまして、各県の割り振りが8月の中旬頃に内示という形で出る予定になっています。ですから、我々はそれを内示を受けて各市町村における取り組みを推進していきたいと考えます。

○佐喜真淳委員 県としては、計画を環境省に出しているということ。

○下地岳芳環境整備課長 いえ、まだ。実施計画で出すのが7月の下旬の締め切りだったと思います。今、その作業を準備しております。

○佐喜真淳委員 特に、沖縄県は海外からの漂着ごみ、漂流ごみが多いですから、こういう基金を有効に活用して、しっかりと市町村のですね、苦しい立場をフォローできるように頑張ってくださいと思います。

あと、この3番地上デジタル放送の件なんですけども。これは石垣市と断定し書かれていますけれども、石垣市に限らず、県としてはどういう認識なのか、ちょっと確認したいんですけども。当該事業の普及促進を図り、離島地域における家電の収集運搬流域の軽減化を図っていきたくて考えておりますか。でもこれ、既に始まっていますよね。平成22年度にスタートすると思うんです。私は、できたらこういうものにも含めてやっぱり段階というんか、既に、地上デジタル放送がスタートする日にちは決まっているわけですから。やっぱりこういうところこそしっかりと計画立てて、市町村情報を取り合いながらいかに軽減するかというのね、計画だつてやる必要があると思うんでうけれども、実際どうなんですか、家電のほうは。

○下地岳芳環境整備課長 テレビを買いかえなくちゃいけないという期限が迫ってきていますので、その措置として、古いテレビが出るときにそういうリサイクルシステムに乗っけるといふのがあるべき姿ですけれども。もしかすると、そのリサイクル料金を惜しんで不法投棄につながるかなという事態も想定されます。我々は、それは不法投棄に対する取り締まりにももちろんのことですけれども、そのリサイクル料金を払って、リサイクルシステムに乗っかって指定場所ー沖縄本島には2カ所ございます、離島からもそこに運ばれま

すーその2カ所に運ぶまでのですね、仕組みをうまく誘導していきたいと考えています。

○佐喜眞淳委員 時間があれですから、まとめますけれども。先ほどから1から3に関しても当然これ先ほど言った離島というのはだんだんと人口が減少してきている。高齢化してきている。そうすると子供たちもだんだん少なくなって、少子高齢化。そうすることによっていわゆる高齢者の方々の負担も多くなる。一方で、こういうふうにして生活の基盤である家電製品とか、自動車の買いかえとかにも、そんだけのコストが高くなっていくことからすると、予測されている分に関しては、県はしっかりとした支援というか、研究を含めながらやっていただきたいことを要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 昨年度の陳情平成20年第72号。今年度の陳情第33号、第34号。読谷村株式会社沖広産業の件ですけれども。これは今年度の新しい陳情はですね、さらに法的な措置も含めて県に陳情を出しているということではですね、いよいよもってこの会社とですね、地元の住民の皆さんというのは本当に必要な処分場であれば受け入れましょと、そして業者もですね、住民の皆さんがそこに処分場があっても共生していけるといような努力をやらないと、ますます不信感をエスカレートさせているといるのが、新たに陳情が出て、また住民大会も開くといような事態にまで至っているということをまず指摘して、あのクロルデンについてお尋ねします。最初に議会に陳情を出されたのが、クロルデンが検出されたということなんですけど。これは、去年の7月に出された陳情でですね、クロルデンについてこう書いてあるんですよ、陳情者の皆さんは。「土壌は全国平均値の390倍、水は1150倍の高濃度のクロルデン類と六価クロルが検出された。クロルデン類は難分解性で発がん性が、中枢神経に刺激を与えるなど毒性が強く第1種特定化学物質に指定され、1986年には製造輸入使用が禁止された危険物質であり、環境ホルモンの一つである」と。本当に、これが新聞記事に出た時にも県民みんなですね、産業廃棄物処分場というのは、こんな恐ろしい有害物質が出るのかということですね、公共関与の処分場がなかなか受け入れ先が出ないというのも、そこら辺をやっぱり解決しない限りなかなか難しいんじゃないかと思うんですよ。この住民が指摘している毒性有害物質、これは違いますか。

○下地岳芳環境整備課長 文献どおりの内容ですので、事実でございます。

○西銘純恵委員 でも先ほどからこのクロルデンについては問題ないということをおっしゃってきただけです。有害物質ということをお認めながら、問題ないとするのはどういうことでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 問題ないと申し上げたのは、廃棄物処理法上の中でクロルデンはどういう位置づけにあるかという話をさせていただくために、その破棄物処理法という特定有害物質に該当していないというのを申し上げています。

○西銘純恵委員 皆さんは環境を守るといふことは人命、人体にどうなのかというのがね、そもそもこの法の趣旨だと思うんですよ。ですから、法に規定がない物質だからということをおっしゃっていただけなんですけど、これは法律がおくれている、それを規定されていないということであってですね、やっぱり考え方としては、クロルデンというのが検出されたことに対して、やっぱり分析をし、住民が言っているボーリング調査についても前議会でも去年、ボーリング調査をしますというお返事までしたんですよ。これは何よりも優先してボーリング調査をしたけれどもないですよと、なかったですよと言ったら住民は安心するわけですよ。だから、そこをどうしてやらないんですかということをおっしゃいます。そして今、再検査をして、専門家に聞いて再分析の必要があるということをおっしゃると。クロルデンについて、これは間違いはないですか。

○下地岳芳環境整備課長 3月の時点の結果について、一部細分析をお依頼したのは事実です。その結果については7月の中旬、あるいは下旬あたりに、事業者の分析期間の都合でございますけれども、それまで待ってくれと言われております。

それと、ボーリング調査の実施をしなかった理由なんですけれども、要するに先ほど言った埋設に欠ける環境省が発表している指針の値と比較してですね、かなり低レベルの濃度であるということと、それから間隙水のクロルデン濃度等からもですね、地下水に対するそれは直ちにですね、地下水を汚染するおそれはないと、この2点からですね、特にボーリング調査は必要ないだろうと判断をしております。

○西銘純恵委員 表に出た部分で低レベルだから、逆にですね、隠れて眼に見えないところを検査すると、病気でもそうですよね。この腫瘍ができたときに良性ですと簡単に検査してやりますか。組織をきちんととってやりますでしょう。そこですよ。この有害物質というものに対してね、やっぱりきちんと調査してほしいというものについてはやるべきじゃないですか。一応これは指摘してですね。業者に調査依頼中であると言われました。まだ結果出てませんよね。皆さん、文化環境部長、この陳情に対するですね、クロルデンに対する陳情処理の方針ですね、こうあるんですよ。「産業廃棄物処分業許可の更新許可について、去年の8月に出された更新許可についてはクロルデン類の検出原因調査の結果を踏まえて適切に対処していきたい。」という陳情処理方針を過去に出されています。この後も新しい陳情についてもですね、調査結果を踏まえて適切に対処するというので、クロルデンについてやっぱり調査結果を待ってということを行っているんですよ。でも、この6月8日に安定型処分場の更新の許可を出したと。これはもう県議会に対する答弁と全く矛盾することを、反対のことをやっているんではありませんか。

○知念健次文化環境部長 その当時のクロルデン類の調査につきましては、汚染原因調査と汚染状況調査については10月14日に実施してございます。その状況の調査結果によって、先ほどの改善命令を、木くずが混入していることが判明しましたので、その木くずの混入について改善命令を出している。その状況を見届けた上で、今回の更新許可についての判断をしたという結果だと思います。

○西銘純恵委員 私は木くず、要するに許可したもの以外に搬入されているという違法行為についてはもう一つ問いたいと思いますけど。クロルデンについては、調査結果を待った上で更新決定を出すということまで答弁されたわけですよ。だけれども、結果まだ出ていない。分析中だと。重要な部分が分析中だと。どうして更新決定出したんですか。私が言っているのはですね、クロルデンの問題についてきちんと決着がついていないのではないかと。決着をつけてですね、どうだったということを明確にして許可しましょう、いやまだ保留にしましょうというのが出るのではないですかということなんですよ。

○知念健次文化環境部長 去年の6月から7月の状況での調査のものでいきますと、汚染状況調査と汚染原因調査をする必要があったので、その汚染状況調

査と汚染原因調査については昨年の10月14日から17日の間で行いました。その結果として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の整理はできました。それによって改善命令を事業者に対して発しまして、その改善措置をやっていただくことになりました。それが要するに更新許可のその1つの要件ですんで、それについてのクリアをされていると思います。もう一つはクロルデンそのものについて一部まだ分析をする必要がありましたので、その部分についてはなお時間が要するんで7月上旬まで待ってくださいという結果になってございます。

○西銘純恵委員 この陳情処理方針ですね、継続してきて、多分ことしの3月17日の委員会でも継続事案として出された陳情処理方針の部分、それが更新許可についてはクロルデン類の結果を踏まえてということがまだ残っていると私今指摘をしているんですよね。ですから、まだ重要な部分がクロルデンについて一番住民の皆さんがですね、まだ不安のままいる状況の中で、今ある施設を残すと、更新をするということについては結論を出すのがもっときちんとした結果が出て出すべきではないですかということなんですよ。6月8日に出したことについては拙速ではなかったですかということなんですよ。

○下地岳芳環境整備課長 先ほどのクロルデンの再分析の関連ですけど。再分析を出しているというのは、そういうデータそのものがばらつきがあるので、ただデータそのものは異常値は出ていないので、異常値と高い値は出てないので、高い値は出てないんだけど、同じ処分場からとったガラスくず、それから瓦れき類に比べて1種類だけ相対としては低いレベルにあるんだけど、相対としてその個々ものを比較したら高い値が出たので、これは何らかの調査をしていく中でね、何かの取り組みがあったんじゃないのと。だからそこもう1回検証してくださいというだけの世界で、データ全体についてその問題があるから再分析をしているんじゃないくて、データの値がばらつきがあるので、そのばらつきは何なのというのを再分析させているということでもあります。

○西銘純恵委員 私が聞いていることに答えていないんですよ。陳情第33号の陳情はですね、陳情の3項の中にまだですね、下層、広範囲の掘削ボーリング調査等についてね、徹底してやってほしい、これクロルデンを含めて言っているんですよ。これに対しては陳情処理方針に何も書いていないんですけどもね。実際は住民の皆さんというのは、この皆さんが去年の10月にあったクロルデンの調査では足りないということで、住民の皆さん言っているわけですよ。だから、改めてこのボーリング調査をしてくれと。その中で、クロルデンなか

った、あった、あったんだったら濃度はどうだった、そこを含めてですね、結果を出した上で更新する、しないを決めてほしいということなんですよ。皆さん重要なところで手抜きしてませんか。

○知念建次文化環境部長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部が専門家の意見を聞いてボーリング調査ではなく比抵抗探査を実施したことを答弁した旨の説明。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 なかなか住民の皆さんいたずらにね、頭から反対しているんじゃないんですよね。この廃棄物処分場というのは県民が必要な施設というのはわかるけれども、でもこのやっている事業者が本当に情報を明らかにして、そして安全で、安心できるように手だてをとって、そういう措置もやっていますよというのがないためにこういう問題が起きているということも指摘して次に移ります。

次は、改善命令についてお尋ねします。改善命令は何に基づいて行うのですか。法的根拠は何でしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 廃棄物処理法の第19条に基づいてやります。

○西銘純恵委員 皆さん法に基づいてやっているということですけども。住民の皆さんが示した、過去にもですね、今度は木くずが出てきたということで、改善命令まで出されていますけれども。過去の福祉保健所がですね、中福祉部保健所のほうが、衛生指導ということで出した資料を皆さん当然持っていますよね。これで、はっきり違反行為とか、去年、平成19年の6月時点でも、木くずなどが入っているということを明記しているんですよ。そして、安定型処分場5品目以外の、廃棄物の混入がないようとかですね、これ明らかに違反物が搬入されていることを指摘されているわけですよ。だから今度は改善命令を出したけれども、このときは出さなかったのは何ですか。平成19年の2回連続ですよ。6月8日、12月19日、半年に1回ですね。このような指摘を福祉保

健所のほうがやっていますよ、だからこのときに改善命令を出すべきではなかったですか。

○下地岳芳環境整備課長 沖縄県に定めている行政処分の方針というのがございましてですね、まずこの今委員がお持ちの注意表というのはですね、環境衛生監視員が現場に立ち入りをしたときにまず指導するわけですね。不適正、不適切な部分があると。その指導した内容を書面にして、要するに書いてですね、これは。カーボンが入ってますので、控えのほうを相手に交付をして、相手が立ち会った方のサインをもらってくると。こういうことを口頭で指導しましたという部分の注意でまずこれから入ります。注意表がずっと何度も続いてきますと、今度は指示書という形で、これは福祉保健所長名で公文として発出されます。指示書、何々しなさいと。指示書の次に来るのが警告書なんです。警告書を踏まえて、どうしても改善、法律に基づいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条に基づいて命令をかけなくちゃ、これが改善が進まないという場合に改善命令という仕組みになってきます。ですから、今の4枚のコピー、それは立ち入った時の状況の相手に注意を与えたという証拠の書類です。

○西銘純恵委員 これは安定型処分場の更新申請—ごめんなさい—管理型処分場の申請が出された前後ではありませんか。平成19年。この注意表。

○下地岳芳環境整備課長 この注意表にある安定型産業廃棄物処分場に木くずが混入し、埋め立てられていますというこの注意の部分にはですね、事実確認をしますと。そこに立木を爆砲でつぶしてそのときのものが木くずとして、要するに枯れてですね、なったという—立木です失礼しました—要するに立木のほうですね、立木をつぶしてやったということです。ですから外からの持ち込みのものではないと聞いております。

○西銘純恵委員 今、木くずの、今回の木くずの実際受けてですね。地下3メートルまで掘って、そして出てきた木くずというのが4月から6月まででどれだけですか。23トン出たということですよ。ですから恒常的にですね、こういうのがあったのではないかとということも指摘したいんですよ。それと3メートルまでというのは、何を根拠にやっているんですか。20メートルまでの深さがあるということなんですけれども、この改善命令を出すということであれば、すべての違法物を除去させるのが行政の仕事ではないんですか。

○下地岳芳環境整備課長 我々が、その3メートルという判断をした根拠というんでしょうか、それはですね、10月の段階での処分場の垂直方向の埋立状況を把握するために比抵抗探査というのを実施しております。その結果からですね、下層部、その処分場そのものの下層部の廃棄物層というのは強い湿潤状態にあると推定できました。また上層部と下層部の廃棄物層というのは、同様の埋立状況にあるだろう。下層部には、上層部以上、要するに3メートル未満の部分より混入している蓋然性は高いと判断することはちょっとできなかった。そして、深さ3メートルの地点でですねーごめんなさいー3メートル深い部分の廃棄物層というのはですね、当事業者からの埋立状況というのかな、それはおおむね15年前ぐらいの廃棄物でないかと考えております。10年以上前ですね、15年以上前。ですから埋立処分から5年以上が経過している時や5年以内がですね、廃棄物そのものの有機物の腐敗のピークだと言われておりますので。彼らが、許可をもらって埋め立てをした平成13年ごろですかね、それから考えても3メートルまでを一応掘ってですね、3メートルの段階でさらにその木くずの混入状況を把握をして、それが5%以上であれば、さらに1メートルずつ掘らすという方法をとったんです。

○西銘純恵委員 今は3メートルまでのものがまだすべては出てこないわけですね。半分出てきたということ、そして9月までのこの木くずの排出の後ですね、さらにその下にありましたということになれば、さらにこの作業は木くずがなくなるまで続けられるという意味ですか。

○下地岳芳環境整備課長 そういふことです。

○西銘純恵委員 そうしますと、この改善命令をすべて履行するという期間というのは、今のところは全く9月までということでもないということですよ。期間は定めがないということですよ。

○下地岳芳環境整備課長 現段階ですね、我々は9月25日までという期限を打っておりますので。その中で、3メートル以上についてももしあった場合ですよ、作業はしなくちゃいけないと考えております。ですから、その今の段階で、9月25日以降ずれるということはまず想定しておりません。

○西銘純恵委員 期間的にはずれないだろう。でも、この木くずについては今23トンというけれども、先ほど23%というのも私聞いたんですけれども、出て

くる量というのは、相当な量が出てくるのではないかということは、不法投棄を相当やってきたのではないかと思うんですよ。そうすると、これ改善命令というのは法に基づいてと言ったんですけれども、業者はですね、違法にやっていけないことをやったときに禁止とかですね、この営業の許可の取り消しとかできると思うんですけれども、これについては法律に抵触するような中身ではないんでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 現段階ではそういう許可取り消しに該当する事例ではないと思っております。

○西銘純恵委員 どういうときに取り消しということになるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 取り消し、具体的にどういう状況かというのは説明しにくいんですけれども、環境保全上、著しい影響を与える、あるいはまたおそれがあると判断された場合にはそれは当然取り消しにされるし、それから例えば30%、あるいはまとめて故意に木くずだけを埋めたとかいう部分であれば、それは取り消しに該当します。

○西銘純恵委員 これはあの業者がですね、木くずを埋めていったというのは故意じゃないんですか。故意に埋めたかどうかというのはですね、何をもって判断するんですか。わかっている埋めるんでしょう。

○下地岳芳環境整備課長 その事業者が木くずを埋めているんじゃないかというお話なんですけれども。ここは木くずの許可品目じゃありませんので。それを木くずそのものを埋めると当然品目外の処理ですので、不適正処理という形で許可取り引きの対象になります。ただ、瓦れき類というのはですね、通常、その木くずはですね、30%から50%入っております、瓦れき類には。要するに、建設現場で壊される瓦れきの中には。その展開検査、まあ事業者、建設解体現場ですね、できるだけ木くずは取り除いてコンクリート殻だけをやってきますけれども、その中にもある程度の木くずの混入というのはあるのは事実です。それを展開検査によって木くずを除去して、さらにその許可品目だけを埋めていく行為です。ですから、木くずが入っていること事態は不法に木くずだけを埋めたという事実じゃなくて、解体、瓦れき類の中に混入していたものだと理解しています。我々が調査をした結果ですね、安定型廃棄物以外の廃棄物のほとんどが木くずで、その混入率は1.8%から8.4%であったと。その数値からし

ても、瓦れき類の30%から50%入ってきたものが1.8%から8.4%まで下がっているということは、そこには展開検査による木くずの除去作業というのは何らかの形であったと理解しています。ですから、それは不法投棄だと一概には言えないと判断します。

○西銘純恵委員 住民の皆さんが写真を持っています。皆さんも現場は写真に写されていると思うんですけども。それとですね、業者の努力の範囲を超える搬入だったというような表現されていますけど、そのように行政は業者に寛大なことをやるんですか。法律にのっとってやるんでしょう、何でも。1%であっても混入してはいけない、それが法律じゃないんですか。これ写真見ていたらですね、たまたま入ったようなものではないですよ。丸ごとどこかのものを持ってきたようなもんですよ。変ですよ。だから故意ではないとかですね、そういうことを表現すること事態がやっぱりのとってやる、基準とかですね、そういうものにきちんと照らしてやっていないんじゃないかと。逆に、どうしてそのようなことを県がですね、恣意的な判断でといいますかね、やれるのかということを知りたいです。

○下地岳芳環境整備課長 委員がお持ちの資料の1ページの写真はですね、これは木くずではなくてプラスチック類だと思います。ですから、それをそのまま木くずが混入された段階でということではないだろうと見ています。この安定型処分場の5品目も部分でですね、この中で見れるのは、この写真で具体的に品目を分類はできませんけれども、廃プラスチックの部分が大半だなと理解していますけれども。もっとこの近くの写真であればですね、木くずが品目外なのかというのは判定できますけれども。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員が答弁について確認。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 分別、要するに違法行為を監視するのが皆さんですよ。違法行為をしているかどうかということについては、やっぱり1つでも何らかのものが出てきたらですね、厳しくこれいつから入ったのはとかいうことをやる

べきじゃないんですか。ですから今やっている改善命令というのが、私は遅きに失したのではないかと。逆にですね、もっと先に改善命令を出して、そして今ごろはですね、実際は管理型処分場を出したという申請の地点から同じ会社が申請しているわけですよ、管理型処分場は。どっかの別の新しい会社が管理処分場をやりたいということであれば、白紙の状態ですよ。でも、これだけ違法行為を繰り返している業者がね、新たに事業を拡大したいということでも来たときですね、皆さんこれを3カ年もたつから結論を出さないといけないということになるんですか。余計にお断りじゃないんですか。

○下地岳芳環境整備課長 現在の改善命令のですね、作業そのものがそういう廃棄物処理法で基づく審査基準の中に欠格条項とかにまだ該当しないものですから、そういうふうな対応をせざるを得ないということです。

○西銘純恵委員 法律にですね、事業の停止という第14条の3項でですね、違反行為をした時に全部または一部の停止を命じることができるとかですね、皆さんよく御存じなんですよね。だからそういう意味では、この間の業者が地元の皆さんといろいろやってきたことを総合的に判断すれば、一時的に停止をすとか、更新を認めないとかいう措置があって当たり前ではなかったのかと思うんですよ、いかがですか。

○下地岳芳環境整備課長 我々の行政処分の趣旨の中にはですね、先ほど申し上げたように立ち入りをやって不適事項があれば現場で注意表を切る。注意表が何度も同じことを繰り返しておれば指示書、警告書そういう段階的に踏まえていって改善命令、おっしゃるように事業に停止というのはその改善命令をして聞かない、改善命令の中にも業をしながら改善命令をするものと業務を停止させながらするものと、それはレベルがあります。今回の場合は、業務は継続しながら改善をさせていくという手法をとっております。ですから、当然業務の停止をしながらですね、しなくちゃいけない事態がくればそれは当然、我々は改善命令の中で業務停止をしなさいとなります。それと、それが繰り返えされるようであれば、当然許可取り消しにつながるということです。

○西銘純恵委員 環境行政で、本当にもう一つですね、陳情第100号。去年の陳情第100号ですかね。株式会社倉敷環境のごみの山ですね。南新山と地元では言っているぐらいの、これ68メートルというのが、許可を申請したときの基準といいますかね、どうですか。

○下地岳芳環境整備課長 68メートルの根拠はですね、事務所前の道路の高さを基準にしております。そのときに許可はその高さでもって許可しております。

○西銘純恵委員 そうしますと、68メートルを優に超えて100メートルも超えた。それをぜひ警告を発して—平成16年5年前ですよ—警告を出して。それから警告というのはどのような処分かという、68メートルを超えた分については即刻この解消をなさいということではないんですか。5年間もさらにその後何年かかるかわからない状況を置いていいんですか。

○下地岳芳環境整備課長 これもですね、平成16年12月に警告書を発して指導しましたがけれどもなかなか改善が進まなかった。そこで、平成19年度からですね、我々とそれから福祉保健所と、それから沖縄市、それから株式会社倉敷環境、この4社で進行管理をする組織をつくりましてですね、彼らから、業者からその改善計画を出させて、それが計画どおり進んでいくような進捗管理を今現在やっております。管理型処分場と安定型処分場がちょっと山積みになっておりまして、安定型処分場につきましてはですね、あれは沖縄市の土地なんです。沖縄市からも返還しなさいという契約も切れておりまして早目に返さなくちゃいけないということで、まず安定型処分場の部分を進めております。安定型処分場の作業が、計画上はあと1年と8カ月で、その68メートルまで切り落とすという計画になっています。現在、どれくらいの、平成19年に我々が進行管理をした平成19年8月からどれくらい進捗しているかといいますと、ことしの4月までに4万2000立米の改善が図られていると。パーセンテージにして50%。要するに、68メートル以上の山の部分の50%まではもう削り取ってきた。だから、あと1年8カ月の中で、計画どおり進むように進捗管理をしっかりとやっていきたいと考えています。

○西銘純恵委員 それが履行されなければ、これは営業停止か、取り消しか、という処分になっていきますか。

○下地岳芳環境整備課長 そのあたりも含めて検討します。

○西銘純恵委員 ここの同じ会社が、また新炉を、建設計画を出しているということで。やっぱり地元の住民の皆さんとですね、本当に信頼関係がない会社が出すことについては、許可について本当に慎重に検討すべきだと思います。

公共関与の最終処分場ですかね、そういうのが1日も早く進むようにということは、そういうトラブルを、表に出てきたトラブルを一日も早く解決すること以外にないと私は思っているんですよ。ですからぜひ頑張ってくださいたい。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 重複しないように確認したいと思いますが。まずは今の産業廃棄物についてなんですが。陳情第33号について、まず今回午前中に関係者の、産業廃棄物についてのいろいろ参考人招致を受けて、大変な、やっぱり改めてこの問題が非常に深刻だなとゆゆしき事態でもあるのかなという思いをしております。特に、きょうの読谷村の住民代表の皆さんのほうからは、この問題はこの業者の問題以上にむしろ県の環境行政そのものが原因だと。その取り組みのむしろおくれじゃないかなという指摘をしておりましたが。そこでですね、今回この先ほどからちょっと何名かの委員からありましたけれども、先ほど県の調査が3メートルまでの調査をしたと。その住民からはもっと下層部分をやってほしいと。ダイオキシン等の有毒物質の検査も不十分だと。また安定型産業廃棄物処分場で発生することがあり得ないメタン及び硫化水素のガスが今も大量に吹き出しているんだというような御意見がきょうありました。県は、先ほど去年そして今年入って調査をしたということでしたけれども、十分調査はできているという認識をしているんですか。まずそこからお聞かせください。

○下地岳芳環境整備課長 改善命令を発して、それがその進捗管理上ですね、調査はしっかりやっていると理解しております。

○上原章委員 そこが地域の住民の方々と、県のこの余りにも見解が違っていると私は指摘しておきたいと思いますが。そこでですね、平成15年から平成19年の間にこの5回も指導を受けている業者、これについて今回改善命令になっているわけですが。きょうの参考人の方から、この安定型処分場の更新を去年の11月で県の担当から更新はやる、要するに改善命令を出さない、今非常に問題提起が出されている中で更新はしますよという話をされていたという話は事実ですか。

○下地岳芳環境整備課長 11月の段階で、書類審査、要するに書類上の技術的

な構造基準だとか、あるいは欠格要件、申請者のですね、その関係機関、警察署に欠格要件の照会、そういったものはすべてクリア終わって。それを総合的に評価をしたら、それは許可基準に達しているという。だから書類審査が終わっているという話だった。

○上原章委員 書類審査は終わっていますと。要するに、更新をしますということは言っていないということですか。更新をしますというような、そういう方向になりますということは言っていないということですね。

○下地岳芳環境整備課長 11月ですね、段階でのお話というのは、書類上チェックしたら、それは許可しなくちゃいけないものだと。ただ改善命令をかけているんで、クロルデンの検出原因が判明するまでということで更新許可の手続をその段階から保留をしていたということです。

○上原章委員 このクロルデン等の問題が、何の解決もしていない時点で県の担当がそういう更新のことを書類的にもまた更新をせざるを得ないと。この辺が非常に我々住民の側から立てば、今本当に現場でこれだけの住民の不安をおおる中で県がそのように業者は更新をしていく。これはきょうの参考人からもそういった県がですね、そういった更新、管理型処分場も含めてですけれども、業者のほうにどちらかというところある程度問題はないような誤解を与えかねない言動になっていてですね。今改善命令、いろんな問題を起こす中でこれまで指導も何度も起きているところが、いろんな有害物質が出ている、今そういうのが発生してきている中でですね、それでも県がいや問題はないと。更新、また管理型処分場も問題ない、そういった発言をするというのは業者に我々はある意味ではごめんなさいして、また少し改善すればやっていけるんだと。そういうような考え方というのが住民には理解できないわけですよ。どこからそういう県の発想が出てくるのか。これから一つ一つ検証していかなくちゃいけない時点で更新もできますよと。明らかに、県がそういうふうなスタンスを示す段階で、業者はそんなに自分たちには暇底がないんだというような誤解を招く。現実に現場の住民とのいろいろなやりとりの中で、その姿勢が見え隠れしているそうなんですよね。これはおかしいんじゃないですか。本来、県は住民の側もしっかり受けとめていかなくちゃいけないわけなんです。ここまで何年もかけて、また今回住民は県を告訴するんだというくらいまで来ているわけなんですよね。その辺はしっかり皆さんは受けとめなくちゃいけないと私は率直に思っているんですけれども。その辺の、これまでの今改善命令を出す、また調査も不

十分ですよと。住民から意見を聞きながらきている中でですね、いや行政の無作為になりますから、1年も放置はできません。それこそ、今回の問題が無作為じゃないかなと私は思っているんですけども。その点どうですか、率直に文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 11月のやりとりというのは私は正確に把握していないので申しわけないんですけども。あり得ることというのは状況を説明する中でですね、法の正確な説明もし、今のような状況の説明もしているということは、その当時我々も住民側に対していろいろな面でいろいろな説明を求められたらきちんとやるということは心がけていましたので、その説明の中でですね、ひょっとしたら法の覇束裁量という性格を説明する中でですね、そういうふうにある面誤解を生じたような言動があったかもしれません。ただ、あのその11月の時点というのは調査をしている状況ですので、その中でその法の説明の中でもう調査を終わったとかですね、基準をクリアできている状況にあったとかいう説明がですね、あるいはそういう説明の中でそういうことがあったかもしれません。その辺で、そういう誤解を生じるような言動があったということだったら今後十分注意してやらないといけないんですけど。その説明の中での話とですね、我々が求められて可能な限りその説明をしている、あるいはその調査の状況が出てきたら可能な限り説明をしているということについてはですね、去年からずっとやってきている状況ですので、そこら辺については、今後も十分説明をできるような状態、やっていけるような状態をつくって行って、誤解があるようでしたらそれを解いていく努力をしていきたいと思えます。それからもう一つは、住民側と事業者側との対話の場もできるだけ今後は持っていけるように努力をしていきたいなと思っていますので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○上原章委員 あの今回の問題は安定型産業廃棄物処分場ということで、発生してはいけないのが出ている。その時点で違法行為、これはもうだれもがわかることですので、そういった業者に対する姿勢というのは、私は強く県はやるべきだなあと、当然のことだと思っています。それで1点、先ほど調査は県はもう十分だというような発言がありましたけれども、例えば1点、水質検査についてですね、皆さんは、本来こういった調査をする中で、この地下水と浸透水を本来しっかりと検査する必要があると言われていたんですけども、この検査は十分だという認識ですか。

○下地岳芳環境整備課長 地下水については、2地点で検査をしております、それは問題ございません。ただ、今一般質問の中でも指摘された浸透水の部分、それが処分場、現在埋めている処分場の真下というか、その影響の出るような場所ではないということは我々も把握をしておりますので、それについてはその事業者に対して、そういうより適切な場所に移動するようということ今後指導していく所存です。

○上原章委員 皆さんの話を聞いていると、非常にぼろぼろ。言っていることと現実にやっていることが非常に不十分なのが多過ぎるなと思います。この地下水も、あれだけ地域の農作物をやっている方々、ましては近くに海があるわけですけども、本当に長い住民の人たちにとっては、あの毎日今現実に起きているわけですけども。この一つ一つの調査がですね、しっかり県は責任が私はあると思います。これは読谷村の問題ではないと思います。許可をした県がしっかりこれだけの問題が起きている中でですね、ボーリング調査もしない、ましてや水質調査の中でですね、本来そこの浸透している地下の部分でですね、きょうの参考人の方がおっしゃるには20メートル下、表面よりも厚いんですよ。普通地下に行けば行くほど本来は温度が下がるはずだけど、向こうは逆なんですよという話もされていまして。そういう中でですね、ぜひ皆さんはもう一度私は調査をしっかり予算もかけてやる必要があるんじゃないかなと思いますけど、どうですか。

○下地岳芳環境整備課長 はい、しっかりと受けとめて頑張ります。

○上原章委員 あと2点だけ。ちょっと別の陳情でですね、先ほどの陳情第74号。23ページですか。離島のですね、この漂着ごみについてなんです。しっかり県内離島の漂着ごみ対策をやってほしいんですが。ちょっと確認なんです。沖縄県の離島の、海上に漂流しているごみが、これ海上保安庁等が回収したら近くの島に持っていくとなっているそうなんです。その近くの島に持ってこられたら、その責任でこの処分すると。これは事実ですか。

○下地岳芳環境整備課長 ちょっと事実確認していませんので答えようがございません。

○上原章委員 私が離島に行ったときに一與那国ですけどもーその話がありました。非常に離島の責任でもない。国の機関が漂流しているのは近くの島に持

って行って、あとは皆さんでお願いしますとなっているそうです。これはぜひ確認をして、これこそおかしい話ですから国にしっかり対応を求めていただきたい、お願いします。

あともう一点。あのいいですか。陳情第107号。25ページ。一般質問でもお願いしたんですけど。太陽光発電の件なんです。今低炭素社会ということで、CO₂削減で国もいよいよ本格的にこの太陽光発電に乗り出しているわけですけど。この新たな買い取り制度がなったということなんです。これは具体的にいつからスタートして、いつまでのこの取り組みなのかお答えできますか。

○上原俊次産業政策課長 法律がおととい成立しました。この法律の施行後、成立後ですが、2年以内に施行されるということなんですけども。聞いた情報によりますと、年度内での実施を検討しているそうです。買い取り制度ですね。

○上原章委員 いつまでこれは続くのですか。

○上原俊次産業政策課長 えっとですね、買い取り制度そのものは3年から5年ぐらいを見込んでいるという情報でございます。

○上原章委員 非常にすばらしい取り組みだと思っております。多くの方々が太陽光発電、それを取り入れる時代になっていかななくてはいけないのかなと思っておりますけれども。そこで、県の補助金が私非常に少ないなということで一般質問をさせていただきました。拡充予定はないですか。

○上原俊次産業政策課長 今年度予算で600万円という予算がついておりまして、1件当たり2万円の300件までということになっておりますが、現時点で非常に申し込みが好調でございますので、拡充策というのは件数をふやすという拡充策というのはあり得ると思っておりますが、もう少し検討して、金額をふやすという話になると、もう既に補助しているところがございまして、件数をふやす努力をするということのほうにいくと思っております。

○上原章委員 あの件数をふやすのはもう大歓迎なんですけども。やっぱりですね、今の本当に環境またこの地球温暖化に向けての取り組みの中でですね、国は一般質問でも言いましたけどー1キロワットに7万円、那覇市でさえ1キロワットに3万円と。大体通常の御家庭が4キロワット前後だと聞いていますけれども。沖縄県が一律1件につき2万円というのは非常に寂しいなと思っ

ております。これまでそれできたんでこれからもそれでいくしかないという答弁だと、なかなかちょっと消極的だなあと思うんですけど。ぜひ今後の担当部局でですね、件数をふやすとともに、1キロワットの拡充の取り組みも検討できないか最後にお聞かせください。

○上原俊次産業政策課長 太陽光発電システムを、一般家庭にどんどん導入していくということは追い風でございますので頑張りたいとは思いますが、住宅のみならず公共施設、学校を含めていろんな公共、公益施設がございますので、やはりそういったところにこれからどんどん太陽光発電を入れていくということで少しカバーできたらなと考えております。

○上原章委員 答えになっていないけれども、もういいです。頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 二、三点ちょっと聞かせてください。陳情第33号なんですけど。これまでずっと多くの委員から質疑が出ましたが、聞いていて、県がどうして住民側に立った形での調査や住民側からの要求があるものをきちっと精査していく対応をしてくれないのかなと思って今聞いていたんですけども。この業者に対して木くずが入っている云々ということになって、これは品目外の物を入れているんですから当然違反行為ですよ。違反行為であるということは認めますか。

○下地岳芳環境整備課長 処理基準違反です。

○翁長政俊委員 違反行為であるということで認めているのであればですね、この3メートルのいわゆる23トン調べて、これを進捗が順調にいつているから更新許可を出すんだというあり方が実際どうなんだろうかと。これ下にあと20メートルもあってですよ、この皆さん方は何ていうんですか、何か、電波か何か知らないけど、これで調べてみたら余り木くず等含めて違反物が埋まっているようじゃないからそれでいいんだという判断に立っているんですよ。これ県が逆に業者に対して、これを調べるといふ命令を出したらどうなるんですか。県にとって不利益があるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 今回の改善命令の流れなんですけれども、その3メートル以下がよしとしているわけではございません。3メートルまでやって、なおかつそこに5%以上の木くずの混入が認められれば、さらに掘り進めさせますということです。我々が3メートルですべて終わるという認識はしておりません。

○翁長政俊委員 そうであれば、更新許可も含めてその下に何が眠っているかわかりませんから、これ住民側の立場に立ったら、当然下まで掘り下げていくのが県の立場じゃないですか。私はそう思いますよ。

○下地岳芳環境整備課長 先ほど申し上げましたその専門家の意見等も踏まえて比抵抗検査をしておりますので、その科学的なデータで推定する中ではそういう3メートル、要するに深い部分については問題がないだろうという話です。

○翁長政俊委員 これは業者側に立った判断ですか。いや、あなた方裁量権があるんだよ。業務停止命令というものを持っているんだよ。内規があるわけだ。内規に照らし合わせてというけれども、実際県がやる気になれば停止命令だって、この要するにもっと掘り下げて調べるということでできるはずなんだよ。県の姿勢の問題なんだ。

○下地岳芳環境整備課長 先ほどから申し上げたようにですね、改善命令を3メートルまで作業を進めています。3メートルの時点でまた再チェックしますので、その時点で委員がおっしゃるように必要とあらばそれは当然命令するのは我々の責務ですので、やります。

○翁長政俊委員 ですから、その結果が出てから更新をしてもおかしくはないのではないのかと。これは環境省の通達でも、先ほど指摘が出ましたけれども、いわゆるこの改善命令をいたずらに出して行ってですね、どうも後ろ向きになってしまってなかなか産業廃棄物と環境問題が遅々として進まない。現場はそうだろうと思うんですよ。一気に摘発してしまえばいいと思っているんですよ。皆さんだって環境Gメンみたいなのを県警察から執行してもらってやっているわけでしょう。逮捕権だって、捜査権だってあるわけだよ。こういったものを発動しないことには、環境問題というのはなかなか前に進まないと思いますよ。環境問題というのは何なんだということになると、結局は住民が安心し

て安全に生活できるための法律なはずなんだよ。人のための法律なんだ。だから、人のための法律なんだということになると、やっぱり住んでいる住民のために県側が何ができるかということを考えないと、環境行政というのは一向によくならないと思いますよ。だから、全国でいろんな環境問題が起きているのはそこがまさに業者はなりわいですから。強権で業者をとめるということはなかなか難しいこともあるだろうけど、県が持っているいわゆる権限でできる範囲のことは、すべて行使するというやり方のほうがより環境問題を前進させると私は県の姿勢ではないのかなという認識を持っているんですよ。これは私の認識ですから。県がどう考えてますかと。ここは文化環境部長どうなんですか。

○知念建次文化環境部長 委員のおっしゃることはよくわかります。そういう認識は非常に必要なことだと思います。ただ一つに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の性格というんですか、それも我々はよく認識をしてやらないといけない。この法を執行する上ではですね、やっぱりこれは今の段階である程度、段階、段階でいかなきゃいけない状況もあるということは御理解いただきたいと思います。最後に、その住民の立場、事業者の立場からということなんですけれども、我々は、基本的には法を的確に遵守するために執行していくことをまず先に考えています。そのために、例えば今の3メートルの部分についてもこの比抵抗調査、伝導調査というのは埼玉県専門の人たちを我々が招いて、我々が調査した結果、その3メートルのその一つの線が出てきたわけですから、その3メートルの線が出てきているんですけど、掘ってみてなおあるんですしたら、やっぱり再度掘り返させるという方針も確認した上でその3メートルという基準をつくっているということにして。だから3メートルで全部終わるというわけではありません。今その向こうの処分場の中でですね、エリアを分けています。8つのエリアを順序よくクリアしてもらうためにやっていますので、3メートル掘った上でしたということではなくて、エリアごとに3メートル掘ってその次の下、そこが大丈夫、そこを掘り返させるかということをやりながら監視しています。それは2週間に一遍監視しながらですね、きちんと状況を見て、必要な分については事業者には必要な措置をさせるということは十分認識しているつもりですので。

○翁長政俊委員 これ、今言う7000トンあるんですか。7000トン中の1600トンが23%に当たるんですかね。23%で23トンが出てきたんですか。これ7000トン終わるまでどのくらいかかります。

○知念建次文化環境部長 それは時期を9月25日と定めております。

○翁長政俊委員 これは、そこまでできますか。

○下地岳芳環境整備課長 はい。させます。

○翁長政俊委員 これできなければ、業務停止命令を出しますか。

○下地岳芳環境整備課長 それも含めて検討します。

○翁長政俊委員 はい。結構です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 時間も少ないんで、皆さんお疲れでしょうから少しだけ思っているんですけども。ずっとこれまで議論を聞いてきまして、やっぱり県の環境行政、あるいは廃棄物処理行政というものがまだまだやっぱり変わってないなど。変わってないなどというのは、この宮古島市の大浦産業廃棄物処分場から全く変わってないなどという感じを非常に受けています。今宮古島市のあの処理場はですね、瓦れきの山がそのまま。雑草が繁茂して中は見えにくい状態ですけれども。高く積まれたあの瓦れきはそのままです。そして向こうは、大火事が起こってそれを鎮火するために隣の畑の赤土を全部埋めて、それで鎮火したんですけれども。いわゆる問題になっている有害物質があるだろうと思われているようなものはですね、そのまま窒息状態にあるわけですね。僕はこれがもう恐らくストックされて海へ流れていっているだろうと。ですから、あと5年、10年という中でかなり心配なことがあるわけですよ。ですから、2度とそういう状態を起こしてはならないという思いで、きょうはあるいはこれまでのこの処分場問題について陳情が上がったことについては本当に気にしてお話を聞いているわけですけれども、依然として、皆さんの姿勢は変わっていない。先ほど、翁長政俊委員がおっしゃったように、一体どこにスタンスを置いてこの産業廃棄物行政を進めていくかということが問われると思います。ましてや、21世紀ビジョンの中で沖縄は観光の島ということ 키워ワードにして、将来構想を立てようという、そういうことも聞こえてきています。そういう意味では、この環境行政に携わる皆さんがもっとその環境に対する姿勢を変えていかないと

とこれはもう変わらない。本当に、5年間議論して絶対変わっていない。残念ながら下地環境整備課長大好きだったんですけども、きょうから少し気持ち変わってきたかなと。温泉排水の場合は一生懸命取り組んで解決に導いてくれたんですよ。すごく感謝しています。でもやはり、この産業廃棄物の問題でね、きょうは残念ながらぼろっと出たんですけど。23トンの木くずを若干という言葉で表現をしてももちろん訂正してもらいましたけど。これがね、皆さんの心の隅の中にみんなあるんじゃないかなと。そういう意味では、もっとやっぱり自分たちの気持ちを切りかえて、もっと住民の側に立った環境を保全するという強力な姿勢をつくってほしいと思って質疑をさせていただきます。この安定型処分場ですね、この処分の手順と処分品目、当然のことですけども少し教えてください。

○下地岳芳環境整備課長 処分の手順ですけども。まず処分場に廃棄物が搬入されるのは、その処分場が収集運搬業の許可を持っていたら自前でとりに行ったりですね、あるいはまた別の処分業者が持ってくるというその2通りがあります。その処分場に車が来ましたら、展開検査というのを実施します。展開検査というのは、その品目外が入っていないかという、そこで目視による判断をして、分類をしてそれから埋め立てに入っていくということです。品目は、安定型産業廃棄物処分場については5品目、金属くず、プラスチックそれから瓦れき、陶磁器及びガラスくずです。

○奥平一夫委員 それとですね、皆さん、産業廃棄物業者の処分しますよね、あるいは運んで入れてきますけども、その際の立入調査というものは毎日なされているんですか。それとも週に一遍とか、1月に一遍とか立入調査というのは定期的にやっているんですか。

○下地岳芳環境整備課長 福祉保健所の現場での監視員の数とか、そういったマンパワーにもよりますが、大体施設については、少なくとも月1回は行くようにということでしています。ただ、2回行く場合もあるでしょうし、場合によっては指導が継続すれば3回行くこともあるでしょうし。

○奥平一夫委員 いわゆる不法処分だと思われる事態が発見されたのが、クロルデン類が出て、それで初めて実態調査をしたときに、不法処分の実態がついでに明らかになったということで理解してよろしいですか。

○下地岳芳環境整備課長 今回の株式会社沖広産業の場合については、発端はクロルデンの調査からそういう掘り返しをしたら木くずの混入が認められたということでございます。

○奥平一夫委員 この平成20年の10月ですよ。ですから、このいわゆる不法処分、私は不法投棄だと思っているんですけども。その実態がいつごろから行われてきたかということは皆さんはどんなふうに考えていますか。

○下地岳芳環境整備課長 今の状態がということですか。

○奥平一夫委員 つまり、不法処分状態の実態が発見されたんですけど、平成20年の10月にね、この不法投棄状態が何度か行われているわけですから、これだけの堆積したものが見つかるわけですよ。それがいつごろからそれが始まったと。業者の意見聴取とか含めて、いつからそういう状態が続いたかというのを確認していますか。

○下地岳芳環境整備課長 平成15年10月16日に監視員が現場立ち入りをして注意表を切っていますので、少なくとも平成15年の10月16日にはそういったことがあったと。

○奥平一夫委員 その間に、いわゆるさまざまな指導というのが行われたと思うんですけど、どれくらい指導されたんですか。それはわからないと言っていましたよね。

○下地岳芳環境整備課長 これ、後で資料提供という形になりますので、また委員にお届けします。

○奥平一夫委員 これ聞くのはなぜかといいますと、また宮古島市の大浦産業廃棄物処分場の話に戻りますけど、この火事が起こるまでの間に74回のそういう指摘、注意、改善命令が出てるんです、74回。だから、依然として皆さんの注意、指導がほとんど効果がなかったと。つまり、言葉は悪いけど業者に完全になめられているわけです。ただ、これもう平成15年にそういうことが確認されていたにもかかわらず、平成20年までそれがきちんとされてなかったということはお認めになりますか。

○下地岳芳環境整備課長 現在、廃棄物の組成分析をしたら、1. 何%から8%入っているということですので、それは入っていたと。そういう行為があったということは認めます。

○奥平一夫委員 だから、要するにきちんとやらなきゃならないわけですよ。それで先ほど、いわゆる不法処分の実態は認めると答弁されてましたよね。不法処分だと、不適切な処分だと。そこで一つお伺いしたい。これ県の管理監督責任というのは皆さんとしてはどう思っているんですか。責任はないと思っっているんですか、あると思っっているんですか。

○知念建次文化環境部長 下地岳芳環境整備課長がお答えしましたように、結果として1.8%から8.4%の木くずの混入が認められてますので、その分において展開検査等でのその立ち入りの状況のときの管理監督責任はあると思えます。ただそれは、故意に見逃したという云々ではないので、その辺は御理解ください。

○奥平一夫委員 僕は故意と言っていませんよ。要するに、悪いけど怠慢だったということで指摘をしておきたいと思うんですけど。もう一点はこの部分について、昨年11月の時点で再申請していますよね。それが11月の時点で更新できるレベルにあると発言したのはいつの時期で、どのような状態のどのような集まりの中で発言したんでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 ちょっと前の質疑の訂正も含めてなんですけど、11月の段階でこういう発言があったということではなくてですね、読谷村の副村長以下ほかの皆さんが見えたときに、その席で更新許可については書類上の審査は11月の段階で終わって、今は終わっていますよという話をしたのが一人歩きというんでしょうかね、11月の段階でそういう発言をしたとありますけど、それは訂正します。あくまでも6月13日か、副村長にお会いしたときにそういうお話をしております。ですから、更新の許可が出た後に見えていらっしやいましたので、そのときに経緯を説明しました。

○奥平一夫委員 問題がね、事の解決しない状態の中で、いわゆるクロルデンの実態もほとんどわかっていないし、検査中だし。それから不法処理というんですかね、そういうものについてもまだほとんど改善されてない状態の中で、こういう発言というのはいかにもその何て言いますかね、皆さんに対してどう

も圧力を感じるわけですよ。もう皆さんが同意を得てやりますよ、許可しますよとかそんな雰囲気が見えるような気がするんです。ですから、そういうことではなくて、やはりスタンスは住民側に立つということで、住民側に立つというか、生活をしっかり守っていく、環境を守っていくという立場に立てばそういう発言なんかはほとんど出てこないと僕は思うんです。まあそれはいいんですけど。その処分場なんですけど、あと何年くらい残余容量というんですか。それは幾ら、何年くらいでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 許可時の容量が約230万立米あります。大変申し訳ありませんけども、残余容量についてはきょう資料ちょっと持ってきているので、それも後で。

○奥平一夫委員 水処理を少し聞きたい。今皆さんの資料をもらって聞かせてもらったんですけども、いわゆるその処分場から出てきている汚水を処理する施設というのはこの処分場にはあるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 これは安定型処分場ですのでございません。

○奥平一夫委員 安定型処分場なんで余計な土壌を汚染したり、あるいは水質を汚染したりというふうなものは出てこないべきなんですけれども、この皆さんの話によるといろんなものが出てきてますよね。そういう意味で、これが非常に皆さんの話では有害物質が出ているんじゃないかというふうなことなど相当懸念をしていらっしゃると。ですから、そういう意味では地下水じゃなくて、浸透水、あるいはその周辺の水質、それをきちんと本当に何ていうんですか、この場所に合った、決めてですね、きちんとその調査をできるかどうかという水質検査、それを少し聞かせてください。できるかどうか。

○下地岳芳環境整備課長 現在、処分場には地下水2カ所検査しています。先ほど申し上げましたように、浸透水の部分については一般質問でもありましたように、場所がちょっとより適切な場所に移したほうがよいと回答しておりますので、その旨を業者に指導して改善させます。周辺のおっしゃっている水質についても、前向きに検討していきたいなと感じます。

○奥平一夫委員 下地環境整備課長ね、その調査の箇所を選定する際に、やはり読谷村の皆さんと相談をして、その箇所をきちんと水質検査をするというふ

うなことの仲立ちでやってはもらえるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 はい、了解しました。

○奥平一夫委員 それとね、その処分場内の皆さんが要求している地質調査、土壌調査、ボーリング調査はぜひ必要だと思うんですね。これは実は宮古島市の大浦産業廃棄物処分場でもなかなか皆さんやってくれなかったんですけど。これをやっぱり住民のみんなの声でようやく県がやってもらえるようになったんですけど。それはつまり、住民の懸念、あるいは不信を払拭するためにも僕はやるべきだと思うんですね。今皆さん方の住民に対する対応を見ているとね、どうも距離があって、何か隠しているんじゃないかという思惑が住民の側にもあるし、より不信感が広がっているわけですよ。それを払拭するためにもそういう調査は非常に大事だと思うんですけども、やはり大浦産業廃棄物処分場の反省を踏まえてきちんとやりますという答弁なんかできませんか。

○下地岳芳環境整備課長 これまでの説明してきたように、今回の調査においては埼玉県の専門家を招いてそういう調査を手がけました。そういう中で、結果としてボーリング調査はする必要がないと判断しておりますので、そういきたいと思っています。

○奥平一夫委員 そういう判断が、住民運動にもっと拍車をかけることになるんですよ。やはりこういう環境問題というのは、住民側と行政と事業所の信頼関係によってしか成り立たないんですよ。そういう意味では、本当に公共関与、今皆さんが進めている公共関与もね、不信感だらけで、絶対にさせないというね、そういう気持ちに多分地域の皆さんもなっていると思うんですね。そういう意味では、信頼関係を回復するためにもぜひともこれは検討してほしい。文化環境部長、その辺は検討できませんか。だめですよこれでは。

○知念建次文化環境部長 今の調査方法にした経緯については、下地岳芳環境整備課長が話ししましたが、委員がおっしゃる住民側との対話について、説明のものについては我々がやった調査方法とか、住民側の意見等も踏まえて、もう一回きちんと話し合う必要があれば話し合っていきたいと思います。

○奥平一夫委員 そういう話し合いじゃないですよ。要求しているのは地質調査であり、水質調査だということですからね。ただし、普段のそういう話し合

いじゃないですよ。やるかどうかということ、この住民の皆さんと話し合いができるかどうか、少しその辺検討できるかということです。

○知念建次文化環境部長 私が話した、我々でやった方法についての十分な説明が足りなかったら、それについての説明をし、住民側の意見も再度十分聞いていくという姿勢も持っています。

○奥平一夫委員 1点だけ。24ページの廃家電の問題ですね。いよいよ2011年地上デジタル放送が始まります。そのためのアナログテレビの廃棄がもう去年あたりから、ことし、来年というふうにして非常にふえてまいります。そういう意味で、先ほど質疑にもありましたようにね、不法投棄も含めて、非常に懸念されるんですね。お聞きしたいのは、いわゆる2011年の地上デジタル放送に伴って、どれくらいのテレビが処分をされると予測しているか、どれくらい、できてなかったら構いません。ただ、不法投棄なり処分が物すごく膨大な量になるというふうなことでですね。やはり、文化環境部だけではなくてさまざまな部署がこの辺の問題をとらえてですね、対策をとらなきゃならないんじゃないかなと思っているんですが、どんなふう考えていますか。

○知念建次文化環境部長 申しわけありません。数量的な把握はしてございませんで、どういう形でできるかちょっと勉強させてください。我々もですね、海上輸送費の8割を補助する仕組みはありますので、その辺をどう利用してやるかについて、あるいは先ほどの話、自動車も一緒なんですけど、輸送コストの部分について2011年までにはですね、勉強しなきゃいけないと危機感を持っているんですけど。今まだ具体的な形が、国の仕組みも含めてなかなか見えないところがあるんですね。そこら辺は今後十分情報も収集して、勉強を検討していきたいと思っています。

○奥平一夫委員 もう終わりますけど。とにかく国の政策で地上デジタル放送化という形になるわけですから。別に結構黙っていてもアナログで見ればそれに越したことはないわけですので、それをアナログで見れませんよということになるとやっぱり国の責任できちんとその辺の対応についても、処理の費用について、あるいは不法投棄を本当にどう防いでいるかというのはやっぱり現場で、みんなでこう知恵を絞り出して不法投棄させないというところを、やはりさまざまなインセンティブをつくって対応してもらいたいなと思っています。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 少しだけ。まず、沖縄市の陳情第100号のところの。株式会社環境ソリューションが新炉を計画をしている、これは大きな山を削りながら新しい産業廃棄物も処理していますが、これ焼却した後の灰なんかはどこにどうしていくのか聞いていますか。

○下地岳芳環境整備課長 ちょっと訂正させていただきます。株式会社環境ソリューションのものは、山を削るための手法ではないんです。あくまでも株式会社環境ソリューションの焼却灰については、管理型処分場に入れます。それで、株式会社環境ソリューションは株式会社倉敷環境の管理型処分場の中に入れております。

○桑江朝千夫委員 この株式会社倉敷環境の管理型処分場もいっぱいでしょう。

○下地岳芳環境整備課長 平成19年ですかね、小さな2300平米ぐらいですかね、ちゃんとした水処理装置を兼ね備えた処分場をつくっております。

○桑江朝千夫委員 進めていきますが、大急ぎでいきます。陳情第100号の中で、内容が沖縄県全体の90%の焼却量になると書いていますね。陳情処理方針の中で、覇東裁量ではあるけれども、過度の集中により大気環境基準の確保が困難と認めるときは許可しないことができるとあります。株式会社倉敷環境、特にダイオキシンを出したという経緯があるんでね、そのほうで許可しない可能性もあるということによろしいですか。

○下地岳芳環境整備課長 ダイオキシンにつきましては、ことの発端は例の埼玉県所沢市のダイオキシン問題。要するに、焼却炉が集中して、そこに環境基準を上回った云々という背景を踏まえて、国のほうでもそういう過度の集中によってダイオキシンの大気環境基準を守れないという状況が予測されるのであれば不許可にということですよ。ですから、現在、株式会社環境ソリューションにつきましては、倉敷環境衛生組合の施設もありますし、株式会社倉敷環境もありますし、そういった既設の施設から出るダイオキシン量も含めて将来の予

測を今支持をして環境調査というんでしょうか、その解析をさせてます。それに基づいて環境基準をクリアするかしないかという判断をしたいと思います。

○桑江朝千夫委員 そうじゃなくて、過度の集中だと判断したときに、この倉敷、登川、池原その地域に90%の焼却量になると書いてあるんですよ。その量において、覇束裁量ではあるが、過度の集中をして大気環境基準の確保が困難と認める時は許可しないことができるかとあるが、そういう可能性もあるということを読んでいいんですか、その陳情処理方針は。

○下地岳芳環境整備課長 この今の株式会社環境ソリューションの現場において、その可能性があるかどうかというのはないです。そこでいう過度の集中という、過度というのはどれくらいかという数値的なものも根拠もございません。ただ、たまたま多く設置されることによって、大気環境基準、ダイオキシンの0.6ピコグラムの基準を守れないような状況がくるというのであれば、そこには設置は認められませんよということです。現実として、これは研修センターで実際に現状に把握した値も出ておりますけども、基準の0.6ピコグラムに対してですね、測定値は0.023ピコグラムなんです。現状ではかなり低い値です。

○桑江朝千夫委員 そういうことではなくて倉敷地域にですね、倉浜環境衛生組合があり、株式会社倉敷環境があり、株式会社環境ソリューションがある。焼却炉が一体幾つあるんですか。その状態をかんがみて過度の集中とは言わないの。思ってないんですか。集中していると思っていないんですか。集中には当たらないんですか。

○下地岳芳環境整備課長 この過度の集中とですね、大気環境基準のクリアというのは、かつというもので結ばれていましてですね、数が多くて、かつ、なおかつ基準をオーバーした場合という判断でございます。数について何機以上が過度というのが。

○知念建次文化環境部長 法律でいう過度の集中というのは、過去に埼玉県の所沢市のほうでの例があつてですね、半径500メートル以内に16炉というのが過去にあつて、それで過度の集中の規定がそこに登場したようなんですよ。過度の集中というのが、じゃ何機かという明確な基準はないと思います。ただそういう状況があつたときに、大気環境の汚染が生じる状況が出てきたときにはそれはその許可を与えないことができる。あくまで判断は何かといたら、

大気環境の汚染の状況が判断の基準になりますので。

○桑江朝千夫委員 倉敷地域はどうかと聞いているんだからさ。

○知念建次文化環境部長 そういう意味でいうとですね、この法律でいう過度の集中の中にですね、倉敷地域の半径500メートルの地域に幾らあるかといったら、そこは16炉より小さいんでということを含んで言ったつもりです。

○桑江朝千夫委員 それじゃ、相当なエネルギーでもって焼却できる炉があればダイオキシンが出ないわけですよ。幾らでもつくっていいということですか。大気汚染さえなければ、広大な土地がまだあると見られる所に彼らはつくる可能性もあるしね、それはいいということですか。過度の集中というのは、大気汚染しなければ過度の集中というのは大気汚染の集中じゃないでしょう。炉の集中ということを行っているんじゃないの。

○知念建次文化環境部長 過度の集中、数が多くなると大気環境も悪くなるんで。それで過度の集中による大気環境の基準だということの流れだと思うんですよ。ですから、そのまま読めばみんながクリーンに処理できれば確かにそういうこの読み方からするとそうなると思います。炉の数のことは、一つには半径500メートル以内の16炉という過去にそういう事例があったっていうことはあるんです。今だから倉敷のあの地域でですね、確かに県内において向こうのほうに集中されて多い。数が多いという、我々は認識はしてますけど。この法律でいう過度の集中に該当するかどうかということについては、また違う見方がありますということで説明しているつもりなんですけど。

○桑江朝千夫委員 繰り返しになりますので進めます。陳情第72号と陳情第105号を一遍にやりましょうね。

まず、陳情第105号の部分では、沖縄市議会が決議をしているんですね。平成19年6月に株式会社倉敷環境の産業廃棄物処理施設建設反対に関する決議、それはおわかりですか。

○下地岳芳環境整備課長 はい、承知しております。

○桑江朝千夫委員 陳情第72号の株式会社沖広産業の件に関してはですね、きょうの住民の皆さんからの資料の中で、来る日曜日にシンポジウムをするとい

うことで、まるで村民大会のような気がするんですね。これは共催が読谷村役場です。村長も相当な覚悟をもって勝利の道を切り開こうとまで書いてあります。これは村民の意思を感じるんですね。我々は県議会議員ですので大変気になるんですけれども。こういった議会の、市町村議会の決議とかですね、村民の大会、村長を挙げて村民と共にそういった取り組みをするというものを文化環境部長どう感じますか。

○知念建次文化環境部長 3年前に認可申請が出されて以来ですね、先ほど少し話ししましたが、我々としても、地元との合意形成あるいは地元との対話については十分認識しているつもりです。ただ一つには、法律の執行というまだ片方の面もございますので、今後十分地元の住民、村役場あるいは事業者との、十分話し合いの場ができるように、その対話の場ができるように今後努力をしていきたいと思えます。

○桑江朝千夫委員 二言目には、覇東裁量と言ってやらざるを得ないということをおっしゃるんですけれども。まず新規にやろうとすると、糸満市でしたか、八重瀬町の例があるように住民の理解が得られなく撤退するわけですよ。そして、さらに既にある産業廃棄物業者、処分場がまた更新をしようとした時にも当然住民の理解なしには許可しないほうがよいと思っています。しかし、そこには覇東裁量という言い方でやるんですね。そこら辺にちょっと矛盾があるんですけれども。覇東裁量でも、沖縄市議会の決議とかですよ、住民挙げての、住民に地域住民じゃないにしても読谷村の場合は読谷村民挙げてのこういったものもありながら覇東裁量する。これを許可して、何を恐れているのかがわからないんですよ、単純な話。行政的に怠慢であると。指摘は、僕は住民からも、県民からもされないと思えますよ。何を恐れているんですか。その次に何があるんですかね。それを許可しないときには、次に何が起こってきますか。

○知念建次文化環境部長 答えになるかわかりません。法律の趣旨はですね、基準が一致していれば許可しなければならないとなっているものですから。

○桑江朝千夫委員 ですから、許可しないときに、仮の話、許可しない、そうするとその次に何があるんですか。

○知念建次文化環境部長 一つには、許可申請業者から逆にその控訴、告訴等が考えられます。

○桑江朝千夫委員 告訴されたら、どうなる要素がありますか。

○知念建次文化環境部長 それは司法の場に移るわけですから、その司法の判断を待つことになろうかと思えます。

○桑江朝千夫委員 翁長委員からも言われた、たくさんの方が言っているのはそこにあると思うんですね。正義がどこにあるかです。ですから、僕はその後にこんな、裁判とかになってもですね、正しいところが勝つに決まっているという単純な思いがするんですけども。ですから、恐れることなくですね、当然村民の理解を得るまでは許可を与えないということはやってみて。多くの県民も味方するし、何も恐れることないと思うんですが意見としておきます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、7月6日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇